

令和 6 年第 3 回定例会

河 津 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 9 月 3 日 開会

令和 6 年 9 月 13 日 閉会

河 津 町 議 会

令和六年第三回〔九月〕定例会

河津町議会会議録

令和六年第三回〔九月〕定例会

河津町議会会議録

令和6年河津町議会第3回定例会会議録目次

第1号（9月3日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	7
○一般質問	12
渡 邊 昌 昭 君	12
大 川 良 樹 君	28
北 島 正 男 君	45
正 木 誠 司 君	56
○散会の宣告	69
○署名議員	71

第2号（9月4日）

○議事日程	73
○出席議員	74
○欠席議員	74
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	74
○事務局職員出席者	74
○開議の宣告	75

○議事日程の報告	75
○報告第2号の上程、説明、質疑	75
○報告第3号の上程、説明、質疑	78
○承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
○議案第57号～議案第64号の上程、説明、質疑、委員会付託	110
○散会の宣告	122
○署名議員	123

第 3 号 （9月13日）

○議事日程	125
○出席議員	126
○欠席議員	126
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	126
○事務局職員出席者	126
○開議の宣告	127
○議事日程の報告	127
○議案第57号～議案第64号の委員長報告、質疑、討論、採決	127
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○第1常任委員会委員長報告について	135
○河津町議会改革特別委員会委員長報告について	137
○日程の追加	138

○議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	139
○議員派遣の件……………	141
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件……………	141
○日程の追加……………	142
○議長辞職について……………	143
○日程の追加……………	146
○選挙第 1 号……………	146
○日程の追加……………	149
○副議長辞職について……………	150
○日程の追加……………	151
○選挙第 2 号……………	152
○日程の追加……………	155
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	155
○日程の追加……………	157
○常任委員の選任について……………	158
○議会運営委員の選任について……………	159
○選挙第 3 号……………	160
○選挙第 4 号……………	161
○選挙第 5 号……………	161
○閉会の宣告……………	162
○署名議員……………	165
○議案等審議結果一覧……………	167

第 1 日

9 月 3 日（火曜日）

令和6年河津町議会第3回定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月3日（火曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長の行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員（10名）

1 番 正 木 誠 司 君

2 番 北 島 正 男 君

3 番 大 川 良 樹 君

4 番 桑 原 猛 君

5 番 渡 邊 昌 昭 君

6 番 遠 藤 嘉 規 君

7 番 上 村 和 正 君

8 番 渡 邊 弘 君

9 番 稲 葉 静 君

10 番 宮 崎 啓 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 岸 重 宏 君

副 町 長 木 村 吉 弘 君

教 育 長 鈴 木 弘 光 君

総 務 課 長 川 尻 一 仁 君

企画調整課長 島 崎 和 広 君

町民生活課長 鈴 木 亜 弥 君

健康増進課長 土 屋 典 子 君

福祉介護課長 中 村 邦 彦 君

産業振興課長 稲 葉 吉 一 君

建 設 課 長 臼 井 理 治 君

防 災 課 長 村 串 信 二 君

水道温泉課長 友 田 佳 伸 君

教育委員会
教 務 局 長 土 屋 勉 君

会 計 管 理 者
兼 会 計 室 長 渡 辺 音 哉 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 山 本 博 雄 書 記 土 屋 翔

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 今定例会を開催するに当たりまして、クールビズということで、町当局も議会のほうでも、ジャケット着用なしということで今定例会進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

これより令和6年河津町議会第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

2番、北島正男議員、3番、大川良樹議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、8月29日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より9月17日までの15日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

4日は、報告事項、専決案件、条例案件、単行議決案件、補正予算、令和5年度決算8議案の提案理由の説明とそれに対する総括質問並びに決算審査特別委員会への付託をお願いしたいと思います。

4日会議終了後から13日午後1時までを休会とし、その間に決算審査特別委員会による決算審査を願い、13日午後1時から本会議を再開し、決算特別委員会委員長の決算報告についての審議、議員発議による意見書の審議等をお願いしたいと思います。

なお、17日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より17日までの15日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第3回定例会諸般の報告。

令和6年9月3日。

本定例会が開催されるに当たり、令和6年第2回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

6月25日、静岡県町村議会議長会総会及び議長会議が開催され、出席しました。

7月31日、賀茂郡町議会議長会議が開催され、出席しました。

議員研修会、議長会県外視察研修、議会運営上の諸問題等について協議をしました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

6月21日、議員説明会が開催され、定額減税補足給付金事業、新たな住民税非課税世帯等臨時特別給付事業について町から説明を受けました。

6月24日、賀茂郡町職員研修会の傍聴の案内があり、石川県副知事西垣淳子氏による能登半島地震についての講演を傍聴しました。

7月18日、静岡県市町議会議員研修会が開催され、出席しました。

7月19日、議員月例会を開催し、上原美術館上席学芸員田島整氏を講師に迎え、南禅寺の仏像群について研修を行いました。

7月25日、議員説明会が開催され、不要になった学校備品の処分、旧東小学校・西小学校の利活用について町から説明を受けました。

8月1日、子ども議員会が開催され、議員1名が講師として出席しました。

8月27日、議員説明会が開催され、観光庁補助採択事業、旧西小学校みんなの廃校プロジェクトへの参加、防災拠点施設（長野地区）について町から説明を受けました。

同日、議会全員協議会を開催し、第3回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

6月27日、令和6年5月分（令和5年度・6年度）の出納検査報告書を受領しました。

7月26日、令和6年6月分の出納検査報告書を受領しました。

8月26日、令和6年7月分の出納検査報告書を受領しました。

監査結果報告。

8月7日、令和5年度財政援助団体等に対する監査結果を受領しました。

議会運営委員会。

8月29日、議会運営委員会を開催し、令和6年第3回町議会定例会の日程等を協議しました。

河津町議会改革特別委員会。

6月21日、7月19日、河津町議会改革特別委員会を開催し、議会改革に関する事項について協議しました。

常任委員会関係議員活動。

6月17日、7月1日、7月8日、広報常任委員会を開催し、第2回町議会定例会の広報紙の作成、発行を行いました。

7月16日、第1回河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

6月6日、7月5日、7月29日、第1常任委員会を開催し、町有財産の活用について協議しました。

8月7日、河津町都市計画審議会が開催され、第1・第2常任委員長が出席しました。

8月8日、自衛隊協力会理事会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

8月29日、広報常任委員会を開催し、第3回町議会定例会の広報紙の作成について協議しました。

9月2日、第1回河津町表彰審査委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

3、一部事務組合について。

7月31日、下田メディカルセンター議員勉強会。

8月20日、下田地区消防組合議会8月定例会。

8月21日、下田メディカルセンター議会全員協議会及び8月定例会。

8月28日、伊豆斎場組合議会8月定例会。

上記が開催され、組合議員が出席しました。

議長に要請のあった諸会合等。

6月18日、町長とともに新県知事を表敬訪問しました。

6月26日、後期高齢者医療広域連合議会7月定例会議案等事前説明が行われ、出席しました。

7月11日、夏の交通安全県民運動街頭広報が行われ、議員とともに出席しました。

7月20日、今井浜海水浴場安全祈願祭が行われ、副議長とともに出席しました。

7月22日、静岡県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会が開催され、出席しました。

7月25日、第46回下田国際カジキ釣り大会前夜祭が開催され、出席しました。

7月26日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会等合同促進大会が開催され、出席しました。

7月28日、第46回下田国際カジキ釣り大会表彰式が開催され、出席しました。

7月30日、日台経済文化交流協会を町長、観光協会長とともに訪問しました。

8月3日、今井荘開業記念祝賀会が開催され、出席しました。

8月6日、子ども議会本会議が開催され、議員とともに傍聴しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第４、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 行政報告を申し上げます。

本定例会が開催されるに当たり、６月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

令和５年度決算について申し上げます。

令和５年度一般会計決算は、歳入総額５０億２,１８８万１,１７８円で、前年度比０.５％の減、歳出総額は４８億２,１５０万１,２０９円で、前年度比１.０％の増、歳入歳出差引額は２億３,７９万９,９６９円となりました。

歳入の状況については、町税は主に町民税が前年度比２.７％の増、固定資産税が前年度比０.３％の減となり、町税全体では前年度比０.１％の減、１０億５,９７万８,０６４円となりました。その他の歳入では、地方交付税が前年度比５.０％の増、使用料及び手数料が河津バガテル公園の指定管理移行に伴い、前年度比２４.８％の減、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症対策関連事業費の減額等により、前年度比１８.９％の減、県支出金が県単独治山事業費の増額等により、前年度比１２.１％の増、町債が同報無線デジタル化事業に伴う緊急防災・減災事業債や防災拠点施設整備事業に伴う過疎対策事業債の増額等により、前年度比１４.８％の増となりました。歳入総額は前年度に比べ２,７３９万５,５４４円の減収となりました。

一方、歳出の状況については、子育て支援施設整備事業や文化の家長寿命化事業等は完了しましたが、橋梁長寿命化補修工事や防災情報伝達システム整備工事等の実施により、歳出総額は前年度に比べ４,６５９万１,２４円の増額となりました。

詳細につきましては、令和５年度決算について本定例会に提出しておりますので、ご審議をお願いいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表することになっている健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字決算により非該当、実質公債費比率は５.９％、将来負担比率は充当可能財源の増額等によりなしとなり、早期健全化基

準をそれぞれ大きく下回りました。また、公営企業の健全化判断比率である資金不足比率も、黒字により非該当となりました。

これらの健全化判断比率から見ても、当町は健全な財政運営を維持していると判断できるところですが、さらなる財源確保が難しくなる中、最小の投資で最大の効果を上げることが念頭に、町民と共に創り上げていく「共創のまちづくり」として、民間の力も活用しながら、新しい時代のまちづくりを推進していきたいと考えております。

旧西小学校施設の利活用について申し上げます。

文部科学省が実施をしているみんなの廃校プロジェクトに施設情報等を掲載すべく、8月15日に掲載依頼を提出し、9月上旬から活用用途募集廃校施設一覧に掲載をされます。今後は、活用希望事業者からの提案内容の確認等を行いながら、事業提案型プロポーザル実施に向けて、募集要項を作成してまいります。

また、旧東小学校施設につきましては、指定管理者の公募を行うべく、現在、公募要項を作成中です。

姉妹都市白馬村交流事業について申し上げます。

6月27日、28日の2日間、白馬村立白馬南小学校の6年生20人が来町し、28日に河津小学校6年生48人と交流事業を実施をしました。当日は、あいにくの雨で、予定をしていた今井浜海水浴場から河津バガテル公園内ワーキングスペースに場所を変更して行いました。今年1月に実施をしたスキー交流以来の再会に喜び合う様子も見られ、今後も長く交流事業を継続していきたいと思います。来年1月には両小学校の5年生によるスキー交流を予定しております。

都市等交流事業について申し上げます。

7月7日に東京で行われた静岡まるごと移住フェアに参加をし、移住希望者と直接顔を合わせ、移住定住に向けた意見交換等を実施をしました。

7月27日にはTOPPAN株式会社との実証実験として、都市で暮らす人が地方で暮らす人との交流や体験を通じて、地域固有の生活価値を見つけ、地域のお助けができるお出かけ旅、わさび沢の環境整備体験ツアーを実施をしました。関東圏から8名の方が参加をされ、わさび沢の環境整備のお手伝いを通じて、河津町の農業に対する興味を深めていただきました。今後も関係人口の増加促進に努めてまいります。

8月2日に包括連携協定を締結をした学校法人服部学園服部栄養専門学校と協働して、地元高校生を対象にオープンキャンパスを実施をし、15名が参加をしました。また、8月5日

には町民を対象とした調理実習を開催し、15名がプロの味を学びました。

河津町子ども議会について申し上げます。

町の将来を担う子供たちがまちづくりについて学び考えるきっかけとして、8月6日に河津町子ども議会を開催をしました。小学校5年生から中学校3年生までの子ども議員6名が登壇し、町政への質問や提案を行いました。子供たちの率直な思いを受け止め、まちづくりに生かしたいと考えております。

住民向けスマートフォン教室について申し上げます。

誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目指し、総務省デジタル活用支援推進事業（地域連携型）を活用し、9月2日から来年1月29日までの間に、対面によるスマートフォン教室を延べ13日間、39講座を開催しています。

スマートフォンの基礎的な使い方から、安全にインターネットを楽しむ方法や、11月導入予定の河津町公式LINEの登録方法などを学ぶことができます。

町全体のDX推進のためには、住民のデジタルに対するスキルアップも重要となりますので、皆様のご参加をお待ちしております。

町税の滞納対策について申し上げます。

令和6年度の7月末までの賀茂地方税債権整理回収協議会による滞納整理の状況は、預貯金、生命保険、給与等の財産調査718件、実態調査85件、財産差押え15件を実施をしました。さらに、徴収困難な事案については、静岡地方税滞納整理機構に移管をしており、10件、284万2,300円を移管をしています。これからも引き続き積極的な滞納者の実態把握に努め、財産のあるものについては差押えを実施し、徴収につなげてまいります。

各種検診事業について申し上げます。

7月18日から27日にかけて、胃がん、肺がん、大腸がん検診を町内各所で実施をし、延べ853名が受診をしました。

9月10日からは特定健康診査、総合健診、後期高齢者健診、きっかけ健診を予定をしています。日によっては空きがありますので、受診を希望する方はお問い合わせください。

地籍調査事業について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、見高地区七子トンネル付近から舟戸の番屋付近の0.08平方キロメートルを実施区域とし、7月26日、27日に説明会を開催をして、調査の目的及び実施方法等を関係者の皆様に周知をしました。

また、昨年度に現地立会いを実施をした谷津地区栖足寺付近0.09平方キロメートルについ

ては、測量成果の閲覧を9月6日から行います。

夏の海水浴について申し上げます。

7月20日に今井浜海水浴場の海開きを行い、8月25日まで運営をしました。

今年は、厳しい暑さや8月8日の南海トラフ地震臨時情報による巨大地震注意の発表があり、入り込みは1万9,794人、前年比10.7%の減となりました。

南海トラフ地震臨時情報への対応について申し上げます。

8月8日に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が南海トラフ地震想定震源域内で発生をし、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。町では、地域防災計画で定めるとおり、町民へ地震への備えの再確認などを周知をしました。また、関係職員は、事前配備体制（警戒体制）で、24時間の情報収集を臨時情報が終了した15日まで行いました。

南禅寺伝来諸像、国重要文化財指定について申し上げます。

8月27日、伊豆ならんだの里河津平安の仏像展示館に展示されている南禅寺伝来諸像26体が国の重要文化財に指定をされました。今後も所有者の谷津区をはじめ関係機関と連携を取りながら、適切な保存、生涯学習や観光への活用を図っていきたいと考えております。

また、新たに町指定有形文化財に南禅寺仏像残欠群17体を指定しました。こちらも同様に保存と活用を図っていきたいと考えております。

平和学習事業について申し上げます。

昨年度に引き続き、8月1日、2日と、河津中学校生徒を広島へ派遣をしました。戦争や原爆がもたらした深い悲しみと癒えることのない心の傷を真摯に受け止め、命の尊さや平和の大切さを育むことを目的とし、非常に有意義な経験となることから、今年度は昨年度から2名増員をし、4名で実施をしました。

青山学院大学学習交流事業について申し上げます。

平成29年に締結をした町と青山学院大学と連携協定の一環として、8月22日、23日と、河津中学校の3年生24名が青山学院大学体験教室に参加しました。今年度は、併せて包括連携協定を結ぶ学校法人服部学園服部栄養専門学校も訪問し、将来のキャリア形成に向けた貴重な体験を得ることができました。

第25回静岡県市町対抗駅伝競走大会について申し上げます。

第25回静岡県市町対抗駅伝競走大会は、11月30日に静岡県庁前をスタートし、草薙陸上競技場までの12区間42.195キロで予定をされています。河津町派遣選手団は8月10日より毎週

土曜日に河津中学校グラウンドで練習を行っておりますので、町民の皆様の応援をお願いいたします。

主な入札結果について申し上げます。

令和6年6月26日に実施をした県単独治山（補助）事業大鍋地区星原治山工事は、斉藤土木株式会社が落札し、4,422万円で契約をしました。この事業は、大鍋地区星原の水路について、大雨時の土砂流出を防ぐことを目的に、谷止工から流末までを3か年かけて施工するもので、今年度が2年目となっております。

7月24日に実施をした花卉園駐車場整備工事は、株式会社大塩組が落札し、2,594万9,000円で契約をしました。この事業は、花卉園の利用者の利便性の向上を図るため駐車場を増設するものです。

8月28日に実施をした道路メンテナンス事業町道下佐ヶ野清水沢・下天川線（天川橋）の撤去工事は、東海建設株式会社が落札し、2,816万円で契約をしました。この事業は、令和元年の豪雨により破損をした天川橋を撤去するもので、2か年をかけて行う予定です。

その他の入札結果につきましては、別紙を参照してください。

報告は以上のとおりです。

厳しい財政状況が続きますが、町民の声を真摯に受け止め、一層の行政運営の効率化に努めながら、誰もが安心して暮らせるまちづくり、豊かさをみんなで創るまちづくり、未来を創る人が育つまちづくりを進めてまいる所存でありますので、今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） これで町長の行政報告を終わります。

10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、一般質問に入ります。

質問は1件ごと一問一答方式とするか一括質疑方式とするかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

5番、渡邊昌昭議員、3番、大川良樹議員、2番、北島正男議員、1番、正木誠司議員。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

5番、渡邊昌昭議員。

〔5番 渡邊昌昭君登壇〕

○5番（渡邊昌昭君） おはようございます。5番、渡邊昌昭です。

令和6年第3回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可を得ることができましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、1問目、居住外国人への対応について。

2問目、食品衛生法改正に伴う第6次産業について。

3問目、公共交通についての3問です。

町長、副町長、教育長、担当課長の答弁をお願いいたします。

質問に入る前に、昨日までの台風10号による大雨により被害を受けた皆様、影響を受けた皆様に、まずもってお見舞いを申し上げます。

それでは、1問目、居住外国人への対応についてです。

本年度の河津桜まつりの来場者が60万人を超え、コロナ流行の前に戻りつつある中で、観光客の2割近くが海外からの来訪と推定されております。町長もそれ以上の外国人観光客が訪れたのではないかと前回の定例会で感想をおっしゃっておりました。日本を訪問する外国人も増加しておりますし、町内に来訪する外国人もそれに伴ってか、増加していることを実感しております。

それに伴ってか、町内に居住する外国人も増えています。人口減少、高齢化の進む中で、町内に居住する外国人の方々は貴重な労働力となっていていただいております。10年前の平成26年末には26名、人口に占める割合は0.33%でしたが、令和5年末時点では74人、同じく割合は1.1%と3倍に増えているのが現状であります。本日、下で調べさせてもらったんですけども、9月1日現在では人口6,412人に対し、外国人が87名ということで、人口比に占める割合が約1.4%、このように増えているとのことでした。

町長は先日、賀茂郡の町長会で将来の人材派遣を見据え、ベトナムを視察訪問したと聞いております。今後の人材として期待もしていることと思われれます。今後、河津町に働く場所を求め、外国人もさらに増えるものと思われれます。外国人に限らず、町が移住・定住を進める中で、他府県から移住される方も増えることが予想される中で、生活のパターン、モラル、特に言語の微妙なニュアンスによる意思の疎通の問題で、多くの面でこの地に育った人たちの異なる点が多いというのが現状ではないでしょうか。日本人との交流については、数々の問題が発生するのではないのでしょうか。トラブルが発生するのではないのでしょうか。心配します。

移住・定住を進める中で、同じ日本人である国内からの移住者にとっても、これまでの生活のマナーや習慣に戸惑うことが数多くあるように思われれますし、海外からの移住者にとってはなおさらのことと思います。国際化が進む中で、住みよいまち、移住してよかったと思われる河津町にするため、今後予想される問題について伺いたいと思います。

まずは、言葉の壁です。

役場を訪れる外国人の方にとって、転入届から始まる各種申請などは難しいものと思います。窓口の対応が必要です。転入してきた外国人の方が通訳者と一緒に来ているとは限りません。さらに、全ての職員が多くの言語に精通しているとは思いません。近年では翻訳機も流通しておりますし、スマートフォンのアプリで翻訳機能がありますが、全ての外国人が翻訳機能を持ったスマホを持っているとは限りません。まず、外国人との窓口対応はどのようにしているのか、役場内で使える翻訳機などは備えつけられているのか、この辺について伺いたいと思います。

そして、生活のルールのご案内です。

以前の質問では、窓口では国内からの転入者に対して、ごみの出し方や町民サービスのパンフレット、これらを一式そろえて手渡しているということでありましたが、海外からの転入者にはどのような対応をしているのでしょうか。最低限のルールや住民サービスの内容を

何か国語かでリーフレットなどを準備しているのでしょうか。

そして、トラブルの発生です。河津町に居住している外国人は、集合住宅や戸建ての家に居住しているものと思いますけれども、近隣の住民と言葉の違いによる微妙なニュアンスによる意思の疎通ができなかったり、生活のパターンの違いやマナーの違いなどから、各種の小さなトラブルや相談事が発生しているのではないのでしょうか。集合住宅では、大家さんや不動産業者による案内があると思いますし、戸建ての住宅では、近隣の住民による指導があると思いますが、ちょっとした行き違いなどがあるのではないかと心配します。

下田警察署、これに問い合わせたところですが、これまで河津町内ではこのような警察が関与するようなトラブルや困り事相談、これについてはこれまでないというような回答をいただきましたが、私のところには、町民の方から、警察を呼ぶほどでもないんですがということで、夜中にうるさいとか、騒音問題での相談を受けたことがあります。私としては、余りにもひどいときには派出所や駐在所に相談するように指導しましたけれども、役場ではそのようなトラブルや相談はないのでしょうか。このような相談は外国の方に限ったことではありませんけれども、相談状況について質問したいと思います。

そして、もう一つ、緊急時の指導についてお聞きします。

町内では、各戸にハザードマップ、これが配布されており、危険箇所の様子などが知らされております。今回の台風でも、皆さんテレビなどでもハザードマップを確認してくれというようなことが報道されておりましたけれども、海外の居住者の方には分からないと思われます。実際にこれがその方たちにも配布されているのでしょうか。どのように説明をされているのでしょうか。町内の津波浸水地域、避難経路の路面標示の説明や避難施設の説明、これなどはされているのでしょうか。希望者には外国語のハザードマップなどが用意されているのでしょうか。この辺について伺いたいと思います。

答弁をお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員の居住外国人への対応について、4点ほどあったと思いますが、お答えしたいと思っております。

まず、居住外国人への対応ということで、基本的な考え方をまず申し述べたいと思っております。

河津町においては、先ほど議員からお尋ねのように、外国人登録者、議員の最初の質問では74人で約10年前から1.1倍に増えているということでございます。それから、最近では

87人で、1.4%を占めているという、そんな実情がありまして、この10年間でも増えているという状況がお尋ねのとおりだと思っております。ただ、割合としては高くありませんが、確実に居住者は増えておりますし、今後も増えるものと私も思っております。

お尋ねの点の幾つかの認識でございますが、ご存じのように、国でも平成30年から外国人材の受入れ、共生のための総合的な対策を進め、本年6月にも関係各省庁による外国人材の受入れ、共生に関する関係閣僚会議で改正をされ、対策等が示されて国が進めております。国の基本的な対策については、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会を実現するという目的を持って、環境整備として、受け入れる側の日本人が共生の社会の実現について理解し、協力をするように努めていくだけではなく、受け入れられる側の外国人もまた共生の理念を理解をし、日本風土の文化を理解するよう努めていくことが重要であるということを示されております。このキーワードは共生ということだと思っております。

また、国では、2023年令和5年の入管法改正によりまして、新しい在留資格、特定技能制度、ご存じだと思いますが、特定技能制度をつくりました。この制度を創設したことで、日本国内の人手不足が深刻とされる宿泊業ですとか飲食業など、特定の14の産業分野では、一定の専門性ですとか技能のある外国人を即戦力として受け入れることが可能となりました。これまでの技能実習生では、国際協力が目的で、最長5年しか日本に滞在できませんでした。が、技能実習から労働力不足解消の特定技能が可能になったことで、資格により5年を過ぎても引き続き日本で働くことも可能になりました。このような背景もありまして、人材不足を背景に、全国的に外国人労働者との関係が多くなるものと考えられ、多文化共生の必要性も高まるものと考えております。

地方自治体として、国の関係省庁の対策や支援を受けながら今後対応していくことになってますが、対応は、教育ですとか就労、情報、法律など多岐にわたります。現状の河津町を見ても、人口の割合などを見ても、まだまだ都市部に比べると少なく、大きな問題になっているとも思いませんが、当面は、政策としてではなく、万が一の問題となる事案が起きた場合の対応について、関係機関と相談をしながら対応する状況ではないかと思っております。

また、居住者ではない観光客なども国全体では増加をしておりまして、今後の誘客のターゲットとして重要であると国も数々の政策を進めておりまして、河津町でも観光協会が観光庁の補助金を得て、昨年度から積極的に進めている状況であります。これからは先ほどの共生、共に生きるや多様性の社会への対応などの考えの下に、世の中が変化してくるものと思

いますが、国際的な視点や観点、日本独自の文化や伝統などの理解を深めることが大事かと思っております。

以上を踏まえて、議員お尋ねの具体的な件についてお答えします。

まず、1点目の通訳の配置状況ですが、そのことについてお答えします。

外国人が住んでいる方も幾つかの状況が考えられます。議員もお尋ねのように、既に日本語の会話ができる場合ですとか、あるいは日本語の会話ができない場合、また外国語でも英語が話せる方、その他外国語のみの方、両方話せる方などいろいろなパターンがあると思います。全てのケースに対応することは無理かと思っておりますが、今の河津町の状況では、基本的に窓口通訳の配置は必要を感じておりません。現状では、携帯電話などのアプリでも、無料の多種の言語と日本語の翻訳会話の機能を持ったものもありますので、補助的な役割は可能かと思っております。

次に、2つ目の生活ルールの指導でございますけれども、生活ルールの指導については、外国人の居住状況にもより異なると思いますが、例えば、企業や人材派遣会社などの雇用をしている場合には、受入れ側で日本での生活ルールなどを責任を持って行うべきと思っております。単に個人で居住している場合には、周辺といいますか、隣近所の方が指導していただけるとありがたいと思っております。

次に、トラブルの状況でございますが、具体的なトラブル等については聞いておりませんが、観光客を含めて、幾つかの対応を迫られた話は聞いたことがございます。それから、緊急時の対応につきましては、外国人だからといって説明やら指導を行っておりません。ただ、新聞などでは、先日の南海トラフ地震の臨時情報、巨大地震注意が発令されたときに外国人にどのように周知するかが今後の課題として取り上げられているということも聞きました。町の今後の対応につきましては、自主防災会などとも意見を踏まえて対応したいと考えております。

以上でございますが、その他お尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 町民生活課からは、外国人居住者への窓口での対応状況、転入者への案内方法、相談等の発生状況の3点についてご説明します。

まず、改めてですが、最新の9月1日現在で、外国人を含む町の総人口は6,412人、うち外国人登録者数は87人で、総人口の1.36%を占めております。

窓口の状況ですが、外国人の方が窓口に来庁されるのは、主に住所の届出のための転入転出の手続のためで、既に日本国内にお住まいで、静岡県外から町に転入する方が多く見られます。転入の手続には、就労の場合は就労先の事業所の方、個人の場合は日本語の話せるご家族などを伴って来庁されますので、窓口で言語の対応に苦慮するということはありませんが、多言語に対応するために、窓口のタブレット端末には、職員が話しかけると外国語に翻訳してくれる音声翻訳アプリを入れ、備えております。

次に、転入時の生活ルールの案内ですが、ごみの出し方などの通常の転入する方と同様の案内をご同行された事業所の方やご家族を通じて説明し、ご理解を得ております。そのための多言語専用の案内等は、今のところ備えてはおりません。

最後に、外国人居住者に関わる相談等の問合せに関しましては、昨年度1件、野焼きの通報がありましたので、現地指導を行いました。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） ちょっと今聞き取れなかったんですけども、相談事って何だったか、これ1回の質問になるのですか。後で答えてもらいたいと思うんですけども、続けて質問したいと思うんですけども、翻訳機が窓口には置いてあるということで、最悪の場合それを使うことができるということでしたので、それについてはほっとしているところでありまして、スマホの翻訳機能のついているアプリというと、会社によっては若干内容が違ってくるのかなと思いますし、それが統一されているものが窓口にあるよということであれば、いいかなと考えます。

同行してくれる方にルールなんかを説明してくれるという、今、回答でしたけれども、これも後でじっくり、一遍に全部言われてもなかなか分かるものではないものですから、できれば、それらのことがせめて英語でも生活のルール、そういうことが分かるようなリーフレットがあれば、後でじっくり家に帰ってからそういうルールを見返すことができると思いますので、それらについても、何十か国語も必要ではないとは思いますが、主立った言語についてはつくっていただくことも必要なかなと、このように考えます。

今後もさらに居住される外国の方が増えていく、このように町長もおっしゃっていますし、推測されますけれども、高齢化の進む中で、これからの河津町にとっては必要な方々です。これからの町民になる方への親切な行政サービスが必要と思うところではありますけれども、今後の対応について、これについてどのように考えるのかを伺いたいと思います。

この10年の間に3倍、このようになった外国人居住者ですけれども、今後も増加することが想定され、町民の人口は減少しており、町民に占める割合もさらに大きくなるということが想定できます。高齢化が進み、海外からの労働力は町内の産業振興には欠かせないものになっていくものと考えます。せっかく日本に、さらには河津町、ここに働きにきて、不慣れな場所で生活することになるわけですから、外国の方にとっては、河津町に来て、よい印象、これを与えることが必要かと考えます。河津町で働く海外の方々が暮らしやすい、住みやすいと感じてくれれば、口コミでさらに多くの海外の方が職を求めに河津町にやってきてくれるのではないのでしょうか。移住してくれば、最初の手続をするのが転入届、これをするのが役場ですから、柔軟な役場窓口の対応が必要だと、このように考えております。

今後、増加が予想される外国人居住者に対して、町民生活のルールや災害時の避難方法、これらの講習会、先ほど町長の回答の中に、連れてきた受入れ会社の方がそれらを指導してくれればということをお願いしたいということでしたけれども、国によっては避難方法など講習会、それぞれの母国語で開催することによって、外国人居住者にとっては暮らしやすい町になるのではないのでしょうか。また、職の違った外国人同士が会うことによって、それらのコミュニケーションというのもできてくるのかなと。このように考えますけれども、今後はどのようなことを案内していくのか、予定しているのか、町の考え方、これについてお答えを願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の対応についてのお尋ねですが、お答えします。

外国人の受入れについては、いろんな形があるかと思います。当然、居住されてお仕事で来られる方、あるいは観光で来られる方もあるかと思いますし、それから私も調べて、実際の町長会の研修でベトナムなんかに行きましたけれども、いろんなパターンの日本へのビザの発行のケースがあるようでございます。今までは技能研修というのが主でしたけれども、今度は特定の技能が出てきたりとか、またそういう部分もあるみたいですので、それによっても違うかなと思っております。

ただ、何よりもやはり受入れ側として、町民ですとか受け入れる企業等が外国人に対してどう対応するかということだと思います。特に町民については、先ほどから申しているように、多様な方々ですので、共生というのはこういう中で共に生きていくんだという、暮らしていくんだという中で、お互いにそういう意識を持ちながら受け入れていったり生活していくことがまず大事ではないのかなと思います。そういう点で、河津町としては、基本的には

町民の理解を得た中で、今後進めていきたいなと思っております。

特には、今までですと、外国人の文化や考えが違うことについて、よく外国人は来るなだとか無責任な暴論ではなくて、これからはどうすれば外国人が住みやすいとか来てくれるとか発想の転換をすることがまず大事ではないのかなと思っております。確かに、日本は気候風土や人も含めて、日本の四季を通じた気候や多様性、そこに生活する人の気性や知恵など、独自の日本らしいものも大分あるわけでございます。また、外国人の人たちも日本のすばらしさを認識するとともに、全ての人ではないにしても、外国人にもそのすばらしさですとか基本的なルールの中で味わってもらうような対応をしながら、共生という新しい価値を見いだしながら、そういうことが認識できるような関係性がやれたということが私は理想かなと思っております。

また、議員がお尋ねのように、観光業などでも産業振興の面でも、人手不足が大きな問題となっている状況でありまして、外国人の労働者の受入れは重要な課題でありまして、産業を進めていく上に必要性が高まると思いますし、既に大きな動きとして私は進んでいるものと認識をしております。

私も数日前ですけれども、地元の設備会社の方が外国人を最近受け入れたという話を聞いたものですから、実際、事業所に行って様子を聞いてきました。その方はインドネシアの方若い人たちを技能研修という形で受け入れているのですけれども、居住の関係ですとか、あと生活の関係も大分その方、企業の方が面倒を見ていられるようでありますけれども、また、そういうあっせんする会社というんですか、そういうところもあるみたいで、その方も1か月に1度は指導に来てくれるようです。

ですから、その方が言うには、今のところトラブルはなく、とにかく驚くのは、働きに来ている方たちはとても一生懸命で真面目な方ですよということで、面倒見ているわけでございますけれども、1年後にもう一度試験があるみたいです。それに合格すると、さらに延長もできるみたいで、それを目指して、仕事もそうですけれども、生活、会話等も一生懸命教えているということで、うまい関係ができているという話を聞いておりますので、そんなことを見ますと、これからそういうことが町にとって大事なのかなと思いますし、そんなことを思っております。

それから、今後、もし考えられるとして、町ができるとしたら、協力者が必要なんですけれども、まず私は言語が大事だと思っておりますので、できるかどうか分かりませんが、例えば日本語の指導を行うボランティアサークルみたいなのがあれば、そんな方たちに

ご協力をお願いして、外国人の支援ができれば、まず言語のことがある程度そういう形で指導できれば、より住みやすくなるような感じもしますので、そんなことについても今後考えてみたいなと思っております。

それから、議員から質問があった件で担当課長から答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 先ほどの相談案件等の発生状況なんですが、昨年度1件、野焼き、煙が出ているという通報がありまして、現地指導に伺ったところ、居住者ではなかったんですが、外国人がおりまして、近くに居住者がいる事業所の寮もありましたので、注意を促しました。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 町長からの説明がございましたけれども、外国人の方、外国の方との多様性と共生の意識ということを持たなければいけないと、本来ここにいるもともと河津町に住んでいる方、これらの方の発想の転換、これも必要なのかなと考えます。それらの指導も含めて、役場が主体となって指導していただければいいなと思いますし、外国からの居住者、これらも変わることによって、住みよいまち、住みやすいまち、先ほど言っていた安心で安全なまち、これに河津町がなっていただきたい、このように考えますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

続いて、2問目の質問に移らせていただきます。

食品衛生法、これの改正に係る6次産業への対応ということで、質問させていただきたいと思います。

令和3年6月1日に食品衛生法が改正されました。改正変更点の中に、これまで許可の必要のなかった漬物業の許可が必要となりました。漬物業に該当するのがこの辺でいうと、私もやっていますけれども、わさび漬、それから梅干し、たくあん、ぬか漬などの農家の出荷するものが該当します。ゆでタケノコ、コンニャク、ところてん、ゆでぶき、これらも必要になる、このように聞いております。

これらの農家の出荷するものが該当するわけですが、河津桜観光交流館をはじめとするファーマーズマーケットに、これら漬物が新たに許可を得ずには出荷できなくなりました。3年間の移行期間を経て、この6月からは、これまでどおり出荷ができないということになったわけです。

農業の1次産業、加工の2次産業、販売の3次産業を合わせて6次産業、このようにされてきましたけれども、高齢化や小規模を理由に、保健所の許可を得ることをちゅうちょする方が多くいるということです。国の定める法律が改正されたということで、河津町内だけ許可なしでいいというわけにはいきませんが、田舎の味、おふくろの味といった昔ながらの作り方によって作られた漬物、これが手軽に購入できなくなってしまいました。

ここで質問なんですけれども、漬物業許可制度に対する町の対応であります。

これまで許可の必要のなかった漬物業ですが、新規許可が必要となりました。法律が改正されたということで、新規の許可を得るためには、水回りの整備や施設の整備が必要で、その資金やまた申請書の作成といった事務処理などが大きな壁となっております。高齢化や小規模を理由に、廃業を考えている町民の方がいらっしゃいます。実際にそのような方が多くいることは私も承知しておりますけれども、町はそのようなことに対してどのような対応をしていくのか、相談を受けることができるのか、窓口は実際にはどこが対応してくれるのか、この辺について伺いたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の食品衛生法改正に係る漬物業等の対応についてお答えします。

議員がお尋ねのように、2021年令和3年6月に改正食品衛生法の施行によりまして、3年間の経過措置期間が取られましたが、本年2024年令和6年5月31日をもって、6月1日から営業許可を得ていない業者は製造販売ができなくなりました。新聞、テレビ等でも梅干しなどのおふくろの味、手作りの漬物の味わいができなくなるおそれがあると報じたニュースもございました。背景には、広域的な食中毒の発生や拡大防止等のためなどが挙げられております。

議員がお尋ねのように、高齢者や小規模だった事業所が改正により設備などを持つ負担を考えられて、3年間の移行期間があったわけですがございますけれども、その間に判断をされて、事業を継続しない人がいたかもしれません。

お尋ねの新規許可への設備資金の確保や事務処理負担などの相談は受けておりませんが、今後はそのような相談があれば、該当制度など含めて相談には対応したいと思っております。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） お金の面では、非常に町としても補助とかその辺はできないと思う

んですけれども、そのような相談、それから事務申請の指導、これについては実際にしていただければ心強いのかなと、このように考えておりますけれども、対応は産業振興課でよろしいのでしょうか。これについてちょっとお聞かせください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 実はこれ、大変部署としては難しい問題がありまして、事業者としては産業振興課、ただ、食品衛生法につきますと、健康増進課になるかなと思いますので、その辺が法律の部門ではそういうことになりますけれども、私としては事業者がどういう方かによっても違ってきますし、基本的には商売的な形でそうなると産業振興課かなと、そういう認識でおります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5 番、渡邊昌昭議員。

○5 番（渡邊昌昭君） これ、本当に産業振興だけで考えると、商売ということを考えると、産業振興課になるのかなと考えますし、保健衛生的なことを考えると健康増進、こちらのほうの担当になるかと思っておりますけれども、その辺の窓口をはっきりと案内していただければ、今後も相談する方、これがうまく相談できるのかなと考えますので、お願いしたいと思えます。

そして、自家消費する漬物、これについてはこれまでどおり作ることができますし、できるんですけれども、販売することが今まで言ったようにできない。自家製の味噌を作るのにもそうなんですけれども、販売することはやはりできないということで、味噌の醸造の許可が必要になるということですから、自家消費用の味噌を作るのにも1年分の味噌を作るのにかなりの量を作るために施設が必要だという方には、JAでは、それらの施設を貸出しして、そこで味噌を作っていいよということでやっておりますけれども、先ほどから言うとおりに、販売することができないと。

漬物業の許可が必要になり、小規模な生産者にとっては新たな投資という、これは大変な負担になるわけなんですけれども、小規模な生産者に対する支援、補助、これは考えているのかなと。施設の補助でもいいんですけれども、具体的な制度などがあれば、お教え願いたい、このように考えます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、小規模事業者に対する支援の関係でのお尋ねですので、お答えします。

議員おっしゃるように、味噌作りを含めまして、町にグループなどで製造していることは承知をしておりますし、私も観光交流館などを見ても、従来出品されている方で、継続して出品をされている方もいるように感じます。また当然、許可を得て製造して販売しているものと思いますが、今後そのような小規模事業者がいるかどうかも含めて、移行期間の3か年を経た現時点ですので、改めて助成制度が必要かどうか検討する必要があるかと思います。

現状で考えられる支援制度については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、現状で対象となる支援制度ということで、説明をさせていただきますと思います。

許可に関する支援制度につきましては、現在ございません。あと、施設整備等に係る資金の支援策としては、農業関係でいきますと、河津町農業近代化資金利子補給金制度がありまして、農業等の資本整備の高度化、経営の近代化に資するために、融資機関から農業近代化資金の融資を受けた場合、県の利子補給制度の条件によりますが、1%から2%の範囲内で最長5年間、利子補給金を上乗せ受給する制度がございます。

また、商工関係でございますが、河津町創業及び経営改善対策貸付金利子補給金制度がございます。小規模事業者等を対象に、創業及び経営改善事業に必要な資金の融資を受けた者に、利率の2分の1と1%を比較して低いものとし、年間5万円を上限とし、2年間利子補給金を受けられる制度がございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） この漬物業が継続できなくなってしまうという方もいらっしゃる、本当に思うんですけども、水回りの整備、それからあとは冷蔵庫の設置だとか、その辺が新たに必要になってくる、多くのお金がかかってしまうんですけども、これらについてもこのような制度があるよということ、私もちょっと分からなかったんですけども、この近代化の資金とか、その辺のものがあるよということをもっとアピールしていただければ、それらの方も、もう一回やってみようかなということが出来るのかと思いますので、それらの広報もよろしくお願いしたいと思います。

そうすれば、この辺に残っている河津町らしい漬物、これらも残っていくのかなと、これからの後世につなげる食品として残るのかなと、このように考えますので、どうかよろしく

お願いしたいと思います。

最後の質問に移ります。

地方公共交通についての質問であります。

地方公共交通は、伊豆急行はじめ東海バス、東海バスによる自主運行バス、逆川と河津駅を結ぶ町営バス、上地区の4地域を移動する町バス、これらがありますけれども、町民の需要と合致していない、これが現状であります。

昨年の第3回の定例会で、第1常任委員会から公共交通についての報告がなされ、その後、町長に常任委員会として提言をなされました。私たちもその提言後の進展について静観してきたわけですが、昨年度の公共交通会議を傍聴させていただき、提言の一部が報告されておりました。町長自身も現在の町バスの運行に関して、満足はしていないと思っていますけれども、公共交通について、その仕組みを変更させ、どのように進展させていくのか、この辺について、町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、3問目の地域公共交通についてお尋ねですが、お答えします。

進捗状況についてお答えしたいと思っております。議員のお尋ねのとおり、昨年9月に町議会第1常任委員会の報告を受けて、検討を進めてまいりました。たしか今年3月議会でも、他の議員からも同じような質問を受けていると思いますけれども、そういうことが経過としてございます。

特に、昨年9月の第1常任委員会からの報告につきましては、内容としては積極的な改善と公共交通会議等での検討をとというのが主題だったように思っております。そういうのを受けまして、昨年の12月に地域公共交通会議にて、議員がお尋ねのように、情報提供として、議会の第1常任委員会からの公共交通に関する研究テーマについての提言を受けて、情報提供を行いました。協議事項の中には、デマンド交通実証実験についての事業者の協力をお願いし、今後の具体的な内容については、検討事項として継続となりました。今後も、町からの提案も含めて、この会議において公共交通の協議を進めていきたいと思っております。

この問題は、前々から私も高齢者や観光事業者などからも要望を受けておりまして、まずは、実証実験に取り組むべく事業者などと折衝を進めてきておりますが、事業者との折衝の中では、高齢者などの町民を対象にした予約制の貸切りタクシーの利用による実証実験の見込みができつつあり、できるだけ早い時期の実現に向けて取り組んでいるところであります。

実証実験の具体的な内容、費用については議会の皆さんにお示しし、ご理解いただければ、取り組んでいきたいと思っております。

一方では、以前答弁をした夜間におけるライドシェア制度の活用については、新たな国のライドシェア制度なども事業者が限られるなど、いま一つ進捗していない状況でございます。検討内容につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 私からは検討内容について説明させていただきます。

以前よりA I 予約システムを取り入れたデマンド交通の導入を検討しておりましたが、当町は、東西に13.7キロメートル、南北に14.7キロメートル、さらに主要路線の国道135号、414号、県道下佐ヶ野・谷津線から離れた集落も多くあり、デマンド交通を行うには地勢的に困難と判断しました。2台のタクシーを利用した町民向けのサービスを検討しております。

利用対象者は、河津町に住民登録があり、在宅で生活を行っている70歳以上の方、障害をお持ちの方、65歳以上70歳未満で運転免許を返納した方とし、事前に利用登録をしていただきます。利用可能日は週3日から5日、利用時間は7時から15時、または9時から17時を想定していますが、実証実験を行い、その結果や今後の運行事業者との打合せにより変わる可能性もございます。利用料金につきましては1回1,000円前後を想定し、1日1人2回までの利用とし、利用目的は問わない予定で検討しております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今まで私も知らなかったんですけども、2台のタクシーを利用して、タクシー事業者による中間の輸送、昼間の間だけの移動ということになると思うんですけども、これについては、今初めて聞いて、ちょっとびっくりしている次第なんですけれども、これについて、70歳以上を対象にしていくということだったんですけども、こうやって動いていくことは非常にいいことだと思うんですけども、これについては有償で行うということで解釈してよろしいでしょうか。

今後、交通環境が大きく変わっていきますけれども、特に高齢者や人口減少が加速度的に進むということを考えれば、早急な対応が必要だと思うんですけども、今後の、うまくいけばということで、今計画は2台のタクシーということで、すごくびっくりしているんですけども、それについてはあるということなんですけれども、これについては、今後どのく

らいでやっていきたいとか、計画的なことというのはもう決まっているのでしょうか。それともお腹の中に計画はできているのでしょうか。その辺についてもちょっと聞いておきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、先ほど来答弁しておりますけれども、実証実験をやりたいよということでございます。今までの経過をお話ししますと、なかなか事業者が話をしても、取り組んでくれないという状況がございました。それは、運転手の不足の問題もございますし、いろんなことがあって、なかなか事業者が取り組んでいただけなかったというのがこの間の実情でございます。

その中で、町としても今、自主運行バスですとか町バスですとか、いろんなバス事業をやっているわけでございますけれども、取りあえず今考えているのが先ほど担当課長が答弁したように、タクシーを町で借り切って、その中で予約制によって、特に高齢者のお出かけ支援をしていこうというのを実証実験としてやりたいと。今の考えでは、45日間ぐらい実証実験をやった上でどういう組み方がいいのかなということで、対応を考えております。

ちょっとやってみないと分からないことがありますし、そのことによって、例えば今、自主運行バスなんかもやっておりますけれども、その辺の減便も考えられますし、あるいはタクシーの利点では、お宅まで行ける利点もございますし、また、バスなんかと違う利用が可能性もありますので、そういうことも含めて、取りあえず今受けていただけそうなことで事業者がおりますので、その中で実証実験として行ってみたいというのが町の考え方でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今、回答いただきましたけれども、町バスについては、これまで試験運行ということで、4つの地域で動いているんですけれども、これが10年以上たってずっと試験運行という形の名前の下にやっているんですけれども、これが10年以上前、始まった当時と比べて、今限界集落と言われている集落、地域も8地域あるということを言われておりますし、大分高齢化が進んでいる中で、もう待ったなしの状況で公共交通は考えていかなければいけないと考えておりますので、早急な改革、これをお願いしたいんですけれども、これ、期間を定めて実証実験をしていくということですので、どんどん実証実験を進めて、問題点があればそれを改良していく、そこに早く踏み込んでいただきたいと思います。

これからも公共交通がないと、やはり観光地ですので、それについても、特に高齢者についてということですので、高齢者から始まって、観光客にも使えるような、そのような制度にしていっていただければいいかと考えますので、それについては、私、今日ちょっとびっくりしたような次第で、こういう回答をもらえると思っていなかったものですから、今後の計画について、その実現性については、町長のほうから一言お願いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後のことについてお尋ねですので、お答えします。

今のところは、この後、担当課長から具体的な話をさせていただきますけれども、町バスについては、タクシー制度が実現すれば、年間600万円ほどかかっておりますけれども、それについては廃止の方向で考えたいと思います。

また、自主運行バスについても、このことによって、3分の1程度削減できるのではないかと考えておりますし、そんなことを見直しをしながら、実証実験をやっていきいたいと考えております。その成果が出れば、私としてはなるべく早い時期に取り組んでいきいたいと考えておりますし、今後まだ検討する事項がいっぱいあるかと思っておりますし、それは議会の皆さんとまた相談をしながら、今後進めていかなければならないと考えておりますし、そういう前提で予算もまだ組んでございませんので、今後、検討を取りあえず実証実験から進めていきいたいと、そういうふうに考えております。

また、今後のことについては担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 今後の予定ですが、先ほどの町長の答弁にありましたが、実証実験の具体的内容や費用等につきまして議会の皆様にお示しし、予算化できれば、12月に先ほど説明しましたタクシーを2台利用した町民向けサービスの実証実験を行えるよう進めていく予定です。

また、実証実験の結果や財源の確保、事業者の対応の可否、町の地域公共交通会議での審議結果などにもよりますが、来年度以降の実施を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今、町長の説明で、このタクシーが動くようになれば、町バスは廃止

するんだよということでした。自主運行バスも3分の1程度減らすんだということで、減らしていけば、その財源を回すのかなと。自主運行バスについては約3,000万円の補助金を出しているはずですから、これについて3分の1になれば、1,000万円ぐらいは浮くのかなと考えますので、それについても町民の皆さん、高齢者の皆さんが自由に使えるという貸切りタクシー、これができるばいいのかなと考えます。

これが12月の定例会で詳しく発表されればいいなと思いますし、来年度の4月からはこのようなタクシーが動いてくれる、これを期待して、私の今回の一般質問は終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員の一般質問を許します。

3番、大川良樹議員。

〔3番 大川良樹君登壇〕

○3番（大川良樹君） 令和6年河津町議会第3回定例会に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日私の質問は、次のとおりでございます。

1件目、新たな観光戦略の推進について。

2件目、都市計画道路浜峰線の進捗について。

以上、2件でございます。町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

冒頭に以前私の一般質問の冒頭でもご紹介させていただいたのですが、五行歌をされている町民の方からご連絡をいただいたのですが、8月18日の日曜日のある新聞に河津にお住まいの方が新聞に載ってますよというご連絡でした。その歌をご紹介しますと、「おはよう こんにちは 行ってきます ただいま 児童生徒からのあいさつは昔から続いている我が町が誇る宝です」という昔から河津の子供たちにかいま見える日常にあるほっこりとする温かい歌で、講評の先生からはこんなコメントが「河津町は何とすばらしい町なこと、挨拶は人と人との第一歩と短い中に改めてこの町の子供たちが町の宝であり、地域をつなぐ誇れる挨拶、昔から脈々とつながれているよい伝統、文化の一つだなと日曜の朝温かい気持ちなれた歌」新聞投稿であったので、少し冒頭でご紹介させていただきました。

それでは、質問に入ります。

まず1件目、新たな観光戦略の推進についてお伺いします。

町は、新型コロナウイルス感染症から町の第一の主産業である観光を盛り上げるべく官民一体となり官公庁の補助金を活用とした事業に取り組んでまいりました。現在までに観光庁の補助を活用した事業は、どのようなものがあるのか、いつどのような取組の事業か、現在どのように活用されているのかをお聞かせください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1問目の新たな観光戦略の推進についてということで、今まで観光庁等の補助金を受けた実施された事業はということでお尋ねですので、お答えします。

議員のお尋ねのようにコロナウイルス拡大の影響を受けて、町の経済を立て直すために町として主要産業であります観光業の立て直しに力を入れるべく一昨年より町の協力の下で観光協会が国の観光庁の補助金を取り入れた事業に取り組んでまいりました。

議員のお尋ねの観光協会が取り組んでいる補助金事業については、担当課長より答弁させていただきます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、今年度までに観光庁等の補助を受けた事業について説明をさせていただきます。

まず、令和4年度でございますが、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業ということで採択を受けまして、高性能eバイクの拠点を観光協会内に配置し、

新たな観光コンテンツとして集客を図るとともに、地域の新たな交通手段となるよう地域交流型事業としてeバイク、ビーチラン、アサリ収穫体験、子供向け乗車イベント等を実施いたしました。

続きまして、令和5年度でございますが、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業及び観光再始動事業の2つの事業採択を受け、11月18日から26日までを踊り子トレイルと称し、踊り子遊歩道の道中にフォトスポットや踊り子の着付け体験ができる踊り子茶屋を整備し、新たな形態でのイベント等を企画、実施いたしました。

また、完全予約制で河津桜をプレミアムなテラス席で楽しむ河津桜テラスを新設をし実施したほか、イベント用のチラシ等作成、河津桜まつりPR動画の作成、台湾旅行会社、インバウンド有識者、インフルエンサーの招聘、情報発信、台北市内でPRイベント等を実施いたしました。

続きまして、今年度令和6年度でございますが、地域高付加価値化事業、特別な体験事業、地域観光新発見事業2件の計4つの事業採択を受けてございます。

まず、地域高付加価値化事業でございますが、地域経済に裨益する宿泊施設を核とした観光地再生高付加価値化に向けた取組に補助することで、地域全体の魅力と収益力の向上を図り、持続可能な地域づくりを推進する事業といたしまして、宿泊施設の高付加価値化、観光施設の改修・廃屋の撤去再生事業にエントリーをした事業者に国補助4分の1、面的DX化GPS連携のスマホ型音声ガイドサービス事業に2分の1の補助の採択を受け、事業を進めております。

次に、特別な体験事業でございますが、河津町の文化財、ならんだの里仏像群や涅槃堂の寝釈迦様と伝統食黄飯を活用した精進料理と天城甘茶の提供に加え、令和5年度に整備した桜テラスのさらなる高付加価値化を図り、これまでの取組と地域の観光コンテンツを結びつけ、引き続き町の観光消費促進を進めてまいります。

次に、地域観光新発見事業でございます。

1件目でございますが、静岡セラピスト協会とのアライアンスを結び美を感じるシチュエーションを提供できるよう、地域の観光コンテンツとサービスを組み合わせ、セラピストの視点から新たな商品を創出しております。女性に人気の酵素風呂を踊り子温泉会館内に導入するほか、美貌ランチの商品化、宿泊施設内でのヘッドスパの商品化等を進めてまいります。

また、2件目の地域観光新発見ですが、河津町見高地区の式三番叟、河津来宮神社の鳥酒精進といった伝統的に守られている地域神事や世界農業遺産水わさび、その清流で育つズガ

ニ等地域固有の伝統食を活用したこれまでにない旅行商品の造成を行い、河津の文化と食を体験する事業として、地域神事の観光商品化及び参加型伝統文化体験、河津来宮神社に伝わる言い伝え等食のならわしの体験、郷土食ズガニ料理、世界農業遺産水わさび特別メニューの体験、伝統文化地域食の基点をeバイクで巡るガイドつきツアー造成等を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 実は自分も観光協会のちょっと副会長だったか、理事だったか定かでないんですけども、上地区を踊り子の里として何とか復活できないかと知り合いの旅行会社と組んで2回ほど実はその当時観光庁の補助金が10分の10だったんです。コロナ禍だったものですから、一応チャレンジしたんですけども、2回ともだめであきらめた経験も実際ありまして、これ本当すごいことだなと肌身を実際チャレンジした人間としてはすごく感じているんですけども、先ほど課長から答弁をいただいたように、令和4年のeバイク事業から始まって、令和5年に2件、今年度は高付加価値化を含めて4件、それをこれだけ続けてとれる、採択を受けているという本当にすごいことで、現在もコロナはもちろんなくなっておりませんが、新型コロナウイルス感染症が5類移行された昨年の5月から当町においていろいろな観光産業の施策活用につながっているものと私は感じております。

また、令和2年1月に議会の第二常任委員会で、岐阜の郡上市と高山市にも視察へ行ったんですけども、その視察でもものすごく印象に残ったことがありました。それは高山市さんの職員さんの言葉がととても残っているんですけども、どうしてこんなまち並みであったり、日本を代表する観光地として知名度を維持できているのか、その財源はどのようにしているのかという質問に対して、職員さんから国から次はこんな補助があるからどうですか、次こんなものがあるからどうですかと国から直接お話をいただいていると、まさに国と連携がとれていると、そのとき参加した議員のみんなで顔を見渡したことがものすごく衝撃的で、帰りの車の中でも国から連絡があるのかよとかそんなふうにならなければだめだなと、うちの町では無理かなんて言いながら本当にそんな話をしながら帰ってきたことが強く印象に残っております。この中で議員の皆さんも第二で一緒に行った方は、同じことを感じるのではないかと思います。河津もそんなことになればいいなと思っていたんですが、今本当にその状態ではないかなと感じております。

観光庁は、国の人口減少、少子高齢化に向かっていく中で、観光業が与える経済効果は非

常に大きいと考え、2023年3月31日に閣議決定した観光立国推進計画を基に日本が観光立国として持続可能な形での復活に向けてどう取り組むべきか、次の3つのキーワードを掲げております。

持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大、これらを柱に次の3つの戦略に取り組んでいきたいと、1つ目に持続可能な観光、2つ目に消費、消費額の拡大、3つ目に地方誘客の促進、今後は持続可能な形での観光立国の復活に向け、さらに官民一体となって取組を推進していくとっており、まさに河津町はこれら観光庁の施策に合致し、こうした令和4年度から当町が進める取組は、観光庁の補助事業を活用とした事業運営が改めてできているのだと河津町が持続可能な観光地として復活できるように後押しをいただいていると感じております。

そこでお伺いします。

①自分は新たな観光の取組の一つとして、観光庁の補助事業を活用した桜テラスは面白いと思っております。これからの観光を伊豆半島を、伊豆東海岸を面で考えたとき、東伊豆は熱川温泉での九份などの取組をしており、河津もインバウンド向けの観光拠点として考えればいいと思いますが、自分も町民の方から直接何であんなの造ったのかとか、観光協会の総会でもいろいろと質問がされていたのですが、何で桜テラスの発想だったのか、場所は適正だったのか、このままでは町民からも何でという声が聞こえてくると思うので、桜テラスを持続可能な観光拠点にしていくにはさらなる活用、新たな活用策を講じなければ観光庁のいう3つのキーワードもクリアできないと思うので、今後の桜テラスの活用策についてお聞かせください。

②として、自分はせっかく観光庁の補助を使って建てたインバウンド向けの桜テラスなので、さらに高付加価値化をつけるために桜テラスを活用し、まずは第35回河津桜まつり期間中に人力車を誘致し、桜テラス利用者に人力車観光をつけたツアー造成や観光プロモーションができないのだろうか。

以上2点、提案を含めてお伺いをします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お答えします。

主に桜テラスの活用とあとそのほかの推進するためということでお尋ねですので、お答えします。

まず、議員が前段のお話の中で観光庁の補助金のご関係ございますけれども、若干私も思い

があるので、少し答弁したいと思います。

最初の観光庁補助金をとったeバイクの関係だったと思いますけれども、そのときから観光庁の補助金の窓口となる中部地区の部局ですとか、これらと関係ができて当然職員の努力もありますけれども、観光協会の努力があるかと思えますけれども、そういうのがきっかけとなって続いているのかなと思っております。

そういう中で、やはりそういう国とのお付き合いの中で人間関係ですとか、あとこちらが提案をしたりとか、情報交換ができたことが新たな施策につながっているのかなと思っております。

それと、もう一つ私の関係になるんです。実は私全国の町村の観光所在地町村の協議会の役員をやっている、実は常任理事をやっております、たまたまなんですけれども、情報が早く入るようになりました。年中国のほうに行って観光庁の直の地域振興部長さんあたりの話も聞けますし、場合によっては要望等も観光庁だとか環境庁まで行ったり、場合によっては観光庁長官まで直接会えたりするようなこともあるものですから、情報が早く入るようになったということもこちらの施策の取組が浸透してきたのかなと、今の状況を言いますと県の補助金というよりも国のほうの補助金がいち早く見えるものですから、特に国のほうは先駆的な事業に大変補助金がつくような状況がありまして、私としてもコロナの後の観光施策が大事だということで、そういうことで観光庁の補助金をなるべく取り入れようということで、情報等早く察知をして挑戦をしているわけです。中にはやはりなかなか提案がうまくいかなくて採択されない場合もありますけれども、何とか今年も4件ほど採択ができて、再挑戦のものもありますけれども、そんなことで職員の努力だとか、観光協会のそういう努力によってうまくそういう関係ができつつあるのかなと、できればうまくこの関係を続ければいいなと思っております。

それから、具体的な桜テラスの活用策ですとか、今後の対応についてお答えします。

国の状況といいますか、先ほどもお話ししましたが、特に国は在日外国人等の受入れを中心としてそのことが経済効果が大きいと考えておりまして、これまでも進めてきた観光立国に向けて、特にコロナ前は3,000万人以上の訪日外国人、インバウンドと言われておりますけれども、回復をしてきたわけで、3,000万人以上いたわけですので、その回復を目指して現在も施策を展開しております。

主な方針として、3大都市圏、これまでは東京、大阪、京都に偏在している外国人の宿泊をこれを地方に分散をして、持続可能な観光地づくりを加速していくことが国の喫緊の課題

としております。今までは3大都市圏に集中していたものを地方にも分散をして盛り上げようということが国の政策の重要な柱でございます。具体的には観光地に高付加価値化を設けて、特別な体験と創出に向けた観光資源の磨き上げとして、特に地方固有の文化、歴史、自然、食等を生かした地域魅力の精査、あるいは磨き上げ、高付加価値な解説、ガイドの整備を行うとしております。これが今河津町でも取り組んでいるものでございます。

その一つとして、今定例会の補正予算等も関連がありますけれども、地域一体となった観光地、観光産業の再生、高付加価値化の事業として、宿泊施設、観光施設等の高付加価値化への改修、DXへの取組などに国が支援する制度もあり、これは昨年から観光協会で数回申請をしておりましたが、本年度に補助率が下がりましたけれども、再度申請をして認められましたので、関連する予算を計上したところであります。

そのほかにも昨年と今年にかけてソフト事業も含めて観光協会DX化の観光庁の助成事業を採択されておりまして、また民間の事業者も独自で申請を採択されている実績もございます。今年度も民間の中でも申請をしている事業者もございます。

このように町では、観光協会や民間も含めて事業実施に向けて協力をしていくこととコロナの拡大の影響を受けた町の経済を立て直すためと考えております。

お尋ねの桜テラスの件でございますが、観光協会が昨年観光庁の補助事業を受けて河津桜まつりの付加価値を上げるインバウンド対策事業として設置をしたものでございますが、時間的に完成が遅かったこともあり、予約を思うようにとれず、そして稼働ができなかった面があったかと思います。先駆的事业として取り組んだものであり、新たな河津桜のお花見スポットとして、景観は私も素晴らしいと思いますが、河津桜まつりを含めて年間の利用をどうするかが今後の課題だと思っております。とりあえず次回の河津桜まつりでは、人気スポットになるように関係者の努力をお願いしたいと思っております。

協会の会長の話ですと秋には活用を考えている話も聞きますけれども、まだ具体的にはなっていないようなことも聞いております。

また、人力車による観光プロモーションの件でございますけれども、町では新たな町の魅力の発見のツールとして町内の傾斜地の観光地にも行けるeバイクの活用を図っており、これは観光協会でも運用しておりまして、新たな取組として町でも補助をしております。

議員のお尋ねの人力車については、近隣では松崎町などや有名観光地の高山ですとか、浅草でも風景とマッチをして話題となっております。河津町でも考えられないことはありませんが、運行場所などや物的な人的な確保、安全の面でも検討しなければならない問題もある

うかと思います。議員が具体的な構想をお持ちのようでしたら、まず担当課に提案をしていただけたらと思います。

それから、これも個人的な話になりますが、先般私広島のほうに砂防協会の視察に行きました。そのときに宮島に寄ったんですけれども、宮島はやはり人力車がございまして、夏の暑いときだったんですが、若い車夫さんがやってましたけれども、それ見ていいなと思ったのは、案内が上手なんですよ。案内をしながら車夫さんがやっているということで、大変いい風景だなと思っておりましたけれども、それは河津に合うかどうかというのは今後の課題だと思いますので、そんなことで回答したいと思います。

それから、お尋ねの件につきましては、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私から桜テラスの新たな活用策、人力車を活用した観光プロモーションについて説明をさせていただきたいと思います。

まず、桜テラスの新たな活用策でございますが、桜まつり期間以外の利活用について、観光協会が中心として進めているところでございます。町としても協力をしながら進めていきたいと考えております。

今年度の観光庁の補助金を活用いたしまして、乳幼児の安全対策や簡易的な日除け、雨対策を施す予定となっております。改修が終了後、全会席御前等新たな食コンテンツの提供等、関係団体と協力して進めてまいりたいと聞いております。また、民間団体への利用貸付も検討しているところであり、有効活用に尽力してまいりたいと思っております。

次に、人力車を活用した観光プロモーションですが、さきに町長が申しましたとおり、物的、人的にも大変難しい認識しております。松崎町のように昔から伝統的に脈々と受け継がれて続けてこられている事業でありまして、すぐに取り組める事業ではないのかなというふうに考えております。

また、交通事情等もありますし、当町の観光施設は町内に点在しているというところでもありますので、ルート設定等も大変難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 本当に先ほどの行政報告でも町長のほうからさらなる財源確保が厳しくなる中、最少の投資で最大の効果を上げることを念頭に町民とともに作り上げていくと

ということで、本当に何で観光庁の補助金がこんな3年間でずっと維持できてきたのかな、本当にすごいことだなと感じておりました。

町長からもこれからは高付加価値化を付けなければいけないという言葉いただきました。桜テラスには、当初はインバウンドのお客さんを誘客する観光拠点というお話しでした。そういった中で、人力車の会社の方にお話を聞くと、京都あたりでなんですけれども、今もう7割が外国人客、インバウンドのお客様を輸送している、そういう中で、本当に桜テラスを盛り上げるのにそれを組み込んだツアー造成をしたら絶対外国人の方なんか飛び込んでくると思うんです。そういった施策をやはりやっていただきたいんですよね。

それはなぜか、唐突に私申し上げたわけではなくて、たまたま実はちょうど先ほど町長がおっしゃった宮島を含めた支店を持つ人力車の業界の中でも、全国ナンバーワン、第一人者ともいえるような企業さんとお話ができて、課長のほうからもさっきちょっと雲をつかむようなちょっと難しいことですよと言われたんですけれども、先月29日の台風のさなか、鎌倉へ行ってきました。その企業さんの責任者の方とお話もさせていただきました。来年の桜まつりに誘致する上での先方の条件も幾つか確認してきました。これならゴーでできるんじゃないかということを伺ってきました。既にざっくりですけれども、観光協会のほうにも条件もお話をしております。

これから詰めなければいけないことも多々あるかとは思いますが、まずは実証実験をできる体制づくり、町も協力するよとかそういう形でちゃんとバックアップをしてもらいたいんです。そういう体制づくりがちゃんとできるのか、第35回河津桜まつりで河津桜沿いに人力車が走っている姿、町内を人力車が走る姿を目標にぜひ町に協力していただきたいんです。

最後に関連質問として町長に伺います。

第35回河津桜まつりのイベントの一つとしてもし人力車を誘致することができたら町は協力いただけますか。桜まつり実行委員会役員の1人としてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの関連質問の関係でございます。河津桜まつりは御存じのように大変な人ごみの中でどのような形で人力車の運行ができるのかなと、安全面もございすし、その辺のこともあると思いますけれども、もし仮に実行委員会といいますか、観光協会といいますか、そちらのほうでその辺が具体的になったらまた相談といいますか、その辺が可能なのかどうなのか、その判断も含めて考えてみたいと思っております。

それから、先週ですか、観光協会の観光庁の事業でインバウンド対策として台湾に観光協会の会長以下職員も行って旅行会社を回ってきて誘客をしてきました。その報告によりますと、やはり日本人と違ってインバウンドの方の興味とといいますか、価値とといいますか、その辺が旅行会社によってもすごい違うということがつくづく感じました。全般的に桜とといいますか、桜テラスも含めてですけれども、大変その辺の人気は高いようでございます。それから、eバイクのツアーなんかも興味を示したりとか、いろいろな向こうの方が興味を示すもの示さないものもあったりとか、あとは旅行会社によってその辺が違ったりもあるものですから、国民性の違いとといいますか、大変これは単価の面でも厳しい面もあったりとか、いろいろ検討、インバウンドただ呼ぶのにもいろいろな工夫とといいますか、対策が必要だなと思っておりますし、ただ、河津町の中でまだまだインバウンド向けに誘客できるものとしては可能性は十分あると思いますので、桜テラスも含めて場合によっては、議員おっしゃられるように、人力車も含めて、たしか南伊豆辺りでもやっているような気もしたりもないんですけれども、そんなことも含めて今後検討したいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ぜひ宮島もそうなんですけれども、本当に京都、鎌倉、浅草等北は北海道とこちらの会社は人力車をやっているものですから、その期間限定としてまずは河津町が出張所ではないんですけれども、町もぜひ来てくれという気持ちがあれば絶対来ますので、やはりここは観光協会を含めた実行委員会とお話をしていくんですけれども、やはりさっきの安全性とかもあるんですけれども、桜のテラスを基点にすれば上というんですか、人の少ないところをなるべく通して涅槃堂辺りを周遊したりとか、いろいろな例えば今回私もてらまち会におるものですから、トックトックが走った栖足寺からならんだの里まで、重文になったならんだの里までの足としてもいいと思うし、その周辺の八幡神社が交通量もありますけれども、どのように絡めるか分からないですけれども、いろいろなことがこれから詰めていかなければいけないことだと思いますけれども、前向きに進めていただきたい、進めていくことが実際誘致できるのではないかな、僕は力強く思っていますので、ぜひ町も力強いバックボーンとして実行委員会、町も協力していただき、この第35回の河津桜まつりが盛大に迎えられることを期待して、次の質問に入りたいと思います。

2件目です。

都市計画道路浜峰線の進捗について、昨年の3月議会での一般質問でも質問をさせていただ

いたのですが、このときは3月議会ということで、令和5年度の当初予算に都市計画道路浜峰線の測量設計業務委託料が当初予算に載るということで、また伊豆縦貫自動車道の天城山以南では、初めての河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジの一部開通とともに伊豆縦貫自動車道全線開通に向け、町内の重要なアクセス道路であり、今後のまちづくりにおいても重要かつ必要な道路と認識をし、質問をさせていただきました。

今回はその結果を受けた9月議会です。9月議会は決算議会なので、今後の進捗などに向けた動きについての質問をさせていただきたいと思います。

①令和5年度都市計画道路浜峰線測量設計業務委託料の成果内容は。

②成果品の今後の活用と都市計画道路浜峰線道路推進の方向性は。

③都市計画道路浜峰線を事業推進する上で今後必要となる工程は。

以上、3点お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の2問目の都市計画道路浜峰線の進捗についてお答えします。

主に最初の質問は、測量設計の業務委託の成果を受けての3問だと思いますので、お答えします。

浜峰線につきましては、令和5年度に議員がお尋ねのように、都市計画道路浜峰線測量設計業務委託料として予算計上し、実施をいたしました。本路線は、これまで地権者等の調整が思うように進まず、進展は見てこなかったわけですが、先頃の伊豆縦貫自動車道の河津町内での一部開通や今後のアクセス道路としても重要であり、天城越え路線の事業化などの進捗を考え、あらかじめ取り組まなければならない事業と考え、測量調査を行ったものでございます。経過についてはご存じかと思いますが、改めて説明をいたします。

平成16年までに国道135号から観光交流館まで約1,030メートルを整備し、平成24年に役場から県道下佐ヶ野谷津線の合流点までの約947メートルを県の道路事業として完成をしております。残る役場から観光交流館までの未整備区間約630メートルについて、当初は組合施行による区画整理事業で予定をしておりましたが、地元の同意が得られず、組合施行事業を断念をしたこれまで経緯がございます。

都市計画の決定時期につきましては、当初は昭和35年に決定をし、その後変更を重ねて平成7年に計画道路の変更を行い、路線名もこれまでの浜田中線から浜峰線に変更を行いました。

平成23年11月に地権者を含めた住民説明会を開催し、また平成28年6月に地区役員と今後の方針を説明し、理解を求めてまいりました。その後いろいろなご意見があり、町においては主な買収対象予定者と折衝を重ねてきておりますが、令和3年度まで具体的な進展がない状況でありました。

改めて令和4年3月の田中区の総会にて概要説明を行いました。その後令和4年6月に予定されている地権者を対象に意見交換会を行い、対象者24人中11名の方が出席をされました。

また、本年の3月25日に都市計画道路浜峰線測量設計成果品を基に予想地権者14名の出席の下、意見交換会を実施をして、説明と意見交換を行いました。

次に、成果品の今後の活用と推進でございますが、成果品ができたことで地権者もある程度の見込みも考えられたものと思いますが、今後も地権者の理解を得るように説明会や意見交換、個別の相談や区の役員への説明も含めて丁寧に進める方向で考えております。

3つ目の事業を推進する上で今後の必要となる工程でございますが、まず地権者の理解をお願いすることと基本的な施行区域を決定できれば今後の交渉等の進展が考えられると思います。

以上、お尋ねの3点については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは都市計画道路浜峰線測量設計業務委託についてお答えいたします。

この業務は、用地に計画道路線形を落とし込む作業を実施したもので、業務委託の成果につきまして町長もおっしゃりましたが、3月に行われた田中区総会にて区民に向けて説明を行いました。また、予想地権者14名出席の下、業務委託の成果の説明、意見交換を行いました。今後も地権者に対してこの成果を基に説明を行い、理解を求めていきたいと思います。

今後の工程につきましては、地権者の方々の理解が得られた場合、詳細設計、用地測量を行っていくことになります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 町長と課長のほうから経緯と詳細設計のほうのお話をいただきました。

先ほどもおっしゃっていただいたんですけども、3月に地権者の方を集めて地権者集会を開かれたということで、そのときに地権者の方から言われたんですけども、地権者の何人

の方から7、8月にもう一度地権者集会を開いてもらえないか、成果品を活用した中で事業推進に向けた幾つかの提案を示してもらい、事業推進に向けた方向性について協議できないかと再度地権者集会のお願いをされたようなんですが、今後地権者集会というのは行う予定があるのか、事業推進の提案が行われるのか、また後ほどお答えいただければ助かるんですけども、事業推進をする上で工程の関連として後ほどもしお答えできたらお願いしたいと思います。

前の一般質問でこの道路を活用したまちづくりビジョンはとお伺いしたのですが、町長からの答弁では、現状では具体的なビジョンは持っておりませんが、今後文教施設の整備等の関連につきましても利便性や土地活用の可能性が増すものと思っておりますが、今の段階ではビジョンは持っておりませんと答弁いただいたんですが、1年がたち同じ質問を含め、2点お聞かせください。

①実際成果品が上がってきて町長の思い描くこの道路を活用したまちづくりビジョンはどうなんでしょうか。

②として、文教施設整備と都市計画道路浜峰線の関係について伺います。

まだ都市計画道路浜峰線の整備推進の見通しが立っていないことを踏まえ、これから述べる3つを挙げますので、どのように進めていくのかをお伺いしたいと思います。

1つ目として、文教施設の整備は都市計画道路浜峰線整備推進の見通しが立たなくても進めるのか。

2つ目、文教施設整備を推進するには、利便性を図るため都市計画道路浜峰線の活用が必要と思うが、その際は文教施設整備と並行して併せて浜峰線の一部開通などをさせ進めていくのか。

3つ目として、都市計画道路浜峰線の整備推進の見通しを立たせ、後に文教施設整備を行うのか。

②は3択でできましたら町長の心構え、見解をお聞かせください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員のご質問にお答えします。

まず最初に議員がおっしゃった地権者集会の関係ですけれども、質問の通告になかったものですから詳しいことは聞いておりませんが、私の知る限りでは特に7月に行うような話は出ていなかったような気もするんですけども、後で後ほど担当課長のほうからお答えしたいと思っております。

それから、お尋ねのまちづくりビジョンの私の見解と都市計画道路浜峰線との学校文教施設の関係についてお答えします。

既に以前の質問でもお答えしておりますが、私としてはこの道路の位置づけとして、伊豆縦貫道の将来的な関連道路として大変重要であると先ほど申しましたが、考えております。町にとっても田中地区の皆さんにとっても将来的に利活用が図れる道路でありまして、将来的には利便性が増し、優良な土地ができますので、人口減少対策のための施策、例えば近隣への通勤する人たちの住宅用地としてなんかの発展も考えられまして、利便性や土地活用の可能性が増すものと思っております。

それから、2つ目の3択の関係でございますけれども、3択のことではなくて、全体を通してお答えします。

今後文教施設が中学校周辺に集合することや役場も近いこともあり、この道路ができることにより大きく田中地区や道路周辺の様子が変わるものと想像はしております。

お尋ねの3択の3点についてまとめてお答えします。

文教施設の整備についての道路との関係の3択のことですが、現河津中学校へのアクセスについては、来宮橋からや役場方面からの町道がありますが、狭く学校周辺での交差点などは通行に困難な状況でありまして、できればもう1本笹原地区への道路が必要かと思っております。将来的には浜峰線との接続も考えられるかもしれませんが、現状の河津中学校周辺での文教施設整備計画を進めている段階では、先に笹原区画整理方面に道路ができれば最適かなと思っております。

いずれにしても、委員会等で検討されますので、私としては既に教育委員会において河津町文教施設整備検討委員会が組織をされ、沼津市や伊豆市の学校視察も踏まえ、内容の検討や整備案が検討されており、関連がありますので、その点については教育委員会事務局長より状況を報告をさせます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） 私からは、文教施設整備の検討状況についてご説明させていただきます。

現在文教施設整備検討委員会において、教育委員会より諮問した事項について検討いただいております。

1つ目といたしまして、中学校と小学校の連携を深めた小中一貫校についてどのような教

育形態とするかということでございます。こちらは小中一貫型小中学校とするか、義務教育学校とするか等の検討になります。

2つ目としまして、学校施設についてどのような施設形態とするのかということで、こちらについては施設一体型にするのか、施設隣接型にするのか、施設分離型にするのかということで、検討をいただいております。

この2点について優先的に検討いただいております。

また、併せて町内文教施設の整備について、委員の方から幅広くご意見をいただいているところでございます。今年度中に答申をいただき、教育委員会として方針をまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 先ほどの議員からの地区の意見交換会の関係についてお答えいたします。

意見交換会の場で夏頃に開いていただきたいという話はその場では伺いました。こちらとしましては、意見交換会は開く予定ではいるんですが、その場で期限を切ったわけではなく、できれば進捗というか、変化等あったときにそういうときに改めて意見を伺いたいということもありまして、早いうちに開きたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 地権者の方から私もちょっとわざわざお電話いただいております。さしていただいたんですけども、やはり不安というわけではないと思うんですけども、心配をかなり皆さんされているようで、成果品を含めて今回説明をいただいたんですけども、やはりまたもうちょっと先を進められるような意見交換会ができないのかなということで、地権者の方々は意見交換会の場を以前の質問のときにそうだったんですけども、なるべくコミュニケーションをとってもらいたいということは非常に強く感じているようです。

課長の今お話しからできるだけ早くという言葉がいただけたので、ぜひそういう環境をつくっていただいて、密に連絡をとっていただいて、一步一步進めていただくことがやはり大切だと思いますし、この道路の事業推進をする上では、本当に一番のキーポイントとなるのが地権者さんとの用地交渉になると思うので、本当に丁寧にやらなければいけないというのも私も感じますけれども、ぜひそこら辺を含めて今後ともお願いをしていきたいと思います。

今経緯なんかも前回の質問と同じような形で町長からもいただいたんですけれども、まちづくりの全体のビジョンというわけではなく、伊豆縦貫道を見越した中でのアクセス道路の部分であったり、それを利活用するための住宅用地であったりとか、河津が変わる中での一つの強い要素だと思うんですよね。それらを含めて一歩先に踏み出すことができないのは、今までの歴史とかいろいろなことがあるんだと思うんですけれども、町長自身のお考えの中で何とかしてこれを一歩前に進めたい、だからこそ令和5年の町の単費で1,330万円の測量設計業務委託をしたと思うんですけれども、この1,330万円の単費が今後生き金にできるのか、そのまま死に金にになってしまうのか、これは町長が持つ執行権を持つ町長にしかできないと思うんですよね。そこら辺の腹づもりというか、自分の時代で何とか道を通せるような思いとかそういうのを聞きたいです。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今のお尋ねについてお答えしたいと思います。

私は、歴代の町長、多分2代ぐらい前の町長からずうっとこの問題をやってきていると思います。私になってもなかなか7年前ですけれども、進んでいなかったということがあります。そのときにはなかなか地権者の同意が得られなくて進まなかったということもあったようでございますけれども、それずっとやっていますとなかなか地権者との話合いについても材料がないということがありますので、そのためにやはりその段階でも測量設計を行って、その材料を提供することによって具体的な話ができるだろうということで、そういう決断を持って単費でしたけれども、予算をつけて設計をした経緯がございます。

それはいろいろな意見がございまして、進めることによって反発を食うこともあるんじゃないかという意見もあったり、いろいろな意見もあったんですけれども、私としてはその辺の決断をしてぜひ進めたいという気持ちの中で、特に縦貫道が一部開通したこともあったものですから、ぜひ将来に向けて進めなければならないということがあったものですから、測量設計を行ったわけです。

その中で、私はそのことが使ったことが生きてこないとか絶対ないと思いますし、現在もそのことによって前よりも全然話が進んできているような気もしますし、具体的に地権者の方も自分の土地がどうなるかということが見えてきたところもあるので、その点では大変大きな進展だったと思います。

ただ、今までの経緯も含めて、もともとは組合施行の部分を考えていたり、それがだめになってこういう形で直接な施行になったものですから、その辺の経緯も含めていろいろな経

緯があった中で、何十年もかかった中でやってきているものですから、なかなか今までの過去のことがあるのかなと思いますけれども、でもそれでも進めなければならないということで、私はそういう決意の下に進めたいということでやっております。

確かに議員が思っているように進まないかもしれませんが、町は当然やる気あるんですが、最終的には地域の方たちが理解してくれないと進まない話ですので、そういう中で地域の方たちと今後も話は続けていきたいし、その材料として用地測量のものを持って話し合いにも臨みたいし、場合によっては地権者の方も地権者集会だけではなくて、個別に町に来て相談ができるようなそんな体制もつくれるとまた違うのかなと思いますので、またこれからも地道な地権者との折衝を含めまして、現在も担当課長一生懸命地権者の方のところへ行ったりもしておりますので、そういう努力もしておりますので、今後もさらに進めることによって何とかできるだけ早い時期にこの道路が完成できるように努力したいと思いますし、そういう決意で今後も進めたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 本当に言いづらい中、本当に言葉を選んでいただいて、本当に初めての一步にこの令和5年の1,330万が無駄なお金にしないように本当に今町長の思いは感じましたので、本当にこの道路はいろいろな経緯があるのかもしれませんけれども、伊豆半島で考えたときには本当に必要になると思いますので、今後とも地道でもいいので、一步一步前に進められたらと思います。

本当にこれから先10年は今までと違った急激な人口減少が襲ってきます。今できること、今しなければいけないこと、これはまだ間に合うから先延ばししよう、気がついたときには人口が減り、国からの交付税も減り、気がついたら何もできなかった、そんな選択を迫られている時代だと思います。

本当に災害も先日の台風10号、過去最強クラスの台風が日本列島をゆっくりと縦断し、今までにない甚大な被害がどこにでも起こるような豪雨災害が起こっております。それらを考えると本当に今までの事業推進が思うようにできなくなるのでは、次世代にしっかりとつなげるまちづくりが推進できるのか、そんな時代だからこそ今できる選択をしっかりと進めていただきたい。

第5次総合計画で掲げている将来像「住みたい・来たいまち 河津」は岸町長が言っている将来像です。この町の目標とする将来像をやはりそれを事業推進する上で、まちづくりにおいてスピード感を持ってわくわくするまちづくりの事業推進、選択をお願いいたしますし

て、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

14時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 北 島 正 男 君

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員の一般質問を許します。

2番、北島正男議員。

〔2番 北島正男君登壇〕

○2番（北島正男君） 2番、北島正男です。

令和6年第3回定例会に一般質問を通告したところ、議長からお許しをいただき、一問一答方式で質問していきます。

私の質問は、道路開発の利点と懸念、もう一つが、河津町のイメージをどのようにPRしていくかについてです。町長、副町長、ご担当課長にお尋ねしていきますので、よろしくお願いします。

道路開発の利点と懸念についてです。

河津町につながる道路が新設されることは、大きなメリットを生み、誰もがその恩恵を受けることができます。緊急時の救急・救命、災害や孤立のときの動線確保、生活の利便性向上、そして企業や工場誘致、物流拠点の新設、それに伴う人口増加、観光客の増加、さらに町の施策が整えば、移住促進となっていくのが好影響だと思います。

河津町は、銀行、宅配便の拠点、自動車のディーラーなどなくなり、それ以前には、出退店にとっても敏感なコンビニが3件撤退しています。通行量が減ったり、過疎地域に指定されたりということはそういうことなんです。企業は先行きが不安な場所からは撤退するのが常です。

不便な町になると、町内に空き家や農耕地の放置、医療・介護の崩壊、地域の伝統文化が途絶えることになります。そうならないように、吸引力のある拠点をつくったり、移住者のために住宅事情を改善したりということは、これは大きな仕事で、お金と時間もかかりますが、まずはその手前で、少なくとも河津町に寄ってくれる人たちを増やす努力はできるはず。

河津七滝から逆川の伊豆縦貫道完成により、町への流入車両が激減したとずっと言われています。今年の夏休みにそこを見ていると、お盆期間などはさらなる流出を感じています。この状況が1年前より続いています。

売上げが激減した町の商工業者のために、町は何か手を打ってくださいましたでしょうか。せめて、町の情報や機能、さらに近道や景観のすばらしさを伝えるPR戦略が必要で、そのうちの一つの手法として、天城峠に河津町への誘導看板の設置をお願いしました。町は、土木事務所と相談している、国道414号線関連団体組織へ要望も出しているよ、担当課は早期設置を目指して東伊豆町さんとの共同も考えていくよと回答されていましたが、その後どうなったのでしょうか、お尋ねします。

もしも、誘導看板については規制の問題や費用対効果などで難しい、商工業者の自助努力に期待とするならば、そういう回答もしていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島議員の道路開発の利点と懸念ということで、特に七滝、逆川インターチェンジの開通による河津市外への流入車両激減に対する町の施策は、その後どうなったのかという質問についてお答えします。

伊豆縦貫自動車道路の関係では、これまでも早期の実現に向けて、国などに要望活動を行いまして、特別に今年の4月26日に、鈴木新県知事をはじめ、国会議員、県会議員、市町村長、市町村長議長や議員など、関係者が一堂に東京で会しまして、建設促進期成同盟会の3団体の行動の促進大会を行ったところであります。

大会には、先ほど紹介しましたがけれども、新たに就任された会長であります鈴木康友静岡県知事も出席をされ、大会終了後には、財務省や国土交通省に、知事自ら要望活動に参加をされました。これまでは、知事自ら要望活動に参加することがなかったところから、その効果については大変大きいものと感じたところでございます。

道路事業につきましては、議員のお尋ねのように、メリットとして、経済の好循環や災害時の救援活動、医療・救急等の医療活動など、様々な効果を生み出す重要な社会基盤であることは誰もが認めるところであります。ただ、お尋ねのように、反面、新たな道路ができる

ことにより、町の経済におけるデメリットが生まれることも予想されます。

既に、ご存じのように、七滝インターチェンジから逆川インターチェンジ間の3キロが先ほど開通をしまして、国では国道414号、県道下佐ヶ野・谷津線の交通量が約3割転換したことにより、周辺の慢性的な渋滞解消や緊急輸送路としての効果があったとはしておりますが、私たち河津町への通行量が3割減少したとも言えます。現実的に大義で理解できても、このような状況を受けて、町民の商業者などは、大きな影響が出ている話も聞きます。

町として、今回の開通は部分的な開通であるので、全体的なメリットよりもデメリットの影響もあり、今後何よりも、全体が開通するとか、天城峠路線が開通するとか、町にとって取組方によってメリットが大きいことを予想しながらも、当面の対策を講じなければならないと考えております。

前にも、議員をはじめ、他の議員からもいろいろなご意見を伺っておりますが、昨年12月より取り組んでいるのが、河津インターチェンジを出て河津市街に誘導する看板設置を東伊豆町と共同で進めてきました。下田土木事務所の関連する3課と協議を進め、本年3月設置を目指しておりましたが、県の協議が整わず、現在も協議中でございます。看板の内容の規制等もありますので、今後クリアすべき課題に早急に対応したいと考えております。

看板設置について、これまでの協議内容、現状での問題点など、担当課長より答弁をさせていただきます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、河津七滝インターチェンジ付近の誘導看板設置についてお答えしたいと思います。

昨年度より、道路沿いの地権者でございます県土木事務所と協議し、国道414号道路敷地内道路占用による看板設置を協議してまいりました。広告景観保全地区伊豆縦貫自動車道関連の道路案内標識基準に適合しないものについては、道路占用許可できないと回答をいただいております。例えば、表示面積が片面3平米以内であることや、板面の縦の長さが1.5メートル以下であることや、表示内容に写真、絵、広告など、表示できないなどの規制がかかっております。

また、伊豆地域別公共サイン整備行動計画の基準もありまして、その規制もクリアする場合は、河津市街地への誘導看板、青色の看板でございますが、そちらが設置されていることにより、町内の著名な施設への誘導看板、これはダークグレーの下地に白抜きの字になります。

すけれども、そのみしか掲示できないというような状況でございます。例えば、今井浜海岸や河津バガテル公園などが表示できるということです。東伊豆町の稲取温泉や下田市白浜海岸などの誘導看板は、占用不可との回答をいただいております。河津バガテル公園や峰温泉大噴湯公園などは、同種の看板が近隣に設置されているため、現在、今井浜海岸や河津桜原木などの看板を設置検討中です。

なお、民地であれば、規制範囲も緩和されることから、天城よりの民地で、借地による設置も交渉しておりますが、現在見通しが立っていないのが現状でございます。

引き続き、県、地権者等と協議を進めて、設置に向け努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 何か、いろいろ規制があつて難しいと。その中でもいろいろ可能性を探ってくださるということだと思いますけれども。

誘導看板と言っているのは、国土交通省のあの青い大きな看板とは違っていて、今、山から下りてくると、i Z o oとK a w a Z o oの看板とかあるじゃないですか。そういうところが国の土地なのか、私有地なのか、町の土地なのか僕は分かりませんが、そういうところで誘導する看板を造ってほしいというのを最初からお願いしている。

分かりやすく言うと、同僚議員が一言で言った「もうすぐ、まっすぐ、海」、これだけでもいいんだというようなことを言っている同僚議員もいるんだけれども、それが分かりやすいんだけれども、とても。町に下りてくると、どういう商業集積があるのかということを分かっしてほしいわけです。

河津町の伊豆縦貫により流出した5,200台と言われておりますけれども、例えばそのうちの、そういう看板とか施策によって2割が町に下りて来て、飲食や買物やガソリンなどで2,000円利用したとすると、1か月で6,000万円町に下りる。たばことコーヒーだけの利用でも3,000万円町に下りる。こういうことで、様々な施策を考えて実行していかないとはいけません。

次の質問にいくんですけれども、関連しているんで。

さらに、静岡県は下田市の落合地区稲梓から縄地を結ぶ県道河津・下田線3.3キロの道路新設が、87億円の予算をつけて、2020年代後半に完成とのこと。この道路も縄地から414号線に抜けられることで、現在ある道路と合わせ、メリットは非常に多く、孤立地区に指定さ

れている縄地地区には、有効な道路となることでしょう。

この縄地・落合間の道路が完成すると、同じく新設される縦貫道下田北インターチェンジを結ぶ肋骨道路として、災害に強い道路ネットワークができる。それによって、渋滞箇所を迂回した円滑な交通の確保となり、今まで25分かかったところが12分に短縮されるとあります。

この「渋滞箇所を迂回した円滑な」というのは、この渋滞箇所迂回は下田市の東急ストアさんがある中島橋交差点のことです。さらに、首都圏から下田市などへ観光地へのアクセスルートの確保となるとか、下田市街地における混雑の緩和が期待されると言われる。下田方面ばかりのメリットが非常に高い。白浜方面は河津町に下ってすばらしい景色を見ながら行くと、時間も距離も近道ですよとはもう言えなくなる。ますます河津の町なかに流入する車が減ってくる。商工業の方にさらなるダメージを与えるんじゃないでしょうか。

町の商工業の人は、河津の伊豆縦貫3.3キロができたダメージにさらに拍車をかけ、限界を迎えると言っている声が結構あります。これはもう白浜だけではなくて、外浦や須崎、ひょっとするとi Z o oさんに行くこともこのルートかもしれません。縄地・落合間道路が町への流入量にどのように影響するか。その工事の概要と、河津町への影響予測による課題抽出と対策をお尋ねします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問の下田市落合地区と河津町縄地を結ぶ県道の河津・下田道路についてお答えします。

新聞等でご存じかと思いますが、議員も今お尋ねですけれども、内容では、延長約3.3キロメートルで、幅員7.5メートルの道路で、これまでの幅員の狭い林道に変えて、新たに新規のネットワーク道路として、約30年前の1995年、平成7年から事業を始めたものであります。これまで、下田側の900メートルが完成しておりますが、残る2.4キロの区間の整備が遅れている状況でありまして、既に河津町側からも国道135号から地区内の整備を進めているところであります。

今回の新聞等で発表されました新規事業化は、新たに国道414号の一部区間を供用する形で、延長約4.8キロに延長しまして、機能強化をすることで実現をし、今年度調査費目的で4,000万円の予算がついたというものでございます。

これまで30年間、国道135号の代替道路として、また近年は伊豆縦貫自動車道路のアクセス道路として県が取り組んできておりますが、事業はなかなか進まず、その一つの要因が、

国の交付金事業で行っているため、なかなか大きな予算がつきにくいと聞いております。

この交付金事業とは、国が県にアクセス道路や通学路、防災道の駅などを重点配分し、幾つかについてまとめて交付金という形で補助を行うもので、全体の交付金の中でこの路線の予算配分が決まるもので、安定をした予算確保が難しかったと聞いております。

このたびの補助金による予算確保については、交付金事業に比べて事業に具体性があり、要望による予算が確保しやすいなどのメリットがあり、伊豆縦貫自動車道路との関連を基に、伊豆縦貫自動車道路の要望事項にも本路線を含んで昨年から要望してきて、新たに補助事業として採択をされて予算確保ができたものであります。来年度以降も具体的な補助事業として、伊豆縦貫自動車道路事業として一緒に要望をして、予算確保に努めたいと思っております。

私は、何よりもこの道路が完成すると、万が一の災害時に縄地地区は孤立する可能性がありますので、災害関連道路としての役割が大きいと思っております。

お尋ねの幾つかの点については、担当課長から答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは、県道河津・下田線の状況についてお答えいたします。

この道路は、背骨の伊豆縦貫自動車道の整備に合わせた肋骨道路である県道河津・下田線の整備により、伊豆半島南部において、災害に強い、強靱な道路ネットワークの構築を目的として県が整備を行っているものになります。今年度、補助事業化されました。

現在、2.4キロメートルが無供用、河津町区間は1.5キロメートルであり、町内においては、国道135号から440メートル間を県が工事しております。また今年度、河津側500メートルの測量設計を実施する予定となっております。

町への影響につきましては、国道135号が通行止め時の代替路、災害時の輸送ルート確保、下田への所要時間短縮の整備効果は示されておりますが、影響予測は示されておられません。

以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 町長がおっしゃるように、町長は一生懸命動いていて、東京まで行かれてやっていて、伊豆縦貫道の全線開通を早期にやってくれということで報道されている。

今回の縄地の道路も、それは最初に言ったように、多大なメリットがあることは百も承知なんです。有事のときには特に役に立つ。だけれども、それは好影響であって、悪影響がどれだけあるかということも町は考えないと駄目なんじゃないかなということで質問しました。

七滝・逆川の伊豆縦貫では、皆さん知っているとおり5,200台ぐらいが流出していると。最新の調査は分からないんだけど、最初のゴールデンウィークか何かの調査だったと思います。縄地・落合間では1日4,900台が利用すると言われていて、下田北インターチェンジから縄地に下りて、河津に来るんですか。下田方面に行くんだよね、みんな。そうすると、4,900台が向こうに流れちゃう。合わせて1万台ですよ、1日。

さらに、まだまだ先でしょうけれども、東伊豆町さんと一緒に河津・稲取間の肋骨道路の整備を町は検討していると今のご回答の中でも町長おっしゃっていました。道路がたくさんできることはメリットもたくさんできるわけですが、その道路のネットワークや、位置づけや性格によって、町はどのような好影響と悪影響があるかを判断し、施策を考えるのが重要だと思うんです。河津町が目的地や宿泊地や寄り道する町になっていなければ、衰退の一途をたどることになるんじゃないか。これは僕の心配し過ぎでしょうか。

そうならないように、可能性を見極めて、役場組織の横串でプロジェクトを組むぐらいの重要性を認識していただきたい。閉校した東と西の小学校の活用にも期待したいところです。

河津町というのは、駅周辺にはスーパーが2軒、コンビニが3軒、ドラッグがもうすぐ2軒。飲食、医療、喫茶、薬品店が集積し、その周辺にはウナギ、そば、カフェ、中華、ハンバーガー、和菓子、日帰り温泉、そしてガソリンスタンドが5軒。それがワンストップのエリアに商業集積しているという町で、さらに、そこのほとんどのお店が駐車場を持っているという環境なんです。これだけ立ち寄りやすい商圈は近隣にはないと思うんですけど。そして、さらにそれにすばらしい景色がもう目の前に広がっちゃっているという、もちろん言わずもがなですけども、河津町には観光資源が山ほどある。新しく重要文化財、26体の仏像群も加わりました。七滝インターから下田北インター利用では、当分、商店、ガソリン、海、景色、トイレ、観光、重要文化財、何もないんですよ。だから行く町、泊まる町、寄る町として、河津町を様々な角度でPRしていくことが必要になると思います。

そのPRについて、次の質問をしたいと思います。

次の質問は、打って変わって、柔らかくて実施を想像すると楽しい質問です。

河津町のイメージをどうPRしていくかについてお聞きします。

統一すべき河津町のデザインとイメージキャラクターの新設です。

河津町は、観光資源にも恵まれている町です。海、川、山、滝、バラ、ワサビ、踊り子、そして河津桜。さらに重要文化財が2つもある。電車の駅もインターチェンジも2つもある。そんな町というのはなかなかないでしょう。地形も海岸のすばらしい景観に恵まれ、平地の商業集積地域があって、中山間を抜け天城峠に向かう、コンパクトに観光資源が集約されています。このすばらしさを広く伝えたい。

過日の子ども議会では、河津町のPRをもっとしてほしい、若年層においては河津桜で有名は伝わらず、下田のちょっと上の辺としか言えないのが残念ですと子ども議員さんが言っていました。同様に、伊豆の踊子の小説も映画も目にしないとすれば、伝わらなくなっていくのではと思います。町長は子ども議会で、河津の魅力づくりが大切で、それをどうPRしていくか、町民の皆様も宣伝マンとして情報を伝えてほしいと回答されました。魅力づくりは大切ですが、既にある魅力をどうPRしていくかです。

PRしていく早道の一つは、キャラクターの設定です。伊豆の踊子を表現したキャラクターは、平面ではあるようですが、立体でも欲しい。現在はガッテルくん、フントー君もですか、などがあり、それは施設のキャラとして重要ですけども、町全体のキャラクターが必要とは思いませんか。

キャラクターを平面と立体、いわゆる着ぐるみみたいな立体が必要になります。近隣では南伊豆町はいろいろ男爵、下田市はぺるりん、伊豆市は伊豆の4つの町を4姉妹としてキャラ設定している。松崎町は桜葉のまっちー。この間の新聞に出ていましたが、南伊豆はいろいろ男爵とは別に、無機質な灯台を擬人化、キャラクター化して、コンテストの地方創生部門にノミネートされていました。聖地巡礼まで視野に入れていると書かれています。

河津町がキャラクターを持つメリットは、町のセールスポイントの可視化をはじめ、目に留まる、記憶に残る、町への親近感、一貫したイメージづくり、商品開発やグッズアイテムの展開によるキャラクターマーケティングが可能になります。伝えにくいことも代弁してくれるのがキャラクターです。コラボなどの広がりも期待できて、身の回りにつけたり飾ったりできる、そして楽しい気分になる。

過日の、町全体で初めての「みんなでみんなの盆踊り」では、怪獣の着ぐるみが踊ってくれて、その場を和ませたり、子どもたちには大人気でした。中身は同僚議員ご夫妻の貢献活動でした。河津桜まつりのオープニングでも、ガッテルくんや松崎町の桜葉まっちーや伊東のマリにゃんが、柔らかい雰囲気とにぎやかさをつくってくれています。

しかし、なぜ河津町は河津桜まつりにバラのガッテルくんなのか。長年、変とは思ひませ

んか。がっかりしたのは、以前コンビニで売られていたご当地メダル。伊豆市は踊り子と学生さん、河津町はニコちゃんマーク。これって残念でなりませんよね。現在はご当地マンホールメダルになっているんですけれども、伊豆市はやっぱり踊り子と学生、河津町はマンホールデザインはないんでしょうから、ほかと形が違う桜でした。

河津駅前には、伊豆の踊子と河津桜の里と大きく書いてあります。踊り子と学生さんの銅像もあります。交流館の売店も、横文字だけれども「ODORIKO」のネーミング、伊豆急河津駅には踊り子と学生と桜の顔出しパネルがあります。

河津町のイメージをそれぞれいろいろなやり方で、言い方で、自由に表現するのではなくて、イメージの統一やブランド構築ということを意識して、ここは一つ筋を通していくことが必要で、集中の効果を狙っていきます。以前、日大国際関係学部 of 学生さんたちの提案に、踊り子、河津桜、ワサビを表現したキャラクターの提案もありました。

町のキャラクターは、河津桜と伊豆の踊子がメインになるかもですが、ほかにも、七滝、ワサビ、仏像群、今井浜など、町の代表がいっぱいあります。河津町内で賞金つき公募でアイデアを募り、キャラクターの平面と立体のデザイン募集活動から実施まで、イベント的に盛り上げていく。このような楽しい町民の参加性や話題性のある町のイメージ浸透が期待できるキャラクターによるPR戦略は、町として検討に値するかお尋ねします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津町のイメージをどのようにPRしていくかということでご質問ですので、お答えします。

議員がおっしゃるように、河津町のイメージづくりが大事であることは十分承知をしています。近年では、河津桜や伊豆の踊子のグッズなども作り、イメージアップを図っているところがございます。また最近では、観光的には、「街ガチャ」なども町の名所・旧跡をホルダーとして、楽しみや意外性も込めて活用してございます。

お尋ねのキャラクターの件でございますが、これまでバガテル公園のキャラクターでありまして、ぬいぐるみのガッテルくんは、いろんな場面で活用されていると思います。またそのほかにも、伊豆の踊子を図案化したもののタオルなどのグッズや、大噴湯をイメージをしたフントー君などもバッジなどに利用されております。

しかし、何といっても、議員の多くの皆さんに胸につけていただいているオリジナルな河津桜バッジが国内外でも人気がありまして、よく相手の方にバッジのことを聞かれて、河津桜の紹介もしやすくなったこともございます。

イメージ戦略として、お尋ねのキャラクターの活用を具体的に、懸賞をつけたりして、町民全体で考えて作成していくことは、イメージとして町中が盛り上がる一つの案としてあるかと思いますが、個人的にはなかなかイメージが湧いてこない状況でもあります。よく他の市町で、アニメですとか、漫画を基にした誘客やイメージづくりなどもしておりますが、いろんな方法もあるのかなという思いでもあります。

町のPR方法について、今後は幅広く考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） すぐには取りかかれない、いろいろ検討が必要ということかもしれませんが、町のイメージをつくっていくときに、言葉尻を取るわけじゃないけれども、いろんなやり方がある、いろんなキャラクターやマークがある、これは本来のブランディングという中で考えていくと、駄目なんです。町のイメージは一つに絞っていくんですよ。詳しくは僕、勉強してなくて分かんない。くまモンなんてそうですよね。商品開発もいっぱいできている。それから、下田市のぺるりんは、逆にそれで収益を上げようみたいなことを新聞で読みました。逆にくまモンがあれだけ広がったのは、収益を上げるという考え方はないんです。条件を整えば使ってよろしいみたいなことをやっています。

いろんなやり方があるんだけど、ブランディングというのは、そういうふうに、河津町と言えど何というふうに、河津町と言えど、桜、踊り子、七滝、何とか何とか、これでは伝わっていかない。

一つ、町長に関連質問でお聞きするんだけど、町長も議長も、皆さんお偉いさんが並ぶ世界最大の河津桜まつりオープニングに、バラのガッテルくんしか主催者側が出せないというのはどうお考えですか。桜まつりにバラ。どうでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 特に考えたことがなかったんですけども、確かに、桜まつりに関連するものがあればいいなとは思いますが、ガッテルくんだけではなくて、伊東の道の駅のマリンちゃんも来たことはありますけれども、そういう意味では、象徴というよりも、にぎやかしとはいいいませんが、そういう意味もあるのかなという感じはします。確かに、盆踊りもそうなんですけれども、やっぱりぬいぐるみは子どもたちが大変喜ぶということも分かるような気がします。

ただ、やっぱり、イメージとして何がいいのかなというものが大変難しいのかなと。それ

と、今後どういう町のイメージをつくっていくのかな、どんな方法があるのかなと。ぬいぐるみだけでも、着ぐるみでもないような気もしないでもないもんですから、その辺はちょっと検討させていただいて、さっきから言っているんですけども、今のところ私としてはその辺しか思い浮かばなくて申し訳ありませんけれども、確かに桜まつりはそういう状況で、今の状況ではそういうことだということは認識しております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

オープニングには、伊豆の踊子に扮してちゃんとした女性もいてくれて、それもすごくいいと思うんですけども。だったらどっちなに絞っていくという、先ほどの話で。本来は、河津町を表現していくときのキャッチフレーズとか、町名のショルダーとか、そういうロゴとか、書体の規定の必要性を僕は感じるんですけども、このようなイメージキャラクターの平面と立体キャラクターを持つというのは、一貫して訴求を続けていけば、町のイメージが若い人にも理解が進むんじゃないかと思います。伊豆の踊子と河津桜を大切にしているのに、それをもっと活用したらいいと思います。

それから、文学的建造物の資産を守ることを実行したり、河津桜については、同じくこの間の子ども議会でもありましたけれども、維持拡大のために桜の植樹を進めないと祭りもできなくなるんじゃないか心配していますと子ども議員さんが言っていますよね。

だから、そういうことで、何に絞るかというのは、町の人たちからの応募で決まっていくと思うんですけども、そういうことと一緒に、イベントにそういうことをやって、同時に、町がキャラクターを持つというのはいいと思うんですけども。河津町のイメージの醸成になり、町民の子供から大人まで、その過程をみんなで楽しめそうです。ぜひ、何か実行に向けてお考えいただければと思います。そんなに費用もかからないと思いますし、誰か役場の職員の中で、それやりたいという人があったら手を挙げていただきたいなと思っています。

質問は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

14時55分まで休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 正 木 誠 司 君

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員の一般質問を許します。

1番、正木誠司議員。

〔1番 正木誠司君登壇〕

○1番（正木誠司君） 1番、正木です。

令和6年第3回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長から許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

私の質問は、次のとおりになります。

1件目、大規模地震災害時における避難所の対応について。2件目、津波一時避難場所の整備について。3件目、熱中症警戒アラート発表時の町の対応・対策について。以上の3件でございます。

町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

質問に先立ちまして、本日、伊豆新聞の記事でもって、この河津町においてスマホ教室が開催されるという記事が載っていました。また、その記事の中で、先ほどの同僚議員の答弁の中にもありましたように、11月から河津町の公式LINEが運用されるよというふうな答弁もありました。このLINEの導入については、我々議員も多くの町民から、なぜやらないのという形でもっていろいろ言われておりましたもので、何人かが質問させてもらったんですが、本当にこの11月に導入を決めてもらい、またそれに併せて、なかなかスマホを使えない人のスマホ教室というものを同時開催していただきまして、本当にありがたいことだと思います。今後も、今回のスマホ教室が終わりまして、また、どうしてもなかなか使えない人、最初に参加できない人もいるかと思いますが、そういう町民の声がありましたら引き続きの対応等をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、まず1件目、大規模地震災害時における避難所の対応についてお伺いいたしま

す。

約1か月前の8月8日に、日向灘沖を震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生したことは我々の記憶にも残っておりまして、これは南海トラフ地震の前兆かと心配した方も多くいたことと思います。この地震により、日本で初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が気象庁より発令され、河津町においても役場から注意喚起の広報ですとか防災メールの発信が行われ、これは本当に初めての対応にもかかわらず、町民の皆さんに対しての適切な周知ができたかと思っています。

結果として、地震活動は収束に向かい、8月15日に臨時情報の解除となりましたが、今回、日本で初めて発令された臨時地震情報であり、対応に当たった役場の皆さんをはじめ、町民の皆さんもほっと胸をなで下ろしたことと思います。

今後は、この南海トラフ地震だけでなく、大規模地震が想定される地域でマグニチュード7以上の地震が発生した場合は、今回同様に巨大地震に備える臨時情報が発せられることになっております。これは本当に新しい国の取組ということで、それに合わせてやはり我々地方自治体も、これまでの防災対策にプラスした新たな対応が求められてくると思います。

私は、ある町民の方からこんな話を伺いました。その方は、子育て中のお母さんであり、まだ幼稚園に上がる前の子供がいる方なんですけれども、今回の臨時情報が出て相当不安になったと。そこで、やはりすぐ自分で、もし避難したときに子供のために必要と思えるいろいろな着替えですとかミルクですとかそういうものをちょっと大きなバッグに詰め込んで、それをいつでも持ち出せるように車の後部座席へ積んだんだけど、家から出すだけでもかなりかさばって重くて、すごい苦労しましたよと。またさらに、今後、今回みたいな臨時情報ではこういう余裕もあるんですけれども、いざ地震になったときに、そのような荷物を持って自分の子供を抱えて本当にすぐに避難することができるのかなというのが、非常に不安に思ったことだと。やはりそれに併せて、例えば今回みたいな臨時情報が出たときには、あらかじめの対策として、自分が住んでいる地域の避難所はどこだというのは把握していますので、できたら、例えばその避難所へあらかじめ必要な荷物なんかを置いておくことができるんではないかというようなお話を伺いました。そうすればいざというときに、避難のときには本当に子供を連れて逃げることに集中して逃げるができるんじゃないかというような形です。

この避難所の運営というのは基本的に各地区に任せられていますので、今後、質問になるんですけれども、町の方針として、例えば防災ガイドブック等も出しておりますけれども、

その中でもって、例えば臨時情報が出たときにはあらかじめ避難所へそういう必要なものを運び込みもしてくださいとか、できますよみたいなことを新たに掲載することはできるんでしょうか。また、それを各地区の避難所を管理している例えば区長さんですとか各地区へ周知することができるのか。

また、地域、また避難所によっては、どうしても昼間、例えば開けっ放しですとか人がいないという形で無人になるところが多いと思います。そうしますと、やはり自分の個人の荷物をそういうところに置いておくとなると、そういうことも心配な思いがどうして出てしまうことから、例えば鍵付きのボックスみたいなものを町のほうで用意して、そういう個人に貸せるとか、あらかじめ各避難所へ配置して使ってもらう。そういうことができるかどうか、可能なのか。

以上の2点について伺いをいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木誠司議員の質問にお答えします。

大規模地震災害時における避難所の対応についてということで、事前の持込み、あるいは鍵付きボックス等の準備についてということでお尋ねですが、お答えします。基本的には、先ほど議員がお尋ねのように、今回の場合を想定したときにどうなのかということでお答えします。

先ほど議員がおっしゃったように、今回は、南海トラフ地震のエリア内の九州地方で8月8日に震度6弱の地震が発生し、国、気象庁ですけれども、初めてとなる南海トラフ地震の臨時情報（巨大地震注意）を発表しました。その後、地殻変動等が確認されなかったことから、8月15日の17時をもって解除されました。

今回の臨時情報は初めてのことでありまして、町でも臨時対策本部を開催しまして、職員2名による24時間体制を取ることとともに、今回の臨時情報の確認と体制の準備を指示したところであります。今回は巨大地震注意でしたが、巨大地震警戒となると、津波の想定浸水区域では、短時間の避難が困難であると予想される高齢者や介助が必要な人、乳幼児などを抱える世帯では事前の避難が求められます。河津町では以前、県の危機管理部の県のモデル指定を受けて、津波危険想定区域の区民を対象に、南海トラフ地震の事前避難を想定したシミュレーションなどをもう既に行っております。

お尋ねの避難所の対応でございますが、以前伺った対応の中では、事前避難の場合は基本的に自分自身で避難所に使用するものを持ち込んでもらうことと、食べるものも、お店も基

本的に開いておりますので、自分で用意をしていただき、災害時のものは基本的には使用しないこととなっております。

次に、鍵つきボックス等の関係でございますが、鍵つきボックスにつきましては、確かに防犯の面では必要かと思いますが、災害時、または避難時のときですので、また、町民であり隣近所の人たちですので盗難などは考えにくいのでありますが、できれば、あるとすれば、教室にあるようなボックスになっている棚でもあれば個人のものも管理しやすいのかなと考えますが、現実的に、どうしても必要なのか、避難所での優先順位はどうか検討すべきであると思っております。

その他、臨時情報等での避難所対応につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、まず初めに、避難用荷物の事前持込みについてお答えします。

地域防災計画では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、情報周知として住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認するなど防災対応を取る旨を呼びかけると定めております。今回の臨時情報発表時にも呼びかけを行いました。この段階、巨大地震注意の段階では、事前の避難や避難場所への荷物の持込みなどは想定しておりませんので、事前の荷物の持込みについてはお断りすることになります。

次に、鍵つきボックス等の購入についてですが、先ほど申しましたが、事前の荷物の持込みは想定しておりませんので、購入等について今のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の回答ですと、注意ですとその事前持込みは駄目というような決まり、警戒ですか、警報になれば事前持込みはオーケーというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 正木議員、これは2回目の質問ということでよろしいですか。

○1番（正木誠司君） はい、2回目でいいです。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） 巨大地震警戒、こちらが発表された場合については、先ほど町長の答弁でもございましたが、高齢者等、避難に時間がかかる方、要配慮者等は事前避難、こ

これは津波浸水区域を対象に町も避難を呼びかけることになります。そういった場合は、当然、本人と各自、荷物を持って避難するということになりますので、事前に荷物だけ置いてくるという部分は、現時点では想定はしておりません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） はい、分かりました。現在ではそうなっているというような認識とさせていただきます。

ただ、やはり今、私、町民の方からは、本当に不安、今回、初めてのこの巨大地震注意の警報でも、やはり相当、お子さんを抱えているお母さんとか、小さい子がいますと不安になっているところはあると思いますので、また特に、先ほど言ったように、もしですよ、その注意が出た後に本当に大きな地震が来たとなると、大きな荷物を抱えて子供を連れて避難所へ行くというのは相当大変だと思いますので、もし今後の検討課題として注意の段階でも荷物持込みを可能とするようなことができれば、ぜひそういう対応を行ってもらって、町民の皆さんの不安を少しでも取り除いてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いての質問になりますが、今、各避難所や役場には、食料や水、毛布等の備蓄がされていると思いますけれども、過去の多くの震災のとき、情報がやはり事後にいろいろ流れてきて、テレビやマスコミ等から出てきますと、いざ、こういう今回の場合も含めて、本当に震災のときには、それこそ物も持てないで、取るものも取らず体一つで避難してきたというような事例も多く聞きました。そのような状況でやはり避難所に来たときには、一番最初に困るのは高齢者、子供、女性というような方々で、特に子供のミルクなんかがないよとか、そういう形でよく言われております。そうなりますと、あらかじめ各避難所に子供用のおむつやミルク、また、女性のいろんな生理用品等の備蓄等もあってもいいんじゃないかというような記事等も出ておりますが、今後、河津町においてもそういうものの備蓄というものが可能かどうか、そちらについて伺いたいします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 備蓄の関係でお尋ねだと思います。いろんな備蓄のものがあるわけですが、特に広域避難所ではある程度整えていかなきゃならないと思っております。幾つかの考え方がありますが、町で直接持つ場合、あるいは協定等でお店で持ってもらう場合もあるかと思います。町は両方で進めております。そういう中で、例えばスーパーさん、準ずるようなところと協定を結んである程度確保してもらおうということも、ストックを

抱えるロスがなくなりますので、特に衛生的なものについてはそういうところのほうがいいような気がしますし、両方の形では考えております。

それで、町でも広域避難所用に幾つかの備蓄もしております。特に河津町の特徴としては、子供に関するものもほかの市町と比べて私は多く備えているのかなという思いもありますので、担当課長よりその内容については答弁させます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、現在の幼児用、女性用の備蓄品について、町で備蓄している備蓄品についてお答えします。

まず、液体ミルク、これは200ミリリットルのものですが72本、幼児用食としてのハイハイン、これは幼児用のおせんべいですが240袋、あとビスコ、これを600食備蓄しております。ただ、おむつの備蓄は現在ありません。次に、女性用の生理用品については、一定数備蓄してございます。

ただ、町の備蓄品も限られた数量しかないので、町民の皆様におかれましては、日頃から災害への備えをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今、子供のミルク、また幼児用のせんべい等も備蓄があるという形でもって伺いまして、すみません、私、本当に最初はこういうミルク等の備蓄はないものだと思っていましたもので、備蓄されているということで本当に安心をいたしました。

やはり非常災害というのはいきなり起こるところであって、どうしても、町長、前回の定例会のときの質問の回答でも、まずとにかく避難という形でもって命を守ることから始めてくださいということもおっしゃってございました。そうすると、まず生き残った後に、その後に避難所へ行ったときにどのような形で生活を再建していくかというのも次の重要なことになると思いますので、その辺を、今後もいろいろ意見を聞いて取り進めていってもらいたいと思います。

といいますのも、私は、実は東日本大震災のときには、当時、民間の会社におりまして、我々の住むこの静岡県からも会社として救援隊を組んで福島の方へ行きました。私が行ったわけじゃないんですが、そのときにやはりいろんな救援物資ですとかいろいろなものを積んだ中で、震災の後1か月くらいたってから福島の方からすごい喜ばれたのがありまして、

それが実は、この静岡におります、私の前にいた会社の女性社員が、全く本当にその人の判断で、沼津にありましたもので、近くにデパートがあったもので、女性用の生理用品ですとか、あとは簡易的な下着類を本当に段ボールいっぱい、何人かの女性社員が買って、それを一緒に持って行ってくださいという形で届けたところ、先方の女性方からは、やっぱりもう1週間、2週間、全然家へ帰れない中で本当に助かったというお礼の手紙を頂いて、そのとき本当に思ったのは、やはり何が必要か、どういうことが困っているかということに対しては、例えばそういう女性ですとか若い方、また高齢者の方、子育てをしているお母さん等、そういう当事者に聞かないと分からないと思いますので、今後、こういう備蓄、また防災対策を進めていく中で、いろいろ町民の皆さんに意見を聞いて、効果的、効率的なものの対策ということを今後も進めていただきたいと思います。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。次の質問も防災関係になりますけれども、津波一時避難場所の整備についてお伺いいたします。これは前回の第2回定例会の質問と若干かぶりますが、そこはちょっとすみませんがご容赦をお願いいたします。

我々の住む静岡県においては、平成25年に策定された第4次地震被害想定を基に各自治体が様々な取組を行って、策定当初は県内において最悪の状況で犠牲者が10万人以上と推計されたところが、令和5年には約2万2,000人に減ったよということを当時の川勝前知事から記者会見が行われました。

私が防災対策というものはどういうものかというふう考えたときに、やはり現状を把握して、弱い部分をどんどん減らして行って、徐々にでもいいからよいものにしていくというのが、これが防災対策で一番重要じゃないかなというふうに考えております。その防災対策で各種整備などを行うに当たっては、まず最初に、どうしても、どのくらいの被害想定、起こるかの想定というのをしてから、よーいどんをするものではないかというふうに考えます。

河津町においては、まだ平成25年当時の推定被害人数は900人ということで、これは町の防災ハンドブック等にも掲載されており、これは県発表の数字だと思うんですけども、やはりこの数字を基にいろいろな対策を行っているものと思いますが、この第4次被害想定が出たのが平成25年、今、約10年くらいたっておりますけれども、その間にどのような対策を講じて実践して、現在では町としてどのくらいの被害想定であると認識しているのかについてお伺いをいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の津波の一時避難場所の整備についてということで、

どのような指標をもって避難場所の整備がされているのかということでお答えします。

静岡県、これまでの対策により地震被害想定を試算したものがございますが、河津町においては、具体的な試算は担当課長より答弁をさせます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、静岡県では、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り減らすため、2013年に地震・津波対策アクションプログラムを作成しております。各アクションの進捗状況を踏まえ、減災目標の達成度を把握するため、一定の条件で試算し、10年間の成果として昨年、県のほうで公表しております。

議員のおっしゃるとおり、犠牲者は県全域で約8割減り、約2万2,000人となっております。県では、アクションプログラムの成果を公表するため、各市町から減災対策の進捗状況を取りまとめ、一定の条件で試算し、県全域での減災効果を算定し公表しておりますが、第4次被害想定の見直しについては行っておりません。

町でこれまでの取り組んできた対策、この10年でどのような対策を講じてきたかとしましては、まず、津波避難路等の整備、津波避難経路誘導の路面標示、あと避難地の案内看板の設置、非常食の計画的な備蓄、あと防災ガイドブックの作成・配布などを行っております。

町の現在の想定ということですが、どの程度の想定になっているかですが、先ほど申したとおり、県では第4次被害想定の見直しは行っておりません。アクションプログラムの市町別の減災効果も公表しておりませんので、町の被害想定、これは最大900人、これについては現在も変わっておりません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の回答のように、第4次被害想定から変わっていないと。私も、去年、令和5年にその発表されたときに、じゃ、すぐに第5次の被害想定という形で新しい人数を発表するのかと待っていたんですが、1年たっても県のほうはまだ発表していないというような状況が現在だと思います。

やはり想定につきましては、どうしても、県のほうで行っておりますので、これを町単独で行うというのはすごい大変だと思いますが、やはりもともと想定されました900人という数字を基に、河津町としてもいろいろ、今、課長のほうからあったような避難路の整備ですとか路面への避難誘導のペイントですとかという形をされており、また、そういうところプ

ラス、あとは意識の問題も高めていくということを防災訓練を通して行っていると思いますので、今後も引き続き進めてもらって、実際に起こったときには被害者、犠牲者は、本当はゼロを目指すのが一番いいんですけども、本当に少なくなるような形の取組というものを引き続き行っていただきたいと思います。

次、前回、第2回定例会で町長から、大津波警報が出たときにはとにかく急いで山へ避難してくださいと、こちらの定例会の場でもって言葉をいただきまして、結構、各町民の方から、あ、やっぱりそれは大事だなという形を、私のほうにも言葉をいただいております。

その中で、また別の質問の回答において、津波避難場所の整備等については基本的に各地区で実施してくださいというふうな回答をいただいたと思うんですけども、私はあの後に、浜地区ですとか谷津地区の津波の被害が出ると想定されているところを少し歩きまして、例えば浜ですと、城山へ登るところですか、谷津地区ですと、鈴木モータースさんの裏辺りから、ちょっと急傾斜地崩壊のコンクリートブロックがある、途中少し上って、そのブロックの裏へ入れるようになっていところ等もありまして、あの辺の方に聞きましたら、やはりそこが一番最初に上れるところだから、そこだという認識をしているよというような言葉もいただいております。

あとは、浜の少し前の、今、石原歯医者さんの奥の、本当にもう山裾のところ、その辺もちょっと見させてもらったんですが、どうしても、昔はそういうところにちょっと畑なんかもあって、そこへ入る道なんかもしっかり踏み固められたようなところも結構あったんですけども、今行ってみますと、例えばさっき言った城山への登り口なんかは、道は下のほうはある程度広いんですけども、かなりもう木が鬱蒼と茂っていたり、また、そのもともと畑があったようなところも今じゃもう畑もほとんどやっけてなくて、進入路もちょっと草ぼうぼうになっていたり舗装もしていないもので、土がむき出しで滑りやすくなっているような箇所もありました。

そうなりますと、どうしても、各区で各区民だとか個人が行うこととしては、草刈りをやったり伐採をやったりというのが各区でできる限界じゃないかなというふうに思いまして、そうすると、そういう滑りやすい通路の舗装ですとか階段を造ったりというのは、やはりこれは町のほうが主導してやっていくべきことじゃないかというふうに考えました。

そういうところを踏まえまして、こういう津波に対する避難場所の整備等につきまして、今後、町のほうでどのような形で取り組めることがあるか、もしそれが分かればお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの避難所の整備の関係でございます。

前にも答弁したかと思うんですけれども、基本的には自主防災会で行ってもらいたいという答弁をしたかと思うんです。それには、前も言ったかと思うんですけれども、補助金の交付要綱等があるものですから、その辺を使ってという含みがございます。ちょっと紹介をします。

町では、災害用避難施設整備事業補助金交付要綱というのがございます。これは、原材料支給等で自主防災会に行ってもらい、その費用を町が補助するという制度でございます。上限が100万円でございます。これは、お尋ねの件に関係するんですけれども、自主防災会で直工施工する場合の人件費を除き、避難路等の整備費用での材料費、人件費、重機・機械借り上げ等が対象となっておりますので、実際の施工については、役場の担当課に、こういう補助制度がありますのでぜひ使っていただいて、対象になるかならないか相談をした上で、整備等が例えば業者に依頼しても出ることもありますので、その辺のことについても相談をしていただきたいと思います。

なお、詳しい内容については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうから、災害用避難施設整備事業補助金について説明をさせていただきます。

町長の答弁とも重複しますが、各自主防災会で避難路、避難地の整備に係る費用、これは材料費、人件費、重機借り上げ料などですが、それに対して100万円を上限に補助するものでございます。これは、補助率は一応10割補助となります。

避難路については、徒歩により通行できる幅員1メートル程度のものといった定めがございます。舗装、あと階段設置も当然この補助の該当となりますが、100万円を超える部分については自主防災会の負担となります。

町では、申請する、整備する場所を現地確認させていただき、適地と認めた場所としておりますので、事前に、そういった場所が整備したいということがあれば、防災課のほうに相談していただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） ありがとうございます。今の回答で、本当に町のほうで補助金を出していただけるというのが分かりましたので、今日、この一般質問を見ている町民の方もいらっしゃると思いますし、また、できたら、あとは、こういうのがありますよというところの広報を、もしあれでしたら防災課さんのほうから、各区長会とかもあると思いますので、そういうところで周知してもらえば、あ、じゃ、うち、こういうのをやってほしいなというふうなところがあるかもしれませんので、ぜひ幅広く各区への周知をよろしくお願いいたします。

じゃ、続きまして、最後の質問ですね、熱中症警戒アラート発表時の町の対応・対策についてお伺いいたします。

今年度、令和6年度は、7月の中旬から本当にこの8月の下旬までほぼ毎日、夕方になりますと、私、町の防災メールに登録しているんですが、熱中症警戒のメールを受け取っていました。この熱中症もそうですが、年を追うごとに本当に暑さが尋常ではなくなっているなというのが、多くの人の考えるところだと思いますし、この暑さが、これは今年だけと思っている人はいないと思います。多分、来年以降も夏になれば本当に暑くなるんじゃないかなというふうに、皆さん感じているところだと思います。

また、テレビニュースなどでは毎日のように、熱中症で搬送されたとかの報道もあり、多くの自治体で、誰でも入れるクーリングシェルターというものを設置しているよというような報道もされております。近隣では、今年の7月の中旬頃ですか、下田市のほうでもクーリングシェルターを設置しましたというような報道が伊豆新聞でも掲載されておりました。

そこでお伺いしたいのは、これはもう来年度以降の話になりますが、河津町においても今後、そういう熱中症に対するクーリングシェルターというものの設置を検討しているのかどうか、考えているのかということと、あとは、やはりこの河津町、どうしても広範囲の町になりますので、シェルターへ行くまでに、どうしても、車がある人は行けると思うんですけども、先ほどもありましたが、公共交通を利用しないと行けないような高齢者の方等、そういう方が本当に希望したいときには例えば移動の足をどうするか等につきまして、もし考えていることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） クーリングシェルターの設置についてお尋ねですが、お答えします。

皆さんご存じのように、今年の夏は本当に連日猛暑で、本当に多くの方が体調の維持に苦勞されたのではないかと考えております。また、先ほど議員がおっしゃったように、連日、

防災メール等で熱中症アラートが発表されまして、熱中症の注意喚起も町としても行ってきたところであります。

お尋ねの件でございますが、町では、注意喚起ということで、クーリングシェルターなどの指定については行いませんでした。指定することにより町民への周知が必要となりますので、自宅でのエアコンなどの利用や、図書館や子育て支援センターなどの公共施設等の活用や、海や川、木陰なども活用されて、それぞれで対応されたものと考えております。

確かに暑いことに変わりはありませんが、都会の暑さと違い、自然の中での暑さもありますので、今の状況では指定については考えておりませんが、今後は、気象状況や国の方針等も踏まえて検討したいと思っております。現状の中でも、必要があればクーラー等の効いた公共施設の使用案内については検討したいと考えております。

また、議員がお尋ねの移動手段については、現状の段階では考えておりません。

また、参考までに、国の気候変動適応法というのがございまして、その中でクーリングシェルターの指定について定めておりますので、後ほど担当課長より答弁をさせます。

また、この夏における熱中症による救急搬送の状況についても担当課長より報告させますので、よろしくお願いします。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） では、まず、気候変動適応法に基づくクーリングシェルターの指定についてお答えします。

国内の熱中症による死亡者数の増加傾向が続いていることを受け、国は気候変動適応法を改正し、熱中症対策を強化しました。この改正により、新たにクーリングシェルターに関する規定が設けられ、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を市町村長が指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして指定できるとされました。市町村長は、クーリングシェルターを指定した場合は、その施設の名称、所在地、開放可能日、受入れ可能人数等を公表すること、また、民間施設等を指定する場合は、市町村長と施設管理者との間で協定を締結することとされています。

この改正では、それまでの熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法に位置づけられ、さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、1段上の熱中症特別警戒情報が新たに創設され、今年から運用が開始されています。熱中症特別警戒情報、熱中症特別警戒アラートの発表は、過去に例のない広域的な危険な暑さが想定されるため、それまで以上に自分

だけでなく周りの人の命を守るための対策を呼びかけるものです。熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、クーリングシェルの管理者は、公表している開放可能日等の範囲で施設を開放することが義務づけられています。

続きまして、熱中症による救急搬送状況についてです。

下田消防本部警防課に確認したところ、7月1日から8月18日まで約1か月半の河津町内の熱中症での救急搬送件数は6件でした。対象者の年齢は、就学児が2件、40歳以上65歳未満と65歳以上75歳未満がそれぞれ1件、75歳以上が2件でした。下田消防本部管内全体では48件の救急搬送があり、そのうち65歳以上の搬送件数が28件で全体の半数以上を占めています。発生場所は、住宅など屋内であっても注意が必要な状況となっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 現状では、そういうクーリングシェルの設置について、これは検討という形でもって認識をさせていただきます。

今、課長のほうからもありましたが、今回、ちょっと私も勉強不足ですみません。熱中症特別警戒情報という形で今度新たに法制定されたというのもありますし、今年は多分そこまでは発令されなかったと思うんですが、だからといって来年もあるか、もしかしたら来年発令されるかもしれませんが、その発令されたときには、やはりこのクーリングシェルというものを設置して、本当にやばい人を熱中症から防止するというのは、法律上でも自治体のほうでも取り組んでいくべきことだと思いますので、ぜひご検討をお願いします。

また、今年、私、何人かの方に聞いたんですけども、本当に町内にはエアコンを買えないような方もいらっしゃいます。また、どうしても、今の電気料金も高くなっておりますのでエアコンをなるべくつけない、昔から特に高齢者の方は、エアコンの風が嫌だと言ってつけない方もいらっしゃいます。

私のこれは父親にもなるんですけども、昔、別に住んでいる父親の家に行ったときに、本当に部屋の中、40度ぐらいのところに平気でもって座ってテレビを見ていたりするようなこともありまして、高齢者になるとそういう暑さというものにもちょっと鈍感になっているところもありまして、そういうところもあり、最近では熱中症というのは部屋の中でも起こりますよというの聞いておりますので、ぜひともそういうところの注意喚起をしてもらうということと、あとは、町民の方から、これは町長の言うところの共助という形になると思うんですけども、ご近所のどこか1軒の家に集まって、そこで高齢者の方二、三人でもっ

て、少し涼しいところでお茶を飲んだり話をしたりして過ごしたりしていましたというよう
な方もいらっしゃいました。

クーリングシェルターを設置するといっても、あちこちに設置することはできないと思
いますが、今後はそういう形でもって、共助の部分でもって町民へお願いするようなことも必
要かと思われますので、ぜひともこの熱中症、もうこれは本当に熱中症という言葉というよ
りも、熱中症というもう警戒すべき災害だという認識の下、来年取り組んでもらい、今年6
件ですか、熱中症で搬送された方、軽症、重症とかいろいろあるとは思いますが、
この搬送される方が出ないような形でもっていろいろ対策を来年は講じていただきたいと思
います。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

これをもって、今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 3 時 3 9 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

9 月 4 日（水曜日）

令和 6 年河津町議会第 3 回定例会会議録

議 事 日 程（第 2 号）

令和 6 年 9 月 4 日（水曜日）午前 10 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 2 号 | 令和 5 年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 3 号 | 令和 5 年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について |
| 日程第 3 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 4 号）について） |
| 日程第 4 | 議案第 49 号 | 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 50 号 | 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 51 号 | 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 52 号 | 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 53 号 | 令和 5 年度防災拠点施設（長野地区）建設工事変更請負契約について |
| 日程第 9 | 議案第 54 号 | 令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 10 | 議案第 55 号 | 令和 6 年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 11 | 議案第 56 号 | 令和 6 年度河津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 12 | 議案第 57 号 | 令和 5 年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第 58 号 | 令和 5 年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第 59 号 | 令和 5 年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第 60 号 | 令和 5 年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第 61 号 | 令和 5 年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第 62 号 | 令和 5 年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

いて

議案第 6 3 号 令和 5 年度河津町水道事業会計決算認定について

議案第 6 4 号 令和 5 年度河津町温泉事業会計決算認定について

出席議員（１０名）

1 番	正 木 誠 司 君	2 番	北 島 正 男 君
3 番	大 川 良 樹 君	4 番	桑 原 猛 君
5 番	渡 邊 昌 昭 君	6 番	遠 藤 嘉 規 君
7 番	上 村 和 正 君	8 番	渡 邊 弘 君
9 番	稲 葉 静 君	10 番	宮 崎 啓 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者

町 長	岸 重 宏 君	副 町 長	木 村 吉 弘 君
教 育 長	鈴 木 弘 光 君	総 務 課 長	川 尻 一 仁 君
企画調整課長	島 崎 和 広 君	町民生活課長	鈴 木 亜 弥 君
健康増進課長	土 屋 典 子 君	福祉介護課長	中 村 邦 彦 君
産業振興課長	稲 葉 吉 一 君	建 設 課 長	臼 井 理 治 君
防 災 課 長	村 串 信 二 君	水道温泉課長	友 田 佳 伸 君
教 育 委 員 会 長	土 屋 勉 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	渡 辺 音 哉 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 本 博 雄	書 記	土 屋 翔
---------	---------	-----	-------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、報告第2号 令和5年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第2号 令和5年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について、以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第2号を説明をさせていただきます。

報告第2号 令和5年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、令和6年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報

告する。

項目、健全化比率、早期健全化基準の順で説明をいたします。単位はパーセントでございます。

実質赤字比率ダッシュ（15.0）、連結実質赤字比率ダッシュ（20.0）、実質公債費比率5.9（25.0）、将来負担比率ダッシュ（350.0）。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

これらにつきましては、地方公共団体が毎年度、前年度の決算に基づき財政状況を客観的に表し、公表を義務づけられているものです。町の財政事情を判断するに当たり、健全化の対象を一般会計のみならず特別会計、一部事務組合、広域連合等を含めた町全体の財政状況を数値化したものです。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を健全化判断基準と定められております。

指標については、定例会資料で説明をさせていただきます。定例会資料1ページをお開きください。

健全化判断比率の概要でございます。

まず、実質赤字比率です。こちらは一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標でございます。算定式については、(2)のとおりでございます。

次に、連結実質赤字比率です。公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字や黒字を合算して、地方公共団体の赤字の程度を指標化し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。算定式は、(2)のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

3の実質公債費比率です。一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。借入額、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金の繰入れの程度を示す指標でございます。算定式については、(2)のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

将来負担比率です。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とし

た額に対する比率でございます。一般会計等の借入金や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標でございます。算定式については、(2)のとおりでございます。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思います。

表中の実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字が生じておりませんのでダッシュ表示、将来負担比率は充当可能財源が上回っており、ダッシュ表示となっております。括弧書きの数値は早期健全化基準で、財政収支が不均衡な状況、その他財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められたものです。それぞれの数値が早期健全化基準を上回るようになった場合につきましては、財政健全化計画を定めて財政の立て直しを図ることとなります。

次のページをご覧ください。

監査委員の意見書を付してございます。

令和5年度財政健全化審査意見書。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

6の(1)というところでございます。総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がなく、健全財政と見受けられる。また、実質公債費比率5.9%、将来負担比率も充当可能財源等が上回り、早期健全化基準を大きく下回っている。今後も健全財政の維持に努められたい。

是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

令和6年8月7日に提出されたものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第2号 令和5年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についての報告を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、報告第3号 令和5年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第3号 令和5年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第3号について説明をさせていただきます。

報告第3号 令和5年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

公営企業会計の名称、資金不足比率、うち括弧書きは経営健全化基準、備考の順で説明をいたします。単位はパーセントです。

河津町水道事業会計、ダッシュ（20.0）。令第17条第1号（法適用企業）の規定により事業の規模を算定。

次に、河津町温泉事業会計、ダッシュ（20.0）。令第17条第1号（法適用企業）の規定により事業の規模を算定。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

この報告書でございますが、地方公営企業が毎年度、前年度の決算に基づき財政状況を客観的に表し、公表を義務づけられているところです。

定例会資料にて説明をさせていただきます。定例会資料4ページをお開きください。

資金不足比率の概要でございます。

資金不足比率は公営企業の経営状況を判断する比率であり、資金の不足額の事業規模に対

する比率を言うものです。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めることとなっています。算定につきましては(2)のとおりでございます。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思います。

水道事業会計、温泉事業会計それぞれ資金不足が生じていないため、算定されておりません。ダッシュ表示となっております。

なお、括弧書きの経営健全化基準で、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図る基準として資金不足比率について定められているものでございます。

次のページをご覧ください。

監査委員の意見書を付してございます。

令和5年度水道事業会計経営健全化審査意見書。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

(1)総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見。

資金不足比率、資金不足なし。

(3)是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特になし。

この意見書については、令和6年8月7日に提出されたものでございます。

次のページをご覧ください。

令和5年度温泉事業会計経営健全化審査意見書でございます。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に処理されているものと認められる。

個別意見。

資金不足比率、資金不足なし。

是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特になし。

この意見書につきましては、令和6年8月7日に提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第3号 令和5年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程3、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河津町一般会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○総務課長（川尻一仁君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和6年度河津町一般会計補正予算（第4号）について。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第8号について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、定額減税補足給付金事業、新たな住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業を行うため、補正予算を専決処分させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第86号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第9号。

令和6年度河津町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度河津町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,225万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,211万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月20日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

款、項、補正額の順で述べさせていただきます。

1 款町税△2,406万円 1 項町民税同額でございます。

9 款地方特例交付金2,406万円 1 項地方特例交付金同額でございます。

14 款国庫支出金7,225万7,000円 2 項国庫補助金同額でございます。

歳入合計7,225万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

3 款民生費7,225万7,000円 1 項社会福祉費同額でございます。

歳出合計7,225万7,000円。

3 ページ、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括は省略をさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書 2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

1 款町税 1 項町民税 1 目個人△2,406万円 1 節現年課税分△2,406万円。

9 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金 1 目地方特例交付金2,406万円 1 節地方特例交付金2,406万円。これらにつきましては、定額減税により町税が減額となったものを地方特例交付金で補填されるものでございます。

14 款国庫支出金 2 項国庫補助金 5 目総務費国庫補助金7,225万7,000円 1 節総務管理費補助金7,225万7,000円、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金です。今回の給付金の財源となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費7,225万7,000円 1 節報酬77万9,000円、3 節職員手当等38万3,000円、4 節共済費18万8,000円、10 節需用費29万9,000円、11 節役務費67万3,000円、12 節委託料93万5,000円、18 節負担金、補助及び交付金6,900万円。これらは定額減税補足給付金、新たな住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付事業に伴うものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度河津町一般会計

補正予算（第４号）について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第４、議案第４９号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第４９号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。
河津町国民健康保険条例（昭和３９年河津町条例第１３号の２）の一部を別紙のとおり改正する。

令和６年９月３日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 議案第４９号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）が令和５年６月９日に公布され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることとなりました。これにより国民健康保険法（昭和３３年法律第１９号）も改正され、現行の被保険者証が令和６年１２月２日以降廃止されることから、条文の整理を行うものでございます。

具体的には、被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定が国民健康保険法から削除され

ることに伴い、河津町国民健康保険条例からもその部分に対応する文言を削除するものでございます。また、参照する項ずれ対応、法令番号の誤りの訂正等の条文整理を行うものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

河津町国民健康保険条例（昭和39年河津町条例第13号の2）の一部を次のように改正する。

第4条中「（昭和23年法律第164号）」を「（昭和22年法律第164号）」に改める。第9条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「、又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は、令和6年12月2日から施行する。

経過措置、第2項、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

なお、定例会資料の5ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと存じます。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） ちょっとお伺いしたいんですけども、これはマイナンバーカードと保険証が一体化されるということで、それに伴うような対応かなというふうに感じるんですけども、当町においてマイナンバーカードをまだ所有していない人とか、そういう方はどれくらいいらっしゃるのか。

また、マイナンバーカードと保険証を一体化しないという人が出てきた場合、その指導だ

とか対応というんですか、そのまま保険証も使えてマイナンバーカードも使えるというような、そういうようなシステムになっているんですか。

○議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩いたしますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○議長（遠藤嘉規君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） マイナ保険証の普及率でございます。

河津町の国保の被保険者数1,830人、これは5月現在でございますけれども、マイナ保険証の登録者数は1,138人です。62.18%です。ただし、それを利用している率となりますと、10.56%ということで低い率となっております。

マイナ保険証に変えない人に対する指導ですけれども、指導というほどではないんですが、被保険者証を今回送ったときに、一斉更新したときにチラシ等を同封しまして、マイナ保険証に移行することを促しています。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

基本的には、マイナンバーカードと国保の保険証がつながってなくても、保険証は保険証として利用はまだまだできますよという、そういう解釈でよろしいんですか。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 現行の被保険者証が12月2日以降、新たに発行されなくなりまして、代替りのものとして資格確認書というものを発行するようになります。現行の保険証は、有効期限が来年の7月31日までありますので、そこまでは現行の保険証を使えます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） それ以降は、資格証明書を要は利用すれば健康保険証が使えるという
ような解釈をしていいわけですね。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） マイナ保険証を持っていない方は資格確認書が出ますので、
そちらを利用していただくようになります。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） マイナ保険証を持っていない人は資格証明書が出ますよと、マイナン
バーカードを持っている人は、自動的に保険証とマイナンバーカードがひもづけられるとい
う解釈、強制的にもうひもづけられちゃうという解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 自動的にはひもづけられませんが、ご本人が利用登録をした
ことによってひもづけられるようになります。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 本人が、要は保険証のほうとひもづけしない場合は、何とか証明書を
発行してあげるわけ、町としては。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） はい、発行します。

○8番（渡邊 弘君） 問題なく、登録しなくても一緒にしなくても使えることは使えるとい
う解釈でよろしいんでしょうか。

○健康増進課長（土屋典子君） はい、おっしゃるとおりです。

○8番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

○議長（遠藤嘉規君） よろしいですか。

○8番（渡邊 弘君） はい。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の渡邊議員の関連になりますが、現行の保険証の使えるのは令和7
年7月31日ということになりますが、そうしますと、それ以降は、マイナンバーカードを発
行しなければ保険証を使えないというような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 現行の被保険者証の有効期限が切れた後は、マイナ保険証か

資格確認書でお医者さんにかかるようになります。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 分かりました。その資格確認書は、マイナンバーカードを発行しない方はその維持と、発行された資格確認書をずっと使うという形の認識でよろしいですね。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 資格確認書に関しましては、現行の被保険者証と同様の扱いとするようになっていきますので、1 年更新になるのかなというように考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） はい、分かりました。そうすると、資格確認書というものも、1 年に一度有効期限が切れた都度新たに発行で、マイナンバーカードに代わる保険証として使用可能ということでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） はい、現行の被保険者証と同様に、色も今変わっているんですけれども、用紙の色も変わって発行するようになります。

○議長（遠藤嘉規君） よろしいですか。

○1 番（正木誠司君） はい。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） それでは、質疑がないようなので、以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第49号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、議案第50号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第50号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例（平成5年条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、議案第50号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力に属していると認められる者の入場について、入場制限から入場禁止にするため、併せて会館使用料について現行に即して修正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例（平成5年河津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条の次に次の1条を加える。

(入場の禁止)

第5条の2 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力に属していると認められる者の入場を禁止する。

別表を次のように改める。

別表の改正でございますが、改正前には備考7に河津バガテル公園とのセット券利用者については、3割引とするとの項目がございましたが、現行行っておりませんので削除をいたしました。

次のページをお願いします。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、定例会資料6ページから新旧対照表を添付してございますので、参考としてください。

説明は以上となります。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） ちょっとお伺いしますけれども、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業団体又はその関係者、これは入場禁止ということでございます。その他反社会的勢力に属している人と、その他反社会的勢力って何なわけ。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） こういった温泉会館等入浴施設の条例等には、そのように一応いろいろ書いてございますので、またそういった項目等も警察署さんとも相談しながら進めていきたいというふうに思っています。

一応そういったことで、以前にも入場制限にもこのような文言で入っておりましたので、そのまま入れさせていただいているような状況です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） こういうふうにはっきり明示していくということになると、基本的に反社会的勢力というのは、こういう団体だとかこういう人たちを指すんだよという明確な部分を持っていないと、何かのときに答弁の仕方がちょっと困っちゃうのかなという感じがす

るんだけれども、そこら辺は町としてどのようにお考えですか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 一応こちらのほうにつきましては、やっぱり警察署さんとも一回相談をさせていただきまして、議員が言うように明確にするような形で今後進めていきたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） よろしくをお願いします。

それと、バガテル公園との割引セット料金のやつを要はそれを削除するというその理由とかな。できればたくさんのところと要はジョイントしながら、セット料金の割引だとかそういうのは取り組めば別に問題ないのかなと思うんだけれども、あえて削除する理由というのはどういうことですか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） こちらのほうは、現行行っていないくて、それでまた、今バガテル公園については指定管理というような形になっていますので、そことの協議等も必要になってきますので、今回の条例改正と併せて削除したというような状況です。また、そういった取組が話し合いでできれば条例改正を行っていききたいというふうに思っています。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） やはりこういう営業部分というのは、もちろん公的な部分の中でやる部分もあるし、公的な施設と民間の施設が要はジョイントして、お互いがよくなる、営業力強化につながるような事業というのは、ある程度進めていければ進めたほうがいいのかという感じがするんで。そこら辺は、今後施設等と話をしながら、民間企業であってもそういうのに参入したいよというところは、一つの形としてお考えいただくのがよろしいのかなというふうに思いますんで、ぜひそこら辺は商売的に考えても、あまりはじくよりも入れたほうがいいのかと、そういうような感じで考えますので、ぜひ対応のほうをよろしくお願いたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） この条例につきましては、以前にありましたタトゥーや入れ墨というような条文を抜かした中で、暴力団及び暴力団員と、またその他反社会的勢力という形でも

って、こちらのほうは禁止するという形でもって明示されたんですが、やはり一番問題は、入っている方がどうしても暴力団とか暴力団員であるという認識、認定、判断をする基準というものがやっぱり一番大事になると思うんです。そうすると、どうしても入場するときには服を着ていますし、言い方は変ですけども、例えば体に欠損部分があるとかですの判断、やはり一番大きいのは、中へ入ったときに入れ墨やタトゥーがあった場合に、中へ入っているお客さんからの通報でもって、そういう方がいるかもしれないという通報があったときには、職員等がその方に対して、今回禁止になりますので退出を促すようになると思うんですが、やっぱりそれ相当相手も相手ですから大変だと思います。そうなったときにやはりどういう形で、マニュアルではありませんが、どういう対処をするかというものについては、これはやはり警察の指導に沿って、また、もしくは入り口に例えば認められた場合は警察署に通報しますとかという、そのような表示というのも行うんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 先ほど言われたとおり、見た目では判断できないと思うんです。それで、お風呂に入って会っても、タトゥーが入っているからといって暴力団というのは分からないと思います。そういったところは大変難しいことだと思いますけれども、何しろ入れさせないということをまずやっていきたいと。

前回の入場制限によりますと、やっぱり退出を促すような行為が行われるもんですから、今回は禁止ということにしましたもんですから、もう入場もできないというようなことで、そういった者がいた場合に、分かった場合には警察にも通報するというような話で警察署とも相談はしておりますので、そういったことで対応していきたいというふうに思っています。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） やはり今の課長のほうの答弁でもって、なかなか難しいというのも私も理屈で分かりますので、ぜひ警察さんのほうの指示に従って。あとは、先ほど言ったように、もし認められて警察に通報しますというような条文、表示ですね、そういうこともやっぱり掲げていくのは必要ではないかと思いますので、もしあれでしたらそういうところにつきましても警察のほうへご相談してもらって、とにかく職員さん、また一般の利用者を守るというようなことをきっちりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第50号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、議案第51号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第51号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例（平成26年河津町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、議案第51号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

提案理由でございますが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力に属していると認められる者の入場について、入場制限から入場禁止にするためでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例（平成26年河津町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「次の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条の次に次の1条を加える。

（入場の禁止）

第6条の2 施設の利用者について、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力に属していると認められる者の入場は禁止する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、定例会資料8ページに新旧対照表を添付してございますので、参考としてください。

説明は以上となります。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第51号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第7、議案第52号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第52号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

河津町消防団員等公務災害補償条例（平成8年河津町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、議案第52号について説明をさせていただきます。

提案理由です。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）が令和6年2月9日に公布、同年4月1日から施行されたことにより、非常勤消防団員及び消防作業従事者の損害補償に係る補償基礎額が改定されたため、所定の条例改正を行うものでございます。

次ページをお願いします。

条例第 号。

河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料 9 ページをご覧ください。

資料の 2 の改正の概要になります。

(1) 補償基礎額の改定になります。

別表として新旧対照表ということで、それぞれ階級、勤続年数ごとの表を添付してございます。

団長及び副団長の 20 年以上は、改定はございません。その他は、階級、勤続年数に応じ、30 円から 200 円の増額となっております。

表の下、米印ですが、階級の取扱いは事故発生日にその者が属していた階級を用いるとしております。

(2) その他として、字句の整理等を改正しております。

10 ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、参考にしてください。

議案に戻ってください。

附則です。

施行期日、第 1 項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の河津町消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

経過措置、第 2 項 この条例による改正後の河津町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以降に支給すべき事由の生じた河津町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

10 番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 補償基礎額のことで確認しておきたいんですけども、先日の全員協の議案説明のときに、過去の階級、例えば副分団長経験者が、もし事故があったときに部長、班長、団員だった場合、過去の上位の階級を採用するという説明があったと思うんですけども、ちょっと確認ですけども、ここだと米印のところを見ると、事故発生日にその者が属していた階級を用いると書いてあるので、あくまでも事故発生日のときの階級で補償基礎額が決定するんじゃないかと思うんですけども、その辺の確認をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） 全協の説明では、公務災害補償ではなくて、退職報償金については現役時代の最高級の階級で支給しますが、これについてはちょっと確認をさせていただきたいということでそのときは終わりにしました。確認した結果、こちらの条例については事故発生時の階級を取り扱うということになっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） よろしいですか。

その他質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第52号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第8、議案第53号 令和5年度防災拠点施設（長野地区）建設工事変更請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第53号 令和5年度防災拠点施設（長野地区）建設工事変更請負契約について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、議案第53号について説明させていただきます。

本案は、工事変更請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案になります。

議案第53号 令和5年度防災拠点施設（長野地区）建設工事変更請負契約について。

令和5年度防災拠点施設（長野地区）建設工事変更請負契約を、下記のとおり締結したいので、議会の議決を求める。

記

1、契約の目的 令和5年度防災拠点施設（長野地区）建設工事。

2、契約金額 変更前2億8,215万円。

変更後3億606万4,000円。

3、契約の相手方 静岡県賀茂郡河津町峰222番地

東海建設株式会社、代表取締役、土屋順一。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

内容について説明させていただきます。

令和5年第2回臨時会において議決をいただきました、令和5年度防災拠点施設（長野地区）建設工事請負契約につきまして、変更契約を締結するために議会の議決を求めるもので

ございます。

変更の主な理由につきましては、くい工事でのくい打ち機の安全対策による地盤改良、くい長の変更、硬質層掘削の施工方法の変更、施設の利便性を高めるため進入路の追加などの外構工事の変更及び消防蔵置場部分の収納棚増設などです。

変更請負の仮契約でございますが、8月21日に締結いたしました。

工期は9月30日までとなっております。

説明は以上となります。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第53号 令和5年度防災拠点施設（長野地区）建設工事変更請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第9、議案第54号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第54号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,910万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,122万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。長くなるようでしたら、着座をお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第54号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第5号）を説明をさせていただきます。

提案理由でございます。本年度の事業執行に当たり、その経費として所要額を補正させていただくものでございます。また、一部事業を来年度執行させていただくため債務負担行為の追加をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金2,051万8,000円 2 項国庫補助金同額でございます。

15款県支出金79万円 1 項県負担金76万円 2 項県補助金 3 万円。

18款繰入金941万5,000円 1 項特別会計繰入金同額でございます。

19款繰越金1,932万6,000円 1 項繰越金同額でございます。

20款諸収入905万4,000円 4 項雑入同額でございます。

歳入合計5,910万3,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款総務費1,444万3,000円 1 項総務管理費1,394万3,000円、 2 項徴税費50万円。

3 款民生費2,501万7,000円 1 項社会福祉費2,050万6,000円、 2 項児童福祉費451万1,000円。

4 款衛生費225万3,000円 1 項保健衛生費同額でございます。

6 款商工費878万3,000円 1 項商工費同額でございます。

7 款土木費894万4,000円 1 項土木管理費120万3,000円、 2 項道路橋梁費774万1,000円。

8 款消防費△43万7,000円 1 項消防費同額でございます。

9 款教育費10万円 1 項教育総務費ゼロ、 5 項社会教育費10万円。

歳出合計5,910万3,000円。

次のページをお願いいたします。

第 2 表 債務負担行為補正。

追加でございます。

事項、指定ごみ袋製造業務委託料。

期間、令和 7 年度。

限度額574万9,000円。

こちらにつきましては、令和 7 年度指定ごみ袋製造のための費用を債務負担とさせていただくものでございます。

次の 4 ページ、5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書 1、総括は省略をさせていただ

きます。

6 ページをお願いをいたします。

それでは、ここから着座にて説明をさせていただきます。

事項別明細書 2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明させていただきます。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 5 目総務費国庫補助金2,051万8,000円 1 節総務管理費補助金2,051万8,000円、デジタル基盤改革支援補助金。こちらにつきましては、地方公共団体情報システムの標準化共通化に伴うものでございます。物価高騰対応重点地方創生臨時交付金。こちらにあっては、定額減税補足調整給付金によるものでございます。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金76万円 1 節社会福祉費負担金76万円、行旅死亡人の取扱費の負担金でございます。2 項県補助金 8 目消防費県補助金 3 万円 1 節防災対策事業費補助金 3 万円。こちらにあっては、地震・津波対策等の減災交付金でございます。自主防災会のほうで施設整備の補助金を行うものでございます。事業費の3分の1でございます。

18款繰入金 1 項特別会計繰入金 1 目介護保険特別会計繰入金941万5,000円 1 節介護保険特別会計繰入金941万5,000円、介護保険特別会計からの繰入れでございます。令和5年度の精算による繰入れでございます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,932万6,000円 1 節繰越金1,932万6,000円、繰越金でございます。

20款諸収入 4 項雑入 1 目雑入905万4,000円 1 節雑入905万4,000円、消防団員遺族補償費でございます。こちらにあっては、補償費の改定に伴う補助金でございます。それから、下田地区消防組合の返還金。

次のページをお願いをいたします。

伊豆斎場組合の返還金、過年度児童福祉事業国県清算金、過年度低所得者介護保険料軽減負担金の清算金でございます。こちらのほうにあっては、一部事務組国県の補助の前年度の精算によるものでございます。

次のページをお願いをいたします。

3、歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費89万7,000円 17 節備品購入費89万7,000円、庁用

備品でございます。出退勤のシステム導入に向けたパソコンの購入をするものでございます。
6台のパソコンを購入予定でございます。

5目電算費1,094万2,000円11節役務費31万4,000円、12節委託料945万5,000円、13節使用料及び賃借料117万3,000円。こちらにあっては、地方公共団体情報システムの標準化・共通化による事業、それから第5次L G W A Nの導入に伴う事業でございます。

7目企画費150万円18節負担金、補助及び交付金150万円、フラワートライアスロン大会の負担金の増額、それから太陽光発電システムの設置事業費の補助金でございます。太陽光発電システムには、申請件数の増加により増額をさせてもらうものでございます。

8目地域づくり推進費60万4,000万円13節使用料及び賃借料33万1,000円、15節原材料費27万3,000万円。こちらにあっては、地区要望により地区集会施設の外壁塗り替えを行うものでございます。

9目姉妹都市等交流費ゼロ10節需用費30万円。こちらにあっては、事業消耗品として交流事業のノベルティーを購入するものでございます。

12節の委託料△の30万円。こちらにあっては、地域交流事業の委託料でございます。都市と漁村交流事業を事業者が実施をするため、こちらのほうを減額させてもらうものでございます。

計1,394万3,000円。

次のページをお願いいたします。

2項徴税費 1目税務総務費50万円22節償還金、利子及び割引料50万円、町税等の還付金でございます。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費1,082万3,000円 7節報償費 4万円、10節需用費36万円、11節役務費42万3,000円、役務費の行旅死亡人等の関係までが行旅死亡人の費用として追加をさせてもらうものでございます。それから、11節の役務費の封入封緘等手数料、それから18節の負担金、補助及び交付金、こちらにあっては、定額減税補足調整給付金の確定によるものでございます。

2目老人福祉費 2万4,000円11節役務費 2万4,000円、訪問理美容支援事業の手数料でございます。利用者の増により増加をさせてもらうものでございます。

3目障害者福祉費930万7,000円22節償還金、利子及び割引料930万7,000円、国県支出金等の返還金です。令和5年度の精算によるものでございます。

5目国民健康保険費35万2,000円27節繰出金35万2,000円、国民健康保険特別会計への繰り

出しでございます。事務費の法定繰り出し分でございます。

計2,050万6,000円。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉費451万1,000円12節委託料61万6,000円、子ども・子育て支援事業計画の策定業務委託料の追加分でございます。

次のページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金75万円、子育て応援住宅整備事業費の補助金の申請件数増加に伴い対応するものでございます。

22節償還金、利子及び割引料314万5,000円、国県支出金等の返還金でございます。令和5年度の精算によるものでございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費158万3,000円22節償還金、利子及び割引料158万3,000円、国県支出金等の返還金でございます。令和5年度の精算によるものでございます。

4 目環境衛生費37万円18節負担金、補助及び交付金37万円、簡易水道組合の補助金でございます。梨本簡易水道組合の施設工事に伴い、事業費の2分の1を補助するものでございます。

5 目母子衛生費30万円22節償還金、利子及び割引料30万円、国県支出金等返還金でございます。令和5年度の精算によるものでございます。

6 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費45万円18節負担金、補助及び交付金45万円、小規模事業者強化事業費の補助金でございます。申請件数の増加によるものでございます。

3 目観光費770万円18節負担金、補助及び交付金770万円、観光協会の補助金。こちらにあっては、観光協会の売店の冷蔵庫を交換することに伴い、町が一部補助するものでございます。また、高付加価値事業費の補助金、それから地域観光新発見事業の補助金として補助金を出します。補助金を計上させていただきました。

7 目さくら振興費63万3,000円11節役務費63万3,000円、桜保護育成作業手数料です。浜地内の桜の並木の枯れた木の撤去、それから土壌等の処理をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

計878万3,000円。

7 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費120万3,000円12節委託料41万8,000円、測量登記委託料でございます。

16節公有財産購入費78万5,000円、田中地区の水路用地の土地の購入でございます。

2 項道路橋梁費 1 目道路維持費774万1,000円10節需用費182万6,000円、11節役務費146万

7,000円、13節使用料及び賃借料291万3,000円、14節工事請負費153万5,000円。こちらにあつては、地区要望に対応するための費用でございます。

8款消防費1項消防費1目常備消防費△54万3,000円18節負担金、補助及び交付金△54万3,000円、一部事務組合の負担金の減でございます。

2目非常備消防費1万6,000円5節災害補償費1万6,000円、遺族補償費でございます。遺族補償費の単価の改定に伴い上昇するものでございます。

次のページをお願いいたします。

4目防災費9万円18節負担金、補助及び交付金9万円、自主防災会の施設整備事業費の補助金でございます。地区要望により下佐ヶ野の発電機を購入するための事業費の10分の7を補助するものでございます。

計△43万7,000円。

9款教育費1項教育総務費3目学校教育振興費ゼロ11節役務費66万円、14節工事請負費△66万円、当初、情報ネットワーク環境整備工事内で校務支援ネットワークの分離設定工事を予定をさせてもらいましたが、そちらについて一部手数料のほうで賄うということで変更させてもらうものでございます。

5項社会教育費3目図書館費10万円11節役務費10万円、雨漏り調査等の手数料でございます。図書館の雨漏り調査の原因を探るものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第54号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第10、議案第55号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第55号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,386万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 議案第55号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

提案理由でございます。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて、関係法令に基づき本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとされているところでございます。本年12月2日以降、マイナ保険証

をお持ちでない方が国保被保険者証を紛失した場合や新たに国保に加入した場合は、現行のカード型の被保険者証に代わり、同じカード型で河津町の陰影入りの資格確認書を健康増進課窓口で交付することとなります。今回の補正は、この資格確認書用紙の印刷費用を補正するものでございます。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順で述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

7款繰入金35万2,000円1項他会計繰入金同額でございます。

歳入合計35万2,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費35万2,000円1項総務管理費同額でございます。

歳出合計35万2,000円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括については説明を省略させていただきます。

5ページをお願いします。

事項別明細書2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、内容の説明をさせていただきます。単位は1,000円でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金35万2,000円2節職員給与費等繰入金同額でございます。

計35万2,000円。

こちらは今回補正の財源として、一般会計から繰り入れる法定繰入れ分でございます。

次のページをお願いします。

事項別明細書3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費35万2,000円10節需用費同額でございます。印刷製本費、こちらは陰影入り資格確認書用紙の印刷費用でございます。

計35万2,000円。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第55号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第11、議案第56号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第56号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,563万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,401万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長(遠藤嘉規君) 福祉介護課長。

○福祉介護課長(中村邦彦君) それでは、議案第56号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

提案理由でございます。

提案理由につきましては、令和5年度の介護給付の実績に基づきます繰出金と返還金等に対応するものでございます。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額で説明させていただきます。

9款繰越金4,563万4,000円 1項繰越金同額でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

7款諸支出金4,563万4,000円 1項繰出金941万5,000円、2項償還金及び還付加算金3,621万9,000円。

歳出合計4,563万4,000円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括につきましては省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書の2、歳入でございます。

款、項、目、節、説明とさせていただきます。

9款繰越金 1項繰越金 1目繰越金 1節繰越金4,563万4,000円、繰越金でございまして支出

の資金となるものでございます。

次ページをお願いします。

3、歳出。

歳入と同様に説明させていただきます。

7 款諸支出金 1 項繰出金 1 目一般会計繰出金941万5,000円、一般会計への繰出金でございます。

7 款諸支出金 2 項償還金及び還付加算金 2 目償還金3,621万9,000円、国県への返還金の項目でございます。

以上とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第56号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前 11 時 40 分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第 57 号～議案第 64 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（遠藤嘉規君） 日程第12、議案第57号 令和5年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第58号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 令和5年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 令和5年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 令和5年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第64号 令和5年度河津町温泉事業会計決算認定について、以上8議案は同種の令和5年度決算でありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号の8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第57号 令和5年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第58号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 令和5年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 令和5年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 令和5年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第64号 令和5年度河津町温泉事業会計決算認定について。

以上 8 議案について、それぞれ担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 会計管理者。

会計管理者に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら、着席をお願いします。

○会計管理者兼会計室長（渡辺音哉君） ありがとうございます。

それでは、議案第57号から議案第62号までの一般会計及び各特別会計の決算認定につきましてご説明させていただきます。

議案の説明に入る前に、お手元の令和5年度一般会計、特別会計決算書の表紙をめくっていただきますと、令和5年度河津町決算総括表がございます。

総合計はご覧のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

議長よりお許しが出ましたので、これより着座でご説明させていただきます。

議案第57号 令和5年度河津町一般会計決算書。

1枚めくっていただき、1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

説明は、款につきましては、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順にさせていただきます。

なお、予算現額と調定額、予算現額と収入済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款町税10億597万8,064円、660万6,423円、1,780万5,843円。

2 款地方譲与税5,148万4,000万円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款利子割交付金28万5,000円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款配当割交付金443万9,000円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款株式等譲渡所得割交付金719万2,000円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款法人事業税交付金1,490万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款地方消費税交付金1億6,968万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款環境性能割交付金669万2,000円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款地方特例交付金342万2,000円、ゼロ円、ゼロ円。

10 款地方交付税18億3,197万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

11 款交通安全対策特別交付金89万4,000円、ゼロ円、ゼロ円。

12 款分担金及び負担金1,344万1,652円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料6,856万6,528円、12万6,730円、78万2,780円。

14款国庫支出金 4 億9,341万9,459円、ゼロ円、ゼロ円。

15款県支出金 2 億9,042万6,898円、ゼロ円、ゼロ円。

16款財産収入2,053万5,253円、ゼロ円、ゼロ円。

17款寄附金 1 億4,199万6,076円、ゼロ円、ゼロ円。

18款繰入金5,657万1,797円、ゼロ円、ゼロ円。

19款繰越金 2 億7,436万5,637円、ゼロ円、ゼロ円。

20款諸収入7,900万7,814円、ゼロ円、ゼロ円。

21款町債 4 億8,659万9,000円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計50億2,188万1,178円、673万3,153円、1,858万8,623円。

次の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳出です。

説明は、款につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に説明させていただきます。

なお、予算現額、予算現額と支出済額との比較につきましては省略させていただきます。

単位は円でございます。

1 款議会費5,579万3,848円、ゼロ円、82万4,152円。

2 款総務費10億1,380万7,718円、1,445万4,000円、4,096万9,282円。

3 款民生費 9 億4,689万8,837円、667万8,000円、2,756万1,163円。

4 款衛生費 6 億7,080万1,822円、2 万3,000円、4,301万9,178円。

5 款農林水産業費 2 億5,389万340円、ゼロ円、1,926万1,660円。

6 款商工費 2 億8,157万5,941円、ゼロ円、1,673万1,059円。

7 款土木費 3 億7,751万293円、1,449万4,000円、2,275万9,707円。

8 款消防費 5 億5,805万6,006円、2 億1,632万8,000円、1,110万1,994円。

次のページをお願いいたします。

9 款教育費 3 億5,125万3,545円、639万9,000円、2,736万1,455円。

10款災害復旧費ゼロ円、ゼロ円、4,000円。

11款公債費 3 億1,191万2,859円、ゼロ円、41万8,141円。

12款予備費ゼロ円、ゼロ円、855万7,000円。

歳出合計48億2,150万1,209円、2億5,837万6,000円、2億1,856万8,791円。

歳入歳出差引残額 2億37万9,969円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、135ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支に関しては、ご覧のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

以上が一般会計の決算でございます。

1枚めくってください。次の議案第58号から特別会計となりますが、説明につきましては全て一般会計と同様の説明とさせていただきます。

議案第58号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計決算書。

1枚めくっていただき、1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款使用料及び手数料359万7,720円、ゼロ円、7万7,840円。

2 款財産収入454円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款繰入金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款繰越金62万2,414円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計422万588円、ゼロ円、7万7,840円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費354万76円、ゼロ円、100万5,924円。

歳出合計354万76円、ゼロ円、100万5,924円。

歳入歳出差引残額68万512円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、9ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が河津駅前広場整備事業特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第59号 令和5年度河津町土地取得特別会計決算書。

次の１、２ページをお願いいたします。

歳入です。

１ 款財産収入119万4,350円、ゼロ円、ゼロ円。

２ 款繰入金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

３ 款繰越金35万9,345円、ゼロ円、ゼロ円。

４ 款諸収入ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計155万3,695円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

１ 款諸支出金119万4,350円、ゼロ円、35万9,650円。

歳出合計119万4,350円、ゼロ円、35万9,650円。

歳入歳出差引残額35万9,345円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和６年９月３日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、９ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が土地取得特別会計の決算でございます。

１ 枚めくっていただき、議案第60号 令和５年度河津町国民健康保険特別会計決算書。

次の１、２ページをお願いいたします。

歳入です。

１ 款国民健康保険税１億8,600万8,182円、207万3,351円、1,302万3,463円。

２ 款一部負担金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

３ 款使用料及び手数料10万4,500円、１万4,400円、８万5,600円。

４ 款国庫支出金７万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

５ 款県支出金６億8,745万2,806円、ゼロ円、ゼロ円。

６ 款財産収入1,327円、ゼロ円、ゼロ円。

７ 款繰入金6,277万2,556円、ゼロ円、ゼロ円。

８ 款繰越金2,910万1,053円、ゼロ円、ゼロ円。

９ 款諸収入524万9,503円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計９億7,076万5,927円、208万7,751円、1,310万9,063円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費586万3,389円、ゼロ円、147万3,611円。

2 款保険給付費 6 億7,215万2,264円、ゼロ円、1 億4,783万1,736円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億6,430万6,196円、ゼロ円、27万1,804円。

4 款財政安定化基金拠出金ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

5 款保健事業費1,323万5,848円、ゼロ円、476万4,152円。

6 款基金積立金1,327円、ゼロ円、673円。

7 款公債費ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

8 款諸支出金562万8,000円、ゼロ円、508万5,000円。

9 款予備費ゼロ円、ゼロ円、30万円。

歳出合計 9 億6,118万7,024円、ゼロ円、1 億5,972万8,976円。

歳入歳出差引残額957万8,903円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和 6 年 9 月 3 日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、23ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

1 枚めくってください。

議案第61号 令和 5 年度河津町介護保険特別会計決算書。

次の 1、2 ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款保険料 2 億686万900円、87万4,850円、174万1,800円。

2 款手数料 1 万1,700円、7,300円、1 万8,300円。

3 款国庫支出金 2 億4,513万4,050円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款支払基金交付金 2 億5,850万9,000円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款県支出金 1 億3,948万3,057円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款繰入金 1 億4,782万2,500円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款諸収入334万3,415円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款財産収入2,153円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款繰越金 1 億549万3,279円、ゼロ円、ゼロ円。

10 款分担金及び負担金117万7,750円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計11億783万7,804円、88万2,150円、176万100円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費889万2,267円、ゼロ円、112万3,733円。

2 款保険給付費 8 億7,156万5,610円、ゼロ円、5,808万6,390円。

3 款財政安定化基金拠出金ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

4 款地域支援事業費4,134万8,517円、ゼロ円、486万3,483円。

5 款公債費ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

6 款基金積立金3,016万4,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款諸支出金2,155万290円、ゼロ円、27万9,710円。

歳出合計 9 億7,352万684円、ゼロ円、6,435万5,316円。

歳入歳出差引残額 1 億3,431万7,120円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和 6 年 9 月 3 日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、29ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が介護保険特別会計の決算でございます。

1 枚めくっていただきますと、次に、議案第62号 令和 5 年度河津町後期高齢者医療特別会計決算書。

次の 1、2 ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料9,132万7,400円、1 万1,900円、30万900円。

2 款使用料及び手数料 1 万5,000円、700円、5,500円。

3 款繰入金2,960万8,648円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款諸収入17万6,400円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款繰越金40万9,200円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計 1 億2,153万6,648円、1 万2,600円、30万6,400円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億2,065万8,348円、ゼロ円、185万1,652円。

2 款諸支出金18万500円、ゼロ円、15万1,500円。

歳出合計 1 億2,083万8,848円、ゼロ円、200万3,152円。

歳入歳出差引残額69万7,800円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和 6 年 9 月 3 日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、11ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

議案第57号から議案第62号についてご説明させていただきました。

次のページ以降に財産に関する調書を提出してございますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

水道温泉課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら、着席をお願いします。

○水道温泉課長（友田佳伸君） ありがとうございます。

議案第63号と議案第64号の決算認定についてご説明させていただきます。

お手元に令和 5 年度公営企業会計決算書のご用意をお願いいたします。

表紙をめくっていただきますと、議案第63号 令和 5 年度河津町水道事業会計決算書でございます。

2 枚めくっていただき、1 ページをお願いいたします。

令和 5 年度河津町水道事業決算報告書。

(1)収益的収入及び支出。

収入（税込み）です。

説明は、区分につきまして、当初予算額、補正予算額、合計、決算額の順に朗読、説明させていただきます。なお、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額と予算額に比べ決算額の増減につきましては、省略させていただきます。単位は円でございます。

第 1 款水道事業収益 2 億1,058万5,000円、ゼロ円、2 億1,058万5,000円、2 億614万9,717

円。

決算額のうち、仮受消費税1,694万3,758円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

説明は、区分につきまして、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額、合計、決算額の順に朗読、説明をさせていただきます。なお、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額、小計、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額と不用額につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

第1款水道事業費用2億629万9,000円、△332万円、ゼロ円、ゼロ円、2億297万9,000円、1億7,110万1,327円。

決算額のうち、仮払消費税623万3,914円。

次のページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出。

収入（税込み）です。

説明は、区分につきまして、当初予算額、補正予算額、合計、決算額の順に朗読、説明させていただきます。なお、小計、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額、継続費通次繰越額に係る財源充当額、予算額に比べ決算額の増減につきましては、省略させていただきます。単位は円でございます。

第1款資本的収入3,879万9,000円、ゼロ円、3,879万9,000円、971万9,000円。

決算額のうち、仮受消費税ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

説明は、区分につきまして、当初予算額、補正予算額、流用増減額、合計、決算額の順に朗読、説明させていただきます。なお、小計、地方公営企業法第26条の規定による繰越額、継続費通次繰越額、翌年度繰越額、不用額につきましては、省略させていただきます。単位は円でございます。

第1款資本的支出1億330万4,000円、ゼロ円、ゼロ円、1億330万4,000円、5,961万1,681円。

決算額のうち、仮払消費税269万6,812円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,989万2,681円は、消費税及び地方消費税資本

的収支調整額269万6,812円、過年度分損益勘定留保資金4,719万5,869円で措置した。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

続きまして、32ページの次の赤色のページをめくってください。議案第64号 令和5年度河津町温泉事業会計決算書でございます。

2枚めくっていただき、1ページ目をお願いいたします。

令和5年度河津町温泉事業決算報告書。

説明につきましては、水道事業決算報告書と同様の説明とさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出。

収入（税込み）です。

第1款温泉事業収益1億1,831万6,000円、ゼロ円、1億1,831万6,000円、1億2,148万7,256円。

決算額のうち、仮受消費税1,041万3,873円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

第1款温泉事業費1億1,600万4,000円、282万円、ゼロ円、ゼロ円、1億1,882万4,000円、9,504万2,657円。

決算額のうち、仮払消費税450万9,297円。

次のページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出。

収入（税込み）です。

第1款資本的収入99万円、ゼロ円、99万円、138万6,000円。

決算額のうち、仮受消費税12万6,000円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

第1款資本的支出253万1,000円、ゼロ円、ゼロ円、253万1,000円、235万8,083円。

決算額のうち、仮払消費税21万4,371円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額97万2,083円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額21万4,371円、過年度分損益勘定留保資金75万7,712円で措置した。

令和6年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。なお、質疑は議事進行上、議案番号順に、また、歳入歳出とも、款、項の順にお願いします。

議案第57号 令和5年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第58号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第59号 令和5年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第60号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第61号 令和5年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第62号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第63号 令和5年度河津町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第64号 令和5年度河津町温泉事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号の8議案を、会議規則第39条第1項の規定により議員全員で構成する決算審査特別委員会へ付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会へ付託することに決定しました。

決算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

副議長に決算審査特別委員会委員長をお願いいたします。

委員長は、13日本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

ただいまより13日午後1時までを休会とし、特別委員会での決算審査をお願いします。

13日は午後1時から議会を再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 零時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 3 日

9 月 13 日（金曜日）

令和6年河津町議会第3回定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年9月13日（金曜日）午後1時開議

- 日程第 1 議案第57号 令和5年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第58号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第59号 令和5年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議案第60号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第61号 令和5年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第62号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第63号 令和5年度河津町水道事業会計決算認定について
議案第64号 令和5年度河津町温泉事業会計決算認定について
- 日程第 2 発議第 3号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に関する意見書の提出について
- 日程第 3 発議第 4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について
- 日程第 4 第1常任委員会委員長報告について
- 日程第 5 河津町議会改革特別委員会委員長報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第 1 議案第65号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第6号）
- 追加日程第 2 議長辞職について
- 追加日程第 3 選挙第 1号 議長選挙について
- 追加日程第 4 副議長辞職について
- 追加日程第 5 選挙第 2号 副議長選挙について
- 追加日程第 6 同意第 2号 監査委員の選任について

追加日程第 7 常任委員の選任について

追加日程第 8 議会運営委員の選任について

追加日程第 9 選挙第 3 号 東河環境センター議会議員選挙について

追加日程第 10 選挙第 4 号 下田地区消防組合議会議員選挙について

追加日程第 11 選挙第 5 号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員選挙について

出席議員（10名）

1 番	正 木 誠 司 君	2 番	北 島 正 男 君
3 番	大 川 良 樹 君	4 番	桑 原 猛 君
5 番	渡 邊 昌 昭 君	6 番	遠 藤 嘉 規 君
7 番	上 村 和 正 君	8 番	渡 邊 弘 君
9 番	稲 葉 静 君	10 番	宮 崎 啓 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	岸 重 宏 君	副 町 長	木 村 吉 弘 君
教 育 長	鈴 木 弘 光 君	総 務 課 長	川 尻 一 仁 君
企画調整課長	島 崎 和 広 君	町民生活課長	鈴 木 亜 弥 君
健康増進課長	土 屋 典 子 君	福祉介護課長	中 村 邦 彦 君
産業振興課長	稲 葉 吉 一 君	建 設 課 長	臼 井 理 治 君
防 災 課 長	村 串 信 二 君	水道温泉課長	友 田 佳 伸 君
教育委員会 事務局 長	土 屋 勉 君	会計管理者兼 会計室 長	渡 辺 音 哉 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 本 博 雄	書 記	土 屋 翔
---------	---------	-----	-------

開議 午後 1 時 0 0 分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は10名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第57号～議案第64号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、議案第57号 令和5年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第58号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 令和5年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 令和5年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 令和5年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第64号 令和5年度河津町温泉事業会計決算認定についてを議題とします。

本8議案につきましては、去る9月4日に議員全員で構成する決算審査特別委員会に付託してあります。

また、これに関して委員長より、審査報告書が提出されております。

これより本案について、委員長の審査報告を求めます。

3 番、大川良樹議員。

〔決算審査特別委員会委員長 大川良樹君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（大川良樹君） 朗読をもって説明させていただきます。

令和 6 年 9 月 13 日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

河津町議会決算審査特別委員会委員長、大川良樹。

令和 5 年度決算審査特別委員会審査報告書。

1、議案第 57 号 令和 5 年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について

1、議案第 58 号 令和 5 年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第 59 号 令和 5 年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第 60 号 令和 5 年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第 61 号 令和 5 年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第 62 号 令和 5 年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第 63 号 令和 5 年度河津町水道事業会計決算認定について

1、議案第 64 号 令和 5 年度河津町温泉事業会計決算認定について

本委員会に付託の上記 8 議案は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

次ページをお願いします。

令和 6 年 9 月 13 日。

令和 5 年度決算審査特別委員会付帯意見書。

河津町議会決算審査特別委員会委員長、大川良樹。

意見。

1、近年の異常気象や南海トラフ地震臨時情報などを考慮した防災計画の見直しを適宜行い、防災士の活用も含め万全を期されたい。

2、老朽化し、浸水域にある消防河津分署の移転は、防災公園整備完了までの時間的猶予がない。移転候補地を早期に再検討されたい。

3、町民の健康維持のため、带状疱疹や子供のインフルエンザなどの任意予防接種の補助制度を導入されたい。

4、風土の森は過去順調に活用されているとは言えない。今後の方向性を抜本的に見直し

されたい。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

議案第57号 令和5年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第57号 令和5年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議案第58号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第58号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議案第59号 令和5年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第59号 令和5年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第60号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第60号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第61号 令和5年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第61号 令和5年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第62号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第62号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第63号 令和5年度河津町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第63号 令和5年度河津町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第64号 令和5年度河津町温泉事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第64号 令和5年度河津町温泉事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、発議第3号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

3番、大川良樹議員。

〔3番 大川良樹君登壇〕

○3番（大川良樹君） 発議第3号について説明させていただきます。朗読をもって説明させていただきます。

発議第3号。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関す

る法律の延長に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月13日提出。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。

賛同者、河津町議会議員、正木誠司、同じく北島正男、同じく桑原猛、同じく渡邊昌昭、同じく上村和正、同じく渡邊弘、同じく稲葉静、同じく宮崎啓次。

提案理由です。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）は令和7年3月31日に期限を迎える。地震対策緊急整備事業計画は、限られた期間内において達成可能な必要最小限の事業について定めたものであり、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、能登半島地震をはじめとする近年の地震災害の教訓を踏まえ、計画の充実と期間の延長を図り、地震対策の一層の充実に努めていく必要があると考える。

このことから、地震財特法の延長を求め、政府・国会等関係者に別紙意見書を提出する。

意見書と提出先については、別紙をご参照ください。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第3号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財

政上の特別措置に関する法律の延長に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第３、発議第４号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

３番、大川良樹議員。

〔３番 大川良樹君登壇〕

○３番（大川良樹君） 発議第４号について説明させていただきます。朗読をもって説明させていただきます。

発議第４号。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和６年９月13日提出。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。

賛同者、河津町議会議員、正木誠司、同じく北島正男、同じく桑原猛、同じく渡邊昌昭、同じく上村和正、同じく渡邊弘、同じく稲葉静、同じく宮崎啓次。

提案理由です。

冤罪被害者の救済が長期化する理由について、全ての証拠が開示されないこと、検察官による不服申し立てが認められていること、再審手続きが整備されていないことにあると思われる、冤罪被害者を一日でも早く救済していくためには、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の

早期改正が必要と考える。

このことから、再審法の改正を求め、政府・国会等関係者に別紙意見書を提出する。

意見書と提出先につきましては、別紙をご参照ください。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第4号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第1常任委員会委員長報告について

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、第1常任委員会委員長報告について、委員長から調査報告書が提出されております。

これより委員長の報告を求めます。

5番、渡邊昌昭議員。

〔第1常任委員会委員長 渡邊昌昭君登壇〕

○第1常任委員会委員長（渡邊昌昭君） 報告書の朗読をもって説明とさせていただきます。

令和6年9月13日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

河津町議会第1常任委員会委員長、渡邊昌昭。

第1常任委員会調査報告書。

本委員会において調査検討した事件について、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

記

1、調査事件 町有財産の活用に関する件。

2、調査の経過 別紙のとおりです。

3、調査の結果。

文科省の廃校プロジェクトへの参加だけにとどめず、待ちの姿勢ではなく、能動的に段階的な方策を取るべき。

(1)町と関連のある事業者と利活用の可能性の検討。（大和リース、共立メンテナンスなど）

(2)業種を絞って利活用の可能性を打診する。（介護系事業者、宿泊系事業者、渋谷区など）

(3)町として開発補助予算をつけたり、道路管理を担うか検討。

(4)町民への開放の検討。（災害時と平時）

情報開示の留意点として、町民の理解を得るために各種関係団体への説明が必要とされる。

(1)地元説明会。

(2)町民への説明会。

(3)産経連をはじめ町関係団体への説明会。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 委員長の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

○議長（遠藤嘉規君） 以上をもって第1 常任委員会委員長報告を終了します。

◎河津町議会改革特別委員会委員長報告について

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、河津町議会改革特別委員会委員長報告について、委員長から調査報告書が提出されております。

これより委員長の報告を求めます。

8 番、渡邊弘議員。

〔河津町議会改革特別委員会委員長 渡邊 弘君登壇〕

○河津町議会改革特別委員会委員長（渡邊 弘君） 調査報告を朗読をもって報告いたします。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

河津町議会改革特別委員会委員長、渡邊 弘。

委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第47条第2 項の規定により中間報告いたします。

記

1、調査事件 議会活動の改革に関する調査の件。

2、調査の経過 別紙のとおり。

3、調査の結果。

(1) D X 推進について。

L I N E ワークスを活用し、情報の即時提供やスケジュール管理、通知文のペーパーレスを実施した。また、フェイスブックを利用し、迅速な情報提供を実施した。

(2) 反問権の付与。

議論の論点・争点の明確化を図り、より分かりやすく開かれた議会を目指すため、議員の質問・質疑に対し、執行者に反問権を付与することとした。

(3) 議員の成り手不足について。

①議員の成り手不足問題の議論を重ね、議員報酬の低さは、大きな問題の一つと認識し、適切な報酬額を町特別職報酬等審議会において審議してもらえよう要望し、今年度から報

酬額が改定された。

②議員活動の理解促進や身近に感じてもらうための方策について、現在研究している。議会活動の改革は多岐にわたるため、今後も継続して調査研究を進める。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 委員長の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって河津町議会改革特別委員会委員長報告を終了します。

◎日程の追加

○議長（遠藤嘉規君） 先ほど、町長から、議案第65号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第6号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第 65 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第 1、議案第 65 号 令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第 65 号 令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 6 号）。

令和 6 年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 389 万 9,000 円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 8,512 万 1,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

令和 6 年 9 月 13 日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第 65 号 令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 6 号）について説明をさせていただきます。

提案理由です。新たな地域公共交通システム導入に向け、貸切りタクシーを利用した高齢者等お出かけ支援タクシー実証実験を行うためのものです。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

13 款使用料及び手数料 50 万円、1 項使用料同額でございます。

19 款繰越金 339 万 9,000 円、1 項繰越金同額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款総務費 389 万 9,000 円、1 項総務管理費同額でございます。

歳出合計 389 万 9,000 円。

次の３ページ、４ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書１総括は省略をさせていただきます。

５ページをお願いいたします。

事項別明細書２、歳入です。款、項、目、補正額、説明の順に説明をさせていただきます。

13款使用料及び手数料１項使用料１目総務使用料50万円、３節高齢者等お出かけ支援タクシー使用料50万円。こちらは高齢者お出かけ支援タクシーの使用料ということでございます。

19款繰越金１項繰越金１目繰越金339万9,000円、１節繰越金339万9,000円、今回の補正財源とする繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

３歳出です。歳入と同様の説明とさせていただきます。

２款総務費１項総務管理費15目諸費389万9,000円、10節需用費25万円、11節役務費9万4,000円、12節委託料355万5,000円、これらは高齢者お出かけ支援タクシーの実証実験事業に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第65号 令和６年度河津町一般会計補正予算（第６号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第7、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

13時45分まで休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時45分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで議長職を副議長に交代します。

◎日程の追加

○副議長（大川良樹君） 先ほど、議長遠藤嘉規議員より議長の辞職願が提出されましたので、私が議長の職を務めさせていただきます。よろしく協力のほどお願いいたします。

お諮りします。

議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大川良樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時48分

○副議長（大川良樹君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長辞職について

○副議長（大川良樹君） 追加日程第2、議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、遠藤嘉規議員の退場を求めます。

〔議長 遠藤嘉規君退場〕

○副議長（大川良樹君） 暫時休憩します。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○副議長（大川良樹君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

遠藤嘉規議員の議長辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大川良樹君） ご異議なしと認めます。

よって、遠藤嘉規議員の議長辞職を許可することに決定しました。

本件において退場しておりました遠藤嘉規議員の出席を求めます。

〔6番 遠藤嘉規君入場〕

○副議長（大川良樹君） 暫時休憩します。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○副議長（大川良樹君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま前議長の遠藤嘉規議員より、発言の申出がありましたので許可します。

6番、遠藤議員。

○6番（遠藤嘉規君） 議長より許可をいただきましたので、この場をお借りいたしまして、辞任の挨拶ということで一言ご挨拶をさせていただきます。

岸町長をはじめ、町三役の皆様、そして課長の皆様、二年間にわたりましてご協力いた

きまして、誠にありがとうございました。

一昔前の議会と比べて、常任委員会とかが、いろいろ提言なんかをしたりということで、ちょっと面倒くさいことを言う議会になったなあというふうに感じていただけているでしょうか。もしそうであれば、追認機関と言われるような議会からの脱却が少しずつではあるが、進んでいるのかなというふうに感じています。議会と当局が両輪として機能するというようなことをよく言いますが、それはその追認機関からの脱却というところが、一番重要なんじゃないのかなというふうに考えています。

町民の皆様の望む町の未来を創るための過渡期ということかなというふうに思います。今後ともご協力をいただければ幸いです。

そして、議員の皆様、2年に満たない短い期間ではあるんですけども、議会運営ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

2年前、皆様にご協力をいただきまして議長に決まった際に、議長就任の挨拶ということで、所信表明ということで、3つのテーマを掲げさせていただきました。

1点目が、町民の皆様の声をしっかり聞ける、届ける仕組みをつくりたい。広報と広聴の充実をしたいと。2点目として、議会の機能を強化したい、常任委員会の活性化と政策提言を出していきたい。3点目として、議会改革を通して、女性、若者が立候補したい環境整備をしていきたいということで、これを実現するべくご協力をいただいた2年間かなというふうに考えています。

2年前その議長をやらせていただいた当時、あった町民の声というのは、議会は何をやっているのか分からないと、これがその前の議会からの引継ぎ事項ということで、町民の声としてあるんだと。これを解決するべく議会から町民に対しての情報発信を強化しようと、責任の在りどころを明確化しようということで、広報常任委員会を設立させていただきました。初代の委員長に桑原委員長、北島正男副委員長ということで、ゼロからつくっていったような話ですから、なかなか活動大変だったのかなというふうに思います。大変なご苦勞をおかけしたなというふうに感じております。ご協力ありがとうございました。

第1常任委員会に渡邊昌昭委員長、桑原副委員長、第2常任委員会に上村和正委員長、正木誠司副委員長ということで、常任委員会の正副の皆様には、従来の議長報告で終わるのではなくて、当局に対して調査結果を出す政策提言をつくるというところまでを一つの落ちにしてもらいたいということで、活動をお願いをしました。今までなかったことですので、やはり大変なご苦勞があったのかなというふうに感じております。

そして、議会改革特別委員会ということで渡邊弘委員長、宮崎啓次副委員長、担当をしていただきました。議会改革ってなかなかゴールがなくて、これをやったらいいんだという正解もないというところで、大変なご苦勞をされたのかなというふうに思いますが、議会がより開かれたものになって、若い人、多様な人たちが議員として活動できる環境を整えるというのが、河津町の議会、河津町の未来、議会の未来を考える上でも重要なのかなというふうに感じております。引き続きこの議会改革というものが、河津町の発展に寄与するということをお願いして、活動を続けていただけたらありがたいのかなというふうに感じてます。

スペシャルサンクスじゃないんですけども、大川副議長には河津の議会の2年間、潤滑油というような役割で今の河津の議会のこの空気感というのがあるのが、大川副議長のご活躍の賜物かなというふうに感じております。心より感謝を申し上げます。

そして、監査をお願いしました稲葉静議員、一番最初の、議長になって監査をお願いをする時に、なかなか監査が決まらないというような状況から始まったわけなんですけれども、そのときに静さんが「俺がやってやるぞ」と言って、快く引き受けていただきました。

議長になって僕初めて知ったんですけれども、監査って何やっているか、議員もあまりよく分からないポジションなんですよね。常任委員会に出て、一組に出て、定例会に出てと、みんなと同じように役職をやっているプラスアルファ監査で、毎月役場に来て、書類を朝から夕方まで見て、8月には我々決算審査特別委員会、この間やりましたけれども、それと同じ内容以上のものを8月中に何日も朝から夕方まで時間拘束されながらやっているということで、実は議会の中で最も日が当たらない割に、最も過酷な仕事なのかなというふうに感じた次第です。静さんのおかげで無事この2年間、この編成でやってこれたのかなというふうに感じております。心より感謝を申し上げます。

議員の活動を陰に日向にサポートしていただきました議会事務局のお二方にも、議会いろいろやること増えてますので、大変だったかなというふうに思いますが、サポートありがとうございました。

議員全員10名が、皆さん全員役割を持って、肩書を持って、目的意識を持って動いた2年間だったかなというふうに思います。大変だったとは思いますが、心より感謝を申し上げまして、退任のご挨拶と代えさせていただきます。お疲れさまでした。

◎日程の追加

○副議長（大川良樹君） ただいま議長が欠けております。

お諮りします。

この際、議長選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大川良樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決定
しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時59分

○副議長（大川良樹君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎選挙第1号

○副議長（大川良樹君） 追加日程第3、選挙第1号 議長選挙を行います。

議長選挙は投票により行います。

ただいまより議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大川良樹君） ただいまの出席議員は10名です。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、桑原猛議員、及び5番、渡邊昌昭議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大川良樹君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（大川良樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（大川良樹君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔事務局長点呼・投票〕

○副議長（大川良樹君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（大川良樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。

桑原猛議員及び渡邊昌昭議員は、立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（大川良樹君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票数 10票

無効投票数 0票

有効投票中

渡邊 弘議員 7票

渡邊昌昭議員 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、渡邊弘議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました渡邊弘議員が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定による告知をします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（大川良樹君） 不慣れな議長職でございましたが、皆様のご協力により私の任が解かれることになりました。

簡単ではございますが、私のお礼の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、渡邊弘議長、議長席にお着き願います。

〔議長 渡邊 弘君 議長席に着席〕

○議長（渡邊 弘君） ただいま、議長にというご指名をいただきまして、身に余る光栄でございますが、本当にこれからの議長職を一所懸命務めさせていただきたいと思います。そのためには議員の皆様のご協力と町の皆様のご協力が必要かなというふうに常々思います。精一杯務めさせていただきたいと思います。

それでは、取りあえず議長にさせていただきましたので、これからの私の気持ちと言いますか、議長職で取り組んでまいりたいようなことを少し述べさせていただきたいと思います。

まず、私、前の議長様たちから議会改革の命を受けまして、2年間議会改革を皆さんとともに進めてまいりました。その足跡もありまして、非常に議会自体がまとまってきているのかなというふうに感じております。その中で、私、これから議会の方向性として考えている部分は、町民の皆様とともにある議会と、議会も町民のために議会があるんだということを認識しながら進めてまいりたい、そのように思っております。

それと、前任からずっと引き継いでおります議会改革は、そのまま継続し、推進をしてまいりたい。なぜかと言いますと、要は、町民と議会の距離がまだまだ近くなっていない。そのようなことを考えていながら議会運営をしてまいりたい。皆さんによりしく願いたいと思います。

議会は、行政と町民の架け橋となる、そのような立場で議会運営に取り組んでまいりたいと思います。要は、町は議会の議決をもって事業を実行するような形になっております。ぜひ、そこら辺の部分を町民と議会が風通しよくなるような議会運営を図ってまいりたいというふうに思います。

議員は町民の代表であります。町民の意見を町に届けるのも議会の大きな仕事だと思います。そのようなことを小さなことでもいいから進めることによって、町民と議会の距離が近づまるのではないかなと、また、議会と町民がつながることによって町の行政がスムーズに動いていくのではないかな、そのようなことを考えながら今後、議会の議長として職を務めさせていただきたいと思います。

どうぞ、議員の皆様、また、町の職員の皆様、ご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきたいと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（渡邊 弘君） ただいま副議長、大川良樹議員より、副議長の辞職願いが提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職について日程に追加し、追加日程第４として直ちに議題にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職について日程を追加し、追加日程第４として直ちに議題にすることと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎副議長辞職について

○議長（渡邊 弘君） 追加日程第4、副議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大川良樹議員の退場を求めます。

〔副議長 大川良樹君退場〕

○議長（渡邊 弘君） 暫時休憩します。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

大川良樹議員の副議長辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、大川良樹議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

本件において退場しておりました大川良樹議員の出席を求めます。

〔3番 大川良樹君入場〕

○議長（渡邊 弘君） 暫時休憩します。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま前副議長の大川良樹議員より特に発言の申出がありました。許可します。

大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 副議長という大役をこの2年間、務めさせていただきました。本当に岸町長はじめ、町当局の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

また、議員の皆様におかれましては、本当に不甲斐ない副議長だったと思うんですけれども、議会の中でも最年少の遠藤議長を支えるべく副議長になれるかとどうかということで、この2年間、2年前を思い出しますと、僕は以前も言ったんですけれども、キャッチャーという高校野球やっけていまして、チームという一つの組織として議長を支えながら、町当局とともに、議会が両輪になればいいなと思ってたこの2年間、何とか無事に乗り越えることができなのかな、さっきのあの遠藤議長の言葉で本当によかったなと、自分の人生の経験の中でも本当にいい経験をさせていただきました。ありがとうございました。

引き続き、渡邊弘議長の下、本当に人数は少ないですけども、10人でまとまって両輪になればと思いますので、引き続きがんばっていきましょう。どうもありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（渡邊 弘君） お疲れさまでした。

ただいま副議長が欠けております。

お諮りします。

この際、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎選挙第2号

○議長（渡邊 弘君） 追加日程第5、選挙第2号 副議長選挙を行います。

副議長選挙は投票により行います。

ただいまより議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（渡邊 弘君） ただいまの出席議員は10名です。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、遠藤嘉規議員及び7番、上村和正議員を指名します。

○議長（渡邊 弘君） 投票用紙の配付をいたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（渡邊 弘君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（渡邊 弘君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

〔事務局長点呼・投票〕

○議長（渡邊 弘君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 投票漏れなしと認めます。

次に、開票を行います。

遠藤嘉規議員及び上村和正議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（渡邊 弘君） 選挙の結果を報告いたします。

投票数 10票

有効投票数 10票

無効投票数 0票

有効投票数中

桑原 猛議員 8票

渡邊昌昭議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、桑原猛議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました桑原猛議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開場〕

○議長（渡邊 弘君） 暫時休憩。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

副議長、挨拶をお願いいたします。

〔副議長 桑原 猛君登壇〕

○副議長（桑原 猛君） 皆様、このたび副議長に就任いたしました桑原猛でございます。

まずは、このような重責を担う機会をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。私にとって副議長という役職は、非常に重要なものであり、その責務の重さを痛感しております。皆様と協力して、議会の円滑な運営に努めてまいり所存でございます。議長を補佐し、議会の議論の活発かつ円満に進むよう努めるとともに、皆様のご意見やご提案に真摯に耳を傾けていく所存です。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

結びに、私自身誠心誠意を持ってこの役割を果たしてまいりますこととお約束いたします。皆様とともによりよい未来を築いていけるよう尽力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 先ほど町長より発言の申出がありましたので、許可をいたします。町長。

○町長（岸 重宏君） 高いところからでございますが、議員の皆様方にお礼とお願いをさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、このたびの第3回の町定例会におきまして、全ての上程しました議案に対しまして、ご承認いただきましてありがとうございます。お礼申し上げます。

また、このたび議長、副議長の改選によりまして、退任をされました遠藤嘉規前議長、それから大川良樹前副議長におかれましては、2年間の長きにわたりまして町政の運営にご協力いただきまして大変ありがとうございました。感謝申し上げます。また、今後ともどうか町政の運営に変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

また、このたび議長に選任をされました渡邊弘議員、そして副議長に選任をされました桑原猛議員におかれましては、今後とも町と議会の円滑な運営について、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目でございますが、監査委員の選任についてでございます。先ほど稲葉静議員より、辞職願が出されましたので町として受理をさせていただきました。稲葉議員には2年間監査委員として公正中立の立場で監査いただきまして誠にありがとうございました。お礼申し上げます。

ついては、議会選出の監査委員として議会の推薦をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊 弘君） それでは、14時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（渡邊 弘君） ただいま町長から、同意第２号 監査委員の選任についてが提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第６として議題とすることにしたいと思います。

追加日程第６、同意第２号 監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第６、同意第２号 監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎同意第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 追加日程第６、同意第２号 監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、選任された宮崎啓次議員の退場を求めます。

〔１０番 宮崎啓次君退場〕

○議長（渡邊 弘君） 暫時休憩します。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第2号 監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号第196条第1項）の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 河津町笹原85番地の8。

氏名 宮崎啓次 昭和26年11月6日生まれ。

令和6年9月13日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由でございますが、議会選出による監査委員の同意案件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様であります。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なき模様です。

以上で討論を終結します。

これより同意第2号 監査委員の選任について採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり選任について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり選任について同意することに決定いたしました。

本件において、退場しておりました宮崎啓次議員の入場を認めます。

〔１０番 宮崎啓次君入場〕

○議長（渡邊 弘君） この後、議会人事を行いますので、町長以下関係職員につきましては、議会人事が終了するまでの間、退場を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時５５分

再開 午後 ４時１５分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加

これからの日程については、常任委員、議会運営委員の選任、一部事務組合議員の選挙を実施するものです。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

追加日程第７、常任委員の選任について、追加日程第８、議会運営委員の選任について、追加日程第９、東河環境センター議会議員選挙について、追加日程第１０、下田地区消防組合議会議員選挙について、追加日程第１１、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員選挙についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第７、常任委員の選任について、追加日程第８、議会運営委員の選任について、追加日程第９、東河環境センター議会議員選挙について、追加日程第１０、下田地区消防組合議会議員選挙について、追加日程第１１、一部事務組合下田メディカルセンター議会

議員選挙についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎常任委員の選任について

○議長（渡邊 弘君） 追加日程第7、常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、常任委員会委員の任期満了に伴うもので、河津町議会委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

第1常任委員に北島正男議員、大川良樹議員、上村和正議員、渡邊弘議員、宮崎啓次議員を、第2常任委員に正木誠司議員、桑原猛議員、渡邊昌昭議員、遠藤嘉規議員、稲葉静議員を、広報常任委員に正木誠司議員、北島正男議員、大川良樹議員、桑原猛議員、渡邊昌昭議員を指名します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員は、第1常任委員に北島正男議員、大川良樹議員、上村和正議員、渡邊弘議員、宮崎啓次議員を、第2常任委員に正木誠司議員、桑原猛議員、渡邊昌昭議員、遠藤嘉規議員、稲葉静議員を、広報常任委員に正木誠司議員、北島正男議員、大川良樹議員、桑原猛議員、渡邊昌昭議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、各常任委員会が開催され、委員長、副委員長が選任されましたので報告いたし

ます。

第1 常任委員会委員長大川良樹議員、副委員長上村和正議員。

第2 常任委員会委員長遠藤嘉規議員、副委員長渡邊昌昭議員。

広報常任委員会委員長渡邊昌昭議員、副委員長正木誠司議員。

以上でございます。

◎議会運営委員の選任について

○議長（渡邊 弘君） 追加日程第8、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、議会運営委員会委員の任期満了に伴うもので、河津町議会委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会運営委員に大川良樹議員、桑原猛議員、渡邊昌昭議員、遠藤嘉規議員、上村和正議員を指名します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に大川良樹議員、桑原猛議員、渡邊昌昭議員、遠藤嘉規議員、上村和正議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、議会運営委員会が開催され、委員長、副委員長が選任されましたので報告いた

します。

議会運営委員会、委員長桑原猛議員、副委員長大川良樹議員。

以上でございます。

◎選挙第3号

○議長（渡邊 弘君） 追加日程第9、選挙第3号 東河環境センター議会議員選挙について
を議題とし、組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

本件は、組合議員辞職に伴い、選挙を行うものです。選挙の方法については、地方自治法
第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

東河環境センター議会議員に宮崎啓次議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した宮崎啓次議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名されました宮崎啓次議員が東河環境センター議会議員に当選されました。

東河環境センター議会議員に当選されました宮崎啓次議員が議場におられますので、議会
規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎選挙第4号

○議長（渡邊 弘君） 追加日程第10、選挙第4号 下田地区消防組合議会議員選挙について
を議題とし、組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

本件は、組合議員辞職に伴い、選挙を行うものです。選挙の方法については、地方自治法
第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

下田地区消防組合議会議員に遠藤嘉規議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました遠藤嘉規議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました遠藤嘉規議員が下田地区消防組合議会議員に当選されました。

下田地区消防組合議会議員に当選された遠藤嘉規議員が議場におられますので、会議規則
第33条第2項の規定による当選を告知します。

◎選挙第5号

○議長（渡邊 弘君） 追加日程第11、選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議

会議員選挙についてを議題とし、組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

本件は、組合議員辞職に伴い、選挙を行うものです。選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に北島正男議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました北島正男議員を当選人にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました北島正男議員が、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました北島正男議員が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定による当選を告知します。

◎閉会の宣告

○議長（渡邊 弘君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了をいたしました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年河津町議会第3回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 4時28分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

前 議 長

前 副 議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覧

議案等審議結果一覧

令和 6 年第 3 回定例会

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
報 告 第 2 号	令和 5 年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について	6 . 9 . 4	
報 告 第 3 号	令和 5 年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について	〃	
承 認 第 8 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度河津町一般会計補正予算 (第 4 号) について)	〃	承 認
議案第 4 9 号	河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃	原 案 可 決
議案第 5 0 号	河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 5 1 号	見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 5 2 号	河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 5 3 号	令和 5 年度防災拠点施設（長野地区）建設工事変更請負契約について	〃	〃
議案第 5 4 号	令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 5 号）	〃	〃
議案第 5 5 号	令和 6 年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第 5 6 号	令和 6 年度河津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第 5 7 号	令和 5 年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について	6 . 9 . 1 3	認 定
議案第 5 8 号	令和 5 年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
議案第 5 9 号	令和 5 年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第 6 0 号	令和 5 年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第 6 1 号	令和 5 年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第 6 2 号	令和 5 年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第 6 3 号	令和 5 年度河津町水道事業会計決算認定について	〃	〃
議案第 6 4 号	令和 5 年度河津町温泉事業会計決算認定について	〃	〃
発議第 3 号	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に関する意見書の提出について	〃	原 案 可 決
発議第 4 号	刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について	〃	〃
	第 1 常任委員会委員長報告について	〃	
	河津町議会改革特別委員会委員長報告について	〃	
議案第 6 5 号	令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 6 号）	〃	原 案 可 決
	職員派遣の件	〃	決 定
	委員会の閉会中の所掌事務調査の件	〃	決 定
議案第 6 5 号	令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 6 号）	〃	原 案 可 決

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
	議長辞職について	〃	辞 職 遠 藤 嘉 規
選挙第 1 号	議長選挙	〃	当 選 渡 邊 弘
	副議長辞職について	〃	辞 職 大 川 良 樹
選挙第 2 号	副議長選挙	〃	当 選 桑 原 猛
同意第 2 号	監査委員の選任について	〃	同 意 宮 崎 啓 次
	常任委員の選任について	〃	選 任
	議会運営委員の選任について	〃	〃
選挙第 3 号	東河環境センター議会議員選挙	〃	当 選 宮 崎 啓 次
選挙第 4 号	下田地区消防組合議会議員選挙	〃	当 選 遠 藤 嘉 規
選挙第 5 号	一部事務組合下田メディカルセンター 議会議員選挙	〃	当 選 北 島 正 男